

湯河原町地域防災計画

計画編

(平成 28 年 3 月改訂)

(平成 28 年 7 月一部修正)

(平成 30 年 8 月一部修正)

(令和元年 7 月一部修正)

(令和 5 年 3 月一部修正)

湯河原町防災会議

目 次

第 1 部 総則

第 1 章	計画の目的等、位置づけ	1
第 1 節	計画の目的	1
第 2 節	計画の構成	1
第 3 節	計画の修正	2
第 4 節	他の計画との関係	2
1	国、県等の計画との関係	2
2	町の総合計画との関係	2
3	町の各部及び防災関係機関の定める計画等との関係	2
第 5 節	計画の周知	2
第 6 節	計画の習熟	2
第 2 章	湯河原町の自然的、社会的条件	3
第 1 節	自然的条件	3
1	位置と地勢	3
2	気象	3
3	地質・地盤	3
4	活断層	3
第 2 節	社会的条件	4
1	人口	4
2	土地利用	4
3	交通	4
4	都市構造	4
第 3 節	過去の災害履歴	5
1	地震災害	5
2	近年における主な風水害	6
第 3 章	地震被害想定	7
第 1 節	被害想定条件	7
1	想定地震	7
2	想定条件	9
3	想定結果	9
第 2 節	想定される災害に対しての計画	14
第 3 節	地震災害予防計画・応急対策計画策定のための条件	14
1	短期的目標（5 か年以内）	14
2	中期的目標（10 か年以内）	14
3	長期的目標（10 か年超）	14
第 4 章	計画の推進主体とその役割	16
第 1 節	防災関係機関の実施責任	16
1	町	16

2	県	16
3	指定地方行政機関	16
4	指定公共機関及び指定地方公共機関	16
5	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	16
第2節	住民等の責務	17
1	住民	17
2	企業	17
3	災害ボランティア	18
第5章	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	19
第1節	町の防災組織	19
1	湯河原町	19
2	湯河原町防災会議	19
3	湯河原町災害対策本部	19
第2節	県の出先機関等	20
1	県西地域県政総合センター	20
2	小田原保健福祉事務所	20
3	小田原土木センター	20
4	小田原警察署	20
第3節	指定地方行政機関	21
1	農林水産省関東農政局神奈川県拠点	21
2	第三管区海上保安本部	21
3	東京管区気象台（横浜地方気象台）	21
4	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所	22
5	関東財務局（横浜財務事務所）	22
6	関東総合通信局	22
7	神奈川労働局	22
8	国土地理院関東地方測量部	22
第4節	指定公共機関及び指定地方公共機関	23
1	東日本旅客鉄道株式会社横浜支社	23
2	東日本電信電話株式会社神奈川事業部	23
3	東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社	23
4	中日本高速道路株式会社	23
5	一般社団法人神奈川県トラック協会	23
6	日本赤十字社神奈川県支部	23
7	日本銀行横浜支店	24
8	日本郵便株式会社湯河原郵便局	24
9	バス機関（伊豆箱根バス株式会社、箱根登山バス株式会社等）	24
10	湯河原瓦斯株式会社	24
第5節	公共的団体	24
1	J Aかながわ西湘農業協同組合	24
2	湯河原町商工会	25
3	医療機関等	25
4	小田原医師会湯河原班・小田原歯科医師会・小田原薬剤師会	25

5	社会福祉施設・児童福祉施設	25
6	金融機関	25
7	幼稚園・保育園・小学校・中学校	25
8	福浦漁業協同組合	26
9	湯河原温泉旅館協同組合	26
10	自主防災組織	26
第6節	自衛隊	26

第2部 地震災害予防計画

第1章	都市の安全性の向上	27
第1節	計画的な土地利用と市街地整備の推進	27
1	湯河原町都市防災基本計画	27
2	都市計画法に基づく準防火地域の指定における防災対策の推進	27
3	開発許可にかかわる安全性の配慮	28
第2節	防災空間の整備等	28
第3節	公共施設等の安全対策	28
1	道路及び橋りょうの整備	28
2	ヘリポート・港湾施設の整備等	28
第4節	土砂災害対策	28
1	土砂災害危険箇所の調査・把握	29
2	警戒避難体制の整備	29
第5節	ライフラインの安全対策	30
1	上下水道施設	30
2	電気、ガス、電話・通信施設	30
第6節	液状化対策	30
第7節	危険物施設等の安全対策	30
第8節	建築物の安全確保対策	31
第9節	出火予防対策	31
第2章	津波・高潮の対策	32
第1節	津波・高潮対策	32
1	本町の現状	32
2	河川、流域等の整備	32
3	海岸保全施設等の整備	33
4	伝達体制等の整備	33
5	避難施設の整備等	33
6	避難対策	33
7	要配慮者対策	34
8	津波に関する知識の普及	34
9	津波訓練の実施	34

第3部 地震災害応急対策計画

第1章	災害時応急活動事前対策	37
第1節	災害時情報の収集・提供体制の拡充	37
1	県防災行政通信網	38
2	県災害情報管理システム	38
3	防災行政無線	38
4	ゆがわらメールマガジン	38
5	t v k データ放送	38
6	FM放送	38
7	湯河原町テレホンサービス	39
8	インターネット	39
9	安否確認システム	39
10	湯河原町建設振興会による道路等のパトロール	39
11	郵便局による広報活動	40
12	緊急放送	40
13	公用車による広報活動	40
14	アマチュア無線団体	40
15	タクシー無線	40
16	漁業用無線	40
第2節	災害対策本部等組織体制の拡充	41
1	組織体制の拡充	41
2	町及び防災関係機関の組織体制の充実等	41
3	業務継続体制の確保	41
第3節	救助・救急、消火活動体制の拡充	41
1	消防力の強化	41
2	救援活動用設備等の整備	42
第4節	避難対策	42
1	避難場所等の種別と役割	42
2	避難場所等の確保及び整備	44
3	避難計画の策定	45
4	避難所の運営	45
5	住民への周知	45
6	避難訓練	45
7	帰宅困難者（滞留者）等対策	45
8	応急仮設住宅	46
9	ペット対策	46
第5節	要配慮者に対する対策	48
1	要配慮者の把握及び避難行動要支援者名簿の作成	48
2	避難行動要支援者名簿の更新と情報共有	49
3	避難対策	49
4	避難支援	50
5	社会福祉施設等の対策	51

6	カウンセラーの育成	51
第6節	飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策	51
1	備蓄物資の基本的な考え方	51
2	食料、飲料水	51
3	生活必需品	53
4	医薬品及び医療用資器材	53
5	資機材等	53
第7節	医療・救護・防疫対策	54
1	医療活動拠点と救護活動の体制	54
2	広域火葬体制の強化	54
3	防疫（感染症）対策	54
4	保健福祉事務所との連携	55
第8節	文教対策	55
1	教育施設及び通学路等の安全性の確保	55
2	防災資機材等の整備	55
3	学校防災計画の充実	55
4	防災教育の充実	56
5	防災訓練	56
6	文化財の保護	56
第9節	緊急交通路指定想定路線、緊急輸送路等の確保対策	56
1	路線の多重性・代替性の確保	56
2	輸送路情報伝達方法の拡充	57
3	緊急通行（輸送）車両の事前届出の推進	57
4	ヘリポート等の整備	57
5	復旧資機材の備蓄と整備	58
第10節	建築物等対策（危険度判定、応急修理）	58
1	応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成	58
2	災害補償制度の維持と資機材の整備	59
3	判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成	59
4	相互支援の体制整備	59
5	応急修理	59
第11節	ライフラインの応急復旧対策	59
1	上水道対策	59
2	下水道対策	60
3	電気及びガス対策	60
4	電話・通信対策	60
第12節	広域応援体制等の拡充	61
1	陸上自衛隊の災害派遣等担任部隊	61
2	応援受入体制の確立	61
3	情報の共有化等	62
4	応援機関との連携の強化	62
5	ボランティアの受入体制の整備	62
第13節	自主防災組織の充実	63
1	自主防災組織の育成等	63

2	消防団の機能強化	64
3	災害ボランティアの養成及び支援	64
4	企業の防災力向上	64
第14節	防災知識の普及	65
1	町職員に対する普及	65
2	住民に対する普及	65
3	社会福祉施設における防災教育の推進	65
4	液状化対策及び耐震診断・耐震改修の普及啓発	65
5	帰宅困難者に関する普及啓発	66
6	東海地震対策の普及啓発	66
第15節	防災訓練の実施	66
第2章	災害時の応急活動対策	67
第1節	災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置	67
1	災害情報等の収集・伝達	67
2	災害対策本部設置のための事前配備体制	68
3	災害発生直後の被害情報の収集	70
4	災害対策本部の設置	71
5	災害広報の実施	77
6	通信手段の確保	77
第2節	救助・救急、消火及び医療救護活動	79
1	救助・救急、消火活動	79
2	医療救護活動	80
3	医薬品等の確保	80
4	救護所の設置	80
5	重傷病者の搬送及び収容	80
第3節	避難指示等	82
1	避難行動（安全確保行動）の考え方	82
第4節	避難所の開設・運営	83
1	避難所の開設	83
2	避難路の通行確保と避難誘導	85
3	帰宅困難者（滞留者）等への対応	85
4	応急仮設住宅等	86
5	要配慮者への配慮	86
6	避難に際して住民が留意すべき事項	87
7	罹災者の他地区への移送	87
第5節	保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動	87
1	保健衛生	88
2	防疫対策	89
3	行方不明者の捜索、遺体の処理等	90
第6節	飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動	92
1	飲料水及び生活用水の確保・供給	92
2	食料の調達・供給	93
3	生活必需物資等の調達・供給	93

第7節	文教対策	94
1	生徒等の保護対策	94
2	応急教育対策	95
第8節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	97
1	交通の確保	97
2	緊急輸送路等の交通確保の措置	98
3	輸送対象の想定	99
4	緊急通行車両の確認手続	99
5	障害物の除去	100
第9節	警備・救助対策	101
1	陸上における警備・救助	101
2	海上における警備・救助	102
第10節	ライフラインの応急復旧活動	104
1	上水道施設（水道事業者）	104
2	下水道施設	104
3	電力施設（東京電力（株）小田原支社）	104
4	ガス（湯河原瓦斯（株））	105
5	電話・通信（東日本電信電話（株）神奈川事業部 等）	105
第11節	広域的応援体制	106
1	受援計画	106
2	応援要請	106
3	調整会議	106
4	応援部隊の活動拠点等の指定	107
5	ヘリポートの開設	107
6	海上輸送の活用	107
7	通信・連絡手段の確保	107
8	救助・消火活動	108
9	医療活動	108
10	輸送活動	108
11	物資調達	109
12	関係機関等への応援要請	109
13	応援計画	110
14	応援対策本部	111
15	応援期間	111
16	経費の負担	111
第12節	災害救助法関係	111
1	災害救助法の適用基準	111
2	災害救助法の適用手続	112
3	救助の種類	112
4	義援物資及び義援金	113
5	災害弔慰金等	114
第13節	災害ボランティア活動への支援	114
1	ボランティアの受入れ	114
2	ボランティア事務局	114

3	活動拠点の設置	114
4	ボランティアの派遣要請等	115
5	ボランティアへの活動要請の範囲	115
6	ボランティア活動の支援	115
7	ボランティアの活動期間	115
第14節	二次災害の防止活動	115
1	消防活動	115
2	人命救助の活動	118
3	応急危険度判定	118
4	被害家屋の調査	121
5	被災宅地の調査	121
6	応急危険度判定結果の表示	121
7	被災家屋の応急修理	121
8	応急仮設住宅の建設等	122
9	公共施設の機能確保	122
10	土砂災害対策	122
11	爆発等及び有害物質による二次災害対策	122
第15節	被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動	123
1	被災者等への情報提供	123
2	災害相談対策	123
3	物価の安定、物資の安定供給	123
第16節	津波対策	124
1	津波警報等の種類	124
2	津波情報等の受理伝達	124
3	避難の勧告、指示	125
4	その他防災関係機関の措置	125

第4部 風水害等災害予防計画

第1章	都市の安全性の向上	127
第1節	計画的な土地利用と市街地整備	127
第2節	治水対策	127
1	安全性に配慮した行政指導	127
2	浸水想定区域における対策	127
3	地下施設等における被害軽減対策	127
4	地下等における浸水の危険性の周知、啓発	128
第3節	河川改修	128
1	改修の整備目標雨量	128
2	主要河川の改修	128
第4節	下水道整備（雨水）	128
第5節	水害予防施設の維持補修	128
第6節	土砂災害対策	128
第7節	建築物の安全確保	128

第8節	地盤沈下の防止	129
第9節	ライフラインの安全対策	129

第5部 風水害等災害応急対策計画

第1章	災害時応急活動事前対策	131
第1節	災害時情報の収集・提供体制の拡充	131
1	災害時の通信手段等の確保	131
2	災害情報受伝達の一層の強化	131
第2節	災害対策本部等組織体制の拡充	131
第3節	救助・救急、消火活動体制の拡充	131
1	水防力の強化	131
2	救援活動用設備等の整備	131
3	水防資機材の整備	131
第4節	避難対策	132
第5節	要配慮者に対する対策	132
第6節	飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策	132
第7節	医療・救護・防疫対策	132
第8節	文教対策	132
第9節	緊急交通路指定想定路線、緊急輸送路等の確保対策	132
第10節	ライフラインの応急復旧対策	132
第11節	広域応援体制等の拡充	132
第12節	自主防災組織の充実	133
第13節	防災知識の普及	133
第14節	防災訓練の実施	133
第2章	災害時の応急活動計画	134
第1節	災害発生直前の対策	134
1	警戒及び注意の喚起	134
2	災害未然防止活動	134
3	避難のための立ち退き等	134
4	避難所の開設	138
第2節	災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置	138
1	警報・注意報の受理・伝達	138
2	災害情報等の収集・伝達	143
3	災害対策本部設置のための事前配備体制	143
4	災害発生直後の被害情報の収集	143
5	災害対策本部の設置	144
6	災害広報の実施	144
7	通信手段の確保	144
第3節	水防対策	144
1	町の水防事務区域	144
2	監視警戒	144

3	水防警報	145
4	通信連絡体制	146
5	水防状況報告	146
第4節	救助・救急、消火及び医療救護活動	146
第5節	避難所の開設・運営	146
第6節	保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動	146
第7節	飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動	146
第8節	文教対策	147
第9節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	147
第10節	警備・救助対策	147
第11節	ライフラインの応急復旧活動	147
第12節	広域的応援体制	147
第13節	災害救助法関係	147
第14節	災害ボランティア活動への支援	147
第15節	二次災害の防止活動	147
第16節	被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動	148
第17節	災害廃棄物等の処理対策	148

第6部 特殊災害対策計画

第1章	計画の目的	149
第2章	火山災害対策	150
第1節	計画の概要	150
第2節	噴火警報等の種類・噴火警戒レベル	150
第3節	防災知識の普及	154
第4節	災害情報等の収集・伝達	154
第5節	活動体制の確立	155
第6節	広報・避難対策	155
第7節	救助・救急、消火及び医療救護活動	166
第8節	交通の確保	166
第9節	噴出物、降灰等の処理	166
第3章	油流出等海上災害対策	157
第1節	計画の概要	157
第2節	防除資機材の整備	157
第3節	災害情報等の収集・伝達	157
第4節	三浦半島・相模湾排出油等防除協議会への参画	157
第5節	発災直後の情報収集・連絡	157
第6節	沿岸住民への周知	158
第7節	避難対策	158
第8節	救助・救急	158
第9節	沿岸漂着油の回収	158

第10節	特定非営利活動法人神奈川県水難救済会の措置	159
第4章	大規模火災対策	160
第1節	計画の概要	160
第2節	事前対策	160
1	消防用設備等の整備、維持管理	160
2	建築物の防火管理体制	160
3	建築同意制度の活用	160
4	予防査察等による指導	160
第3節	災害情報等の収集・伝達	161
第4節	救助・救急、消火及び医療救護活動	161
第5節	避難対策	161
第6節	災害対策本部の設置	161
第7節	交通の確保	161
第5章	林野火災対策	162
第1節	計画の概要	162
第2節	事前対策	162
第3節	災害情報等の収集・伝達	162
第4節	救助・救急、消火及び医療救護活動	162
第5節	避難対策	162
第6節	災害対策本部の設置	163
第7節	交通の確保	163
第8節	二次災害の防止	163
第7部	復旧・復興対策計画	
第1章	復旧・復興対策の実施	165
第1節	復興体制の整備	165
1	復興計画策定に係る庁内組織の設置	165
2	人的資源の確保	165
第2節	復興対策の実施及び復興計画の策定	166
1	復興に関する調査	166
2	復興計画の策定	167
第3節	市街地復興	168
1	都市復興基本方針の策定	168
2	復興整備条例の制定及び復興対象地区の設定	168
3	建築制限の実施	169
4	都市復興基本計画の策定、事業実施	169
5	仮設市街地対策	169
6	住宅対策	169
第4節	都市基盤施設等の復興対策	169
1	被災施設の復旧等	170

2	応急復旧後の本格復旧・復興	170
第5節	生活再建支援	171
1	被災者の経済的再建支援	171
第6節	地域経済復興支援	175
1	地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施	175
2	金融・税制面での支援	175
3	事業の場の確保	175
4	農林水産業者に対する支援	176
第7節	計画・復旧状況に関する情報提供	177

第8部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章	計画の目的	179
第1節	推進計画の目的等	179
1	南海トラフ地震に関する防災対策の目的	179
2	南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波 避難対策特別強化地域	179
3	南海トラフ地震により想定される被害の概要	180
4	神奈川県地震被害想定調査報告書の南海トラフ巨大地震に よる本町の被害想定	180
5	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務 又は業務の大綱	180
第2章	地震情報	181
第1節	南海トラフ地震に関する情報	181
1	南海トラフ地震に関連する情報について	181
2	南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象	183
3	気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報	184
第3章	防災対応	185
第1節	南海トラフ沿いで時間差発生する後発地震への防災対応	185
1	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	186
2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	191
第2節	南海トラフ地震に関連する情報に関する知識の普及等	193

第 1 部 総則

第 1 章 計画の目的、位置づけ

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第四十二条の規定、大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号)第六条の規定及び、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 14 年法律第 92 号)第 5 条の規定に基づき、湯河原町防災会議が作成する計画です。本計画は、湯河原町の地域に関し、湯河原町及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、住民の協力のもとに、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものです。

資料 1-1 湯河原町防災会議条例

資料 1-2 湯河原町防災会議委員名簿

第 2 節 計画の構成

この計画は、「計画編」と「資料編」の 2 編で構成します。

編	部
計画編	第 1 部 総則
	第 2 部 地震災害予防計画
	第 3 部 地震災害応急対策計画
	第 4 部 風水害等災害予防計画
	第 5 部 風水害等災害応急対策計画
	第 6 部 特殊災害対策計画
	第 7 部 復旧・復興対策計画
	第 8 部 南海トラフ地震防災対策推進計画
資料編	

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第四十二条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正します。

第4節 他の計画との関係

1 国、県等の計画との関係

この計画は、町の地域の災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するもので、国の防災基本計画及び神奈川県地域防災計画並びに指定行政機関の長又は指定公共機関が作成する防災業務計画との関連、整合に配慮し作成します。

なお、この計画のうち「第2部 地震災害予防計画」及び「第3部 地震災害応急対策計画」は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の基礎となるものです。

2 町の総合計画との関係

この計画は、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び地震防災対策特別措置法並びに国及び県の計画等に基づくものですが、この計画に係る町所管の施策又は事業等については、「ゆがわら 2021 プラン（湯河原町新総合計画）」に位置づけ、実施するものとします。

3 町の各部及び防災機関の定める計画等との関係

この計画に基づく防災上の諸活動に当たって必要と認められる細部事項については、町、防災関係機関等において別に定めるものとします。

第5節 計画の周知

この計画は、町の職員及び防災関係機関等に周知徹底させるとともに、住民にも広く周知します。

第6節 計画の習熟

町及び防災関係機関等は、この計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、自ら、又は他の機関と協力して調査研究を行い、実地又は図上訓練その他の方法によりこの計画の習熟に努めます。

第2章 湯河原町の自然的、社会的条件

第1節 自然的条件

1 位置と地勢

本町は、神奈川県西南端に位置し、東部は真鶴町、北東部は小田原市、北西部は箱根町、西部は静岡県函南町、南西部は静岡県熱海市に接しており、東京から約90km、横浜から約60kmにあります。

また、町域は、東西10.1km、南北6.8kmで、総面積は40.97km²です。

地勢は、海岸線を除いた三方を箱根、伊豆・熱海の山々に囲まれ、相模灘に向かって流れる新崎川と千歳川の流域に帯状の平坦地があるほかは、穏やかな丘陵地と傾斜が急な山地によって形成されています。

2 気象

本町は、三方を箱根、伊豆、熱海の山々に囲まれ、冬季にふきぬける寒風は、三方の山々がさえぎり、相模灘の黒潮の影響を受けて、年間を通じて温暖な気候です。

令和3年の年間平均気温は、17.5℃、月平均の降水量は、199.3mmです。

3 地質・地盤

本町域には、熱海火山、湯河原火山、箱根火山から流出した溶岩流が堆積し、広河原付近では、多量の緑色あるいは雑色の火山礫凝灰岩(湯ヶ島層群)や少量の黒色頁岩(頁岩とは、剥離性をもった泥質岩)、緑白色凝灰岩を伴って形成されており、温泉作用により白色化しているところが多くみられます。

また、太平洋プレート、フィリピン海プレート等が錯綜する地域であるため、東海地震、神奈川県西部地震の発生の切迫性が指摘される自然条件下にあります。

4 活断層

断層とは、ある面を境にして両側の地層にずれがみられる地質の構造で、過去に繰り返し活動し、将来も活動する可能性があるものを特に活断層といいます。

本町では、県等の調査により活動度が高いとされるA級活断層(※1)及び主要起震断層の存在は無いとされていますが、町内竹ノ沢から箱根町方面へ

西北西に走向するB級活断層(※2)の北伊豆断層系(箱根湯河原断層)が存在します。

- (※1) A級活断層とは、平均1,000年で1m以上10m未満の変位速度(長期間のずれ量をその期間の年数で割った値)のある活断層です。
- (※2) B級活断層とは、平均1,000年で0.1m以上1m未満の変位速度(長期間のずれ量をその期間の年数で割った値)のある活断層です。

第2節 社会的条件

1 人口

令和4年1月1日現在の本町の人口は、24,151人(男11,384人、女12,767人)、1km²当たりの人口密度は587人です。

令和4年1月1日現在の人口の年齢構成については、0～14歳までの年少人口が7.2%、15～64歳の生産年齢人口が50.7%、65歳以上の高齢者人口が42.1%となっています。本町は、県内でも高齢化率の高い市町村の一つであり、いわゆる要配慮者が多いと考えられます。

2 土地利用

令和3年現在の本町の土地利用状況は、宅地3.069km²、畑3.041km²、山林14.524km²、原野0.003km²、その他20.333km²で、自然的土地利用を主とした中で都市的土地利用が見られます。

3 交通

本町の道路体系は、海岸線を通る国道135号と箱根方面に延びる県道75号が道路網の骨格をなしています。また、鉄道は、東海道本線と東海道新幹線が通り、東海道本線の停車駅である湯河原駅を中心としてバス交通が展開しています。

また、国道135号は、週末や休日には渋滞が慢性化しており、災害時の緊急車両等の通行への影響が懸念されます。

4 都市構造

令和3年現在の本町の都市計画法による地域別の面積は、用途地域399ha(9.73%)、風致地区3,448ha(84.12%)、特別用途地区101ha(2.46%)、準防火地域221ha(5.39%)となっています。また、町内のガソリンスタンドや地下タンク貯蔵所等の危険物備蓄施設数は、62施設あります。

第3節 過去の災害履歴

1 地震災害

過去 100 年間に本町が被害を受けた地震は、下表のとおりです。

【本町が被害を受けた地震（過去 100 年間）】

湯河原町史 第3巻・通史編（昭和 62 年）から一部加筆

年月日	地名（震源地）	マグニ チュード	湯河原町 の被害	国内の被害摘要
大正 12 年 (1923) 9 月 1 日	神奈川県西部 139° 08.3' E 35° 19.7' N (関東地震)	M7.9	土肥村：家屋の下敷きになり 28 名死亡 吉浜村：600 戸全戸に被害 福浦村：山崩れで 20 名以上が犠牲となり 5 戸が埋没 幕山は崩れ、白石丁場・兎沢も大崩壊、道路・鉄道は寸断され、地震と同時に陸の孤島となる	全壊(戸) 128,266 焼失(戸) 447,128 負傷(人) 103,773 死者(人) 99,331 行方不明(人) 43,476 半壊(戸) 126,233 津波による流失(戸) 868
大正 13 年 (1924) 1 月 15 日	神奈川県中部 139° 03.5' E 35.5° N (関東地震の余震)	M7.3		全壊(戸) 1,273 死者(人) 14
昭和 5 年 (1930) 11 月 26 日	静岡県伊豆地方 138° 58.4' E 35° 02.6' N (北伊豆地震)	M7.3	福浦尋常小学校で、門柱倒れ運動場の石垣崩壊、物置傾斜、校舎の壁は亀裂剥げ落ち多く 旧校舎は土台が外れ床の東南隅さがる	全壊(戸) 2,141 死者(人) 259

2 近年における主な風水害

本町の近年における主な風水害は下表のとおりです。

【近年の風水害概要】

発生年月日	災害要因	被害概要
平成 16 年 10 月 9 日	台風 22 号	住家被害（一部破損：6 棟、床上浸水：2 棟、 床下浸水：9 棟、） その他被害（がけ崩れ：1 箇所、 水道断水：194 戸、停電：280 戸）
平成 17 年 8 月 25 日	台風 11 号	住家被害（一部破損：1 棟） その他被害（がけ崩れ：4 箇所、停電：1835 戸）
平成 19 年 9 月 6 日	台風 9 号	住家被害（一部破損：2 棟） その他被害（がけ崩れ：2 箇所、倒木：17 箇所）
平成 20 年 8 月 24 日	大雨・洪水警報	J R 東海道線の不通による滞留者の保護 （滞留者数：約 350 人 内、避難所収容人数 99 人） その他被害（がけ崩れ：1 箇所）
平成 22 年 3 月 20 日	大雨・洪水・ 暴風・波浪警報	住家被害（一部破損：1 棟） その他被害（倒木による柵の破損：1 箇所）
平成 23 年 9 月 21 日	台風 15 号	住家被害（一部破損：1 棟） その他被害（土砂崩れ：1 箇所、倒木：12 箇所） 火災（電柱火災：2 件）
平成 24 年 4 月 3 日	暴風・波浪警報	その他被害（倒木：2 箇所）
平成 24 年 5 月 2 日	大雨・波浪警報	その他被害（土砂崩れ：4 箇所、倒木：1 箇所、 道路陥没：1 箇所）
平成 24 年 6 月 19 日	台風 4 号	その他被害（土砂崩れ：1 箇所、倒木：1 箇所 停電 277 戸）
平成 25 年 9 月 15 日	台風 18 号	非住宅被害（一部破損：1 棟）
平成 26 年 6 月 6 日	大雨警報	その他被害（崖崩れ：1 箇所、出水等：3 件）
平成 30 年 7 月 28 日	台風 12 号	非住宅被害（一部破損：12 棟）
令和元年 10 月 12 日	台風 19 号	住宅被害（一部破損：1 棟） 非住宅被害（一部破損：6 棟） その他被害（港湾：1 箇所）
令和 2 年 4 月 18 日	大雨警報	その他被害（崖崩れ：1 か所）
令和 3 年 7 月 3 日	大雨警報 土砂災害警戒情報	住宅被害（全壊：1 棟） その他被害（崖崩れ：24 か所、出水等：17 件）
令和 3 年 8 月 15 日	大雨警報	その他被害（崖崩れ：1 か所、出水等：11 件）

第3章 地震被害想定

第1節 被害想定条件

1 想定地震

この想定は、「神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）」に基づいています。

今回の調査における想定地震については、神奈川県に及ぼす被害の量的・地域的な状況や、発生切迫性を考慮し、選定しています。選定の視点は、次のとおりです。

【選定の視点】

- ① 地震発生切迫性が高いとされている地震
(例) 都心南部直下地震、神奈川県西部地震
- ② 法律により対策を強化する地域の指定に用いられる地震
(例) 東海地震、南海トラフ巨大地震
- ③ 地震防災戦略・地域防災計画・中央防災会議等において対策の対象としている地震
(例) 三浦半島断層群の地震、大正型関東地震
- ④ 発生確率は極めて低いが、発生すれば甚大な被害が県全域に及ぶ可能性があり、超長期的な対応となる地震
(例) 元禄型関東地震、相模トラフ沿いの最大クラスの地震

なお、発生確率が極めて低く、神奈川県の防災行政やまちづくり行政などにおいて超長期的な対応となる地震や、国の被害想定において最新の知見による震源モデルが示されたものの被害量は想定されていない地震については、参考として被害等の想定を行いました。

都心南部直下地震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード7.3の地震です。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されていることから、想定地震としました。
三浦半島断層群の地震	三浦半島断層帯を震源域とするモーメントマグニチュード7.0の活断層型の地震です。現行の神奈川県地震防災戦略（平成22年3月策定）の減災目標としている地震であることから、想定地震としました。前回の調査では、モーメ

	ントマグニチュード6.9としていましたが、最新の知見からモーメントマグニチュードを変更しています。
神奈川県西部地震	神奈川県西部を震源域とするモーメントマグニチュード6.7の地震です。現行の神奈川県地震防災戦略（平成22年3月策定）の減災目標としている地震であることから、想定地震としました。
東海地震	駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.0の地震です。神奈川県地域防災計画において地震の事前対策について位置づけていること、また、県内の概ね西半分のみが「大規模地震対策特別措置法」の地震防災対策強化地域に指定されていることから、想定地震としました。
南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0の地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから、想定地震としました。
大正型関東地震	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.2の地震です。1923年の大正関東地震を再現した地震で、国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震であることから、想定地震としました。
元禄型関東地震（参考）	相模トラフから房総半島東側を震源域とするモーメントマグニチュード8.5の地震です。1703年の元禄関東地震を再現した地震で、現実に発生した最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震ですが、参考地震として被害量を算出しています。
相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）	元禄型関東地震の震源域に加え関東北部までを震源域とするモーメントマグニチュード8.7の地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いの最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震ですが、参考地震として被害量を算出しています。
慶長型地震（参考）	南海トラフ沖と相模トラフ沿いを繋ぐ断層を設定し、そこで想定したモーメントマグニチュード8.5の正断層型の地震です。平成24年3月に神奈川県が公表した津波浸水予測図の対象地震の中で最大クラスの地震であり、最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。
明応型地震（参考）	南海トラフから銭洲海嶺に伸びるフィリピン海プレート内の断層を設定し、そこで想定したモーメントマグニチュード8.4の逆断層型の地震です。平成24年3月に神奈川県が

	公表した津波浸水予測図の対象地震の中で最大クラスの地震であり、最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。
元禄型関東地震と国府津－松田断層帯の連動地震（参考）	相模トラフで発生する海溝型と国府津－松田断層帯の地震が連動発生するモーメントマグニチュード8.3の地震です。平成24年3月に神奈川県が公表した津波浸水予測図の対象地震の中で最大クラスの地震とされていた「元禄型関東地震と神縄・国府津－松田断層帯の連動地震」の断層モデルの一部を、最新の知見を基に変更した地震であり、最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出しています。

2 想定条件

火災被害等が最大となり、防災関係機関が初動体制を確立し難い条件を想定。

条件	設定
季節	冬
日	平日
発生時刻	18時
風速・風向	近年の気象観測結果に基づく平均

注：津波の被害のみ設定条件が深夜0時

3 想定結果

(1) 想定震度

すべての想定地震（11地震）のうち津波のみの被害想定を算出している3地震をのぞく8つの想定地震について、本町では震度4以上の揺れが想定され、神奈川県西部地震及び相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）では、最大で震度6弱の揺れが想定されます。

(2) 液状化の可能性

すべての想定地震について、液状化の可能性は、町内大部分の地域で「なし」、ごく限定された地域で「可能性が極めて低い」ことが想定されます。

(3) 津波

すべての想定地震（11地震）について、津波が観測されると想定され、特に、相模トラフ沿いの最大クラスの地震（西側モデル）では、10m以上の最大水位になることが想定されます。

- (4) 建物被害
相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）では全壊棟数が 990 棟となり想定地震中最多になると想定されます。
- (5) 火災被害
想定地震のいずれの地震においても、焼失による被害は 0 棟になると想定されます。
- (6) 人的被害
死者数、重傷者数、中等症者数、軽症者数のいずれも、相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）が想定地震中最多になると想定されます。
- (7) 避難者
想定地震のうち、相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）では、1 日から 1 週間後の避難者数が 5,100 人と想定され、その避難者のうち 4,360 人が 1 か月後にも避難生活が継続すると想定されます。
- (8) 帰宅困難者
すべての想定地震について、発災直後の帰宅困難者数は、740 人と想定され、1 日後の帰宅困難者数は、神奈川県西部地震、東海地震、南海トラフ巨大地震で 740 人が継続して帰宅困難者になっていると想定されます。元禄型関東地震（参考）、大正型関東地震、相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）で 2 日後も 740 人が継続して帰宅困難者になっていると想定されます。
- (9) 災害廃棄物
想定地震のうち、相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）では、災害廃棄物の発生量が 20 万トン超になると想定されます。

湯河原町の被害想定結果一覧表(抜粋) (1/3)

項目		想定地震		都心南部 直下地震	三浦半島 断層の地 震	神奈川県 西部地震	東海地震
建物被害	全壊棟数	(棟)	0	0	340	30	
	半壊棟数	(棟)	10	0	1,670	230	
火災被害	出火件数	(件)	0	0	0	0	
	焼失棟数	(棟)	0	0	0	0	
自力脱出困難者		(人)	0	0	20	*	
要配慮者	避難者	高齢者数	(人)	*	0	400	60
		要介護者数	(人)	*	0	100	10
	断水人口	高齢者数	(人)	0	0	0	0
		要介護者数	(人)	0	0	0	0
	家屋被害	高齢者数	(人)	*	0	660	90
		要介護者数	(人)	*	0	160	20
人的被害	死者数	(人)	0	0	70	*	
	重傷者数	(人)	*	0	20	*	
	中等症者数	(人)	*	0	150	30	
	軽症者数	(人)	*	0	220	40	
エレベーター停止台数		(台)	0	0	50	*	
ライフライン	電力	停電軒数	(軒)	0	0	23,360	23,360
	都市ガス	供給停止件数	(戸)	0	0	2,720	0
	LPガス	ボンベ被害数	(戸)	0	0	90	0
	上水道	断水人口(直後)	(人)	*	0	1,820	50
	下水道	機能支障人口	(人)	280	0	910	440
	通信	不通回線数	(回線)	0	0	9,780	9,790
避難者数	1日目～3日目	(人)	20	0	2,610	360	
	4日目～1週間後	(人)	20	0	2,610	360	
	1ヵ月後	(人)	20	0	2,560	330	
帰宅困難者数	直後	(人)	740	740	740	740	
	1日後	(人)	0	0	740	740	
	2日後	(人)	0	0	0	0	
災害廃棄物		(万トン)	*	0	11	1	

※冬18時の想定。ただし、津波による被害は深夜0時の想定。

※ * : わずか(計算上0.5以上10未満)。0 : 計算上0.5未満は0とした。

※各欄の数値は、1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

※要配慮者のうち、高齢者は75歳以上を、要介護者は要介護3以上を対象としている。

湯河原町の被害想定結果一覧表(抜粋) (2/3)

項目		想定地震		南海トラフ巨大地震	大正型関東地震	元禄型関東地震(参考)	相模トラフ沿いの最大クラスの地震(参考)
建物被害	全壊棟数	(棟)	30	120	180	990	
	半壊棟数	(棟)	200	780	840	1,860	
火災被害	出火件数	(件)	0	0	0	0	
	焼失棟数	(棟)	0	0	0	0	
自力脱出困難者		(人)	*	*	*	20	
要配慮者	避難者	高齢者数	(人)	50	190	250	780
		要介護者数	(人)	10	50	60	190
	断水人口	高齢者数	(人)	0	0	0	0
		要介護者数	(人)	0	0	0	0
	家屋被害	高齢者数	(人)	80	300	350	1,040
		要介護者数	(人)	20	80	90	260
人的被害	死者数	(人)	*	110	220	1,550	
	重傷者数	(人)	*	10	10	20	
	中等症者数	(人)	30	80	90	160	
	軽症者数	(人)	40	110	120	220	
エレベーター停止台数		(台)	*	50	50	50	
ライフライン	電力	停電軒数	(軒)	23,360	23,360	23,360	23,360
	都市ガス	供給停止件数	(戸)	0	0	0	0
	LPガス	ボンベ被害数	(戸)	0	90	90	90
	上水道	断水人口(直後)	(人)	30	380	380	1,550
	下水道	機能支障人口	(人)	420	840	840	910
	通信	不通回線数	(回線)	9,790	9,780	9,780	9,850
避難者数	1日目～3日目	(人)	340	1,250	1,600	5,100	
	4日目～1週間後	(人)	340	1,250	1,600	5,100	
	1ヵ月後	(人)	310	1,130	1,350	4,360	
帰宅困難者数	直後	(人)	740	740	740	740	
	1日後	(人)	740	740	740	740	
	2日後	(人)	0	740	740	740	
災害廃棄物		(万トン)	1	4	6	22	

※冬18時の想定。ただし、津波による被害は深夜0時の想定。

※ * : わずか(計算上0.5以上10未満)。0 : 計算上0.5未満は0とした。

※各欄の数値は、1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

※要配慮者のうち、高齢者は75歳以上を、要介護者は要介護3以上を対象としている。

湯河原町の被害想定結果一覧表(抜粋) (3/3)

項目		想定地震	慶長型地震(参考)	明応型地震(参考)	元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震(参考)
建物被害	全壊棟数	(棟)	50	*	110
	半壊棟数	(棟)	50	30	310
火災被害	出火件数	(件)	-	-	-
	焼失棟数	(棟)	-	-	-
自力脱出困難者		(人)	-	-	-
要配慮者	避難者	高齢者数	(人)	-	-
		要介護者数	(人)	-	-
	断水人口	高齢者数	(人)	-	-
		要介護者数	(人)	-	-
	家族被害	高齢者数	(人)	-	-
		要介護者数	(人)	-	-
人的被害	死者数	(人)	10	*	230
	重傷者数	(人)	0	0	*
	中等症者数	(人)	0	0	20
	軽症者数	(人)	0	0	20
エレベーター停止台数		(台)	-	-	-
ライフライン	電力	停電軒数	(軒)	-	-
	都市ガス	供給停止件数	(戸)	-	-
	LPガス	ボンベ被害数	(戸)	-	-
	上水道	断水人口(直後)	(人)	-	-
	下水道	機能支障人口	(人)	-	-
	通信	不通回線数	(回線)	-	-
避難者数	1日目～3日目	(人)	-	-	-
	4日目～1週間後	(人)	-	-	-
	1ヵ月後	(人)	-	-	-
帰宅困難者数	直後	(人)	-	-	-
	1日後	(人)	-	-	-
	2日後	(人)	-	-	-
災害廃棄物		(万トン)	-	-	-

※冬18時の想定。ただし、津波による被害は深夜0時の想定。

※ * : わずか(計算上0.5以上10未満)。0 : 計算上0.5未満は0とした。

※各欄の数値は、1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

※要配慮者のうち、高齢者は75歳以上を、要介護者は要介護3以上を対象としている。

第2節 想定される災害に対しての計画

本町に影響を与えると考えられる地震については、前に示したとおりです。各々の地震は、規模や切迫性、その影響範囲、度合いが異なりますが、すべてに対応できる計画としなければなりません。

この計画を推進するためには、町及び防災関係機関が多くの事業を実施する必要があるため、長期間にわたり、かつ、膨大な投資が必要になってきます。

そこで、実施するに当たり、地域社会の実情を考慮し、各対策を緊急度の高い順に優先的に実施していきます。

また、財源については、国及び県の財政支援を受けて実施する予定です。

第3節 地震災害予防計画・応急対策計画策定のための条件

地震の発生の切迫性は、想定する地震によって現在から数百年以上先と幅があるものです。したがって、より切迫性が高いものから短期的に対応ができる対策を推進し、最終的には数百年先に発生するかもしれない地震についても、構造物が壊れない又は壊れても人を傷つけないまちづくりを目指していきます。

1 短期的目標（5か年以内）

大規模地震対策特別措置法制定の契機ともなり、その切迫性が指摘されている東海地震及び南関東地域直下の地震のうち、より切迫性が高いとされる神奈川県西部地震について、災害時応急活動事前対策の充実を中心に進めます。

2 中期的目標（10か年以内）

マグニチュード8クラスの大正型関東地震が発生しても対応できるよう、地震災害予防対策の充実を図るとともに、都市の安全性を向上させるため、特に防災上重要な構造物の耐震化等を進めます。

3 長期的目標（10か年超）

地震発生の切迫性はありませんが、将来、本町に多大な被害が想定される相模トラフ沿いの最大クラスの地震に対応できるよう、都市そのものの耐震力、防災力を強化し、都市の安全性の向上を進めます。

目 標	対象とする想定地震	対 策 の 主 眼
短期的目標	神奈川県西部地震	災害時応急活動事前対策の充実
中期的目標	大正型関東地震	地震災害予防対策の充実 都市の安全性の向上 (防災上重要な施設を中心に)
長期的目標	相模トラフ沿いの最大 クラスの地震	都市の安全性の向上

第4章 計画の推進主体とその役割

第1節 防災関係機関の実施責任

本計画を推進するに当たって、町、県、その他の関係機関の果たすべき責任は、次のとおりです。

1 町

町は、防災の第一義的責任を有する基礎的な自治体として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施します。

2 県

県は、市町村を包括する広域的自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行います。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関（第三管区海上保安本部、横浜地方気象台等）は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行います。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関（東日本旅客鉄道株式会社横浜支社、日本赤十字社神奈川県支部等）及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力します。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者（JAかながわ西湘農業協同組合、社会福祉施設・児童福祉施設、幼稚園・小学校・中学校等）は、平常

時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施します。

また、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力します。

第2節 住民等の責務

1 住 民

- (1) 「自らの身は、自ら守る。」という自主防災の観点から、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄や家具、ブロック塀等の転倒防止などの予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくりなどの防災対策を行います。
- (2) 「皆のまちは、皆で守る。」という観点から、自主防災組織活動への積極的な参画に努めます。
- (3) 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した防災に関する知識、技能等を災害発生時に発揮できるよう努めます。
- (4) 災害が発生したときは、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出、救助、応急手当等に努めるとともに、避難するに当たっては冷静かつ積極的に行動するように努めます。

2 企 業

- (1) 日ごろから、その管理する施設及び設備の耐震性の確保や食料、飲料水等の備蓄、消火、救出救助等のための資機材の整備、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努めます。
- (2) 災害対策の責任者を定め、災害が発生したときに従業員がとるべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加するための体制を整備するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めます。
- (3) 災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）及び予想被害からの復旧計画を策定するよう努めるとともに、各計画の点検、見直し等を行います。
- (4) 災害が発生したときには、従業員等の安全確保や従業員等が帰宅困難者にならないような措置を講じるとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救助、応急手当、避難誘導等

を積極的に行うよう努めます。

3 災害ボランティア

- (1) 日ごろから、地域、行政、関係機関が開催する防災に関する研修会や訓練等に協力・参加し、関係者との連携を深めるよう努めます。
- (2) 災害時の活動の際は、食料、水、寝具、衣料品等を携行し、ごみは持ち帰るなどできる限り自己完結型となるよう努めるとともに、被災地の状況を把握し、被災者の心情を考慮して活動します。また、ボランティア団体相互の連絡を取り合い、効果的な活動に努めます。
- (3) 県、町及び関係機関は、災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、研修会や養成講座の開催、活動拠点の確保等環境整備に努めます。

第5章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町、県の出先機関等、指定地方行政機関、指定公共機関等が防災に関して処理する業務は、次のとおりです。

第1節 町の防災組織

1 湯河原町

- (1) 湯河原町防災会議に関する事。
- (2) 防災組織の整備及び育成指導に関する事。
- (3) 防災知識の普及及び教育に関する事。
- (4) 災害教訓の伝承に関する啓発
- (5) 防災訓練の実施に関する事。
- (6) 防災施設の整備に関する事。
- (7) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備に関する事。
- (8) 消防活動その他の応急措置に関する事。
- (9) 避難対策に関する事。
- (10) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事。
- (11) 被災者に対する救助及び救護の実施に関する事。
- (12) 保健衛生に関する事。
- (13) 文教対策に関する事。
- (14) 被災施設の復旧に関する事。
- (15) その他の災害応急対策に関する事。
- (16) その他災害の発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置に関する事。

2 湯河原町防災会議

- (1) 湯河原町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する事。
- (2) 法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関する事。

3 湯河原町災害対策本部

- (1) 町の地域に係る災害に関する情報を収集する事。
- (2) 町の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施する事。

第2節 県の出先機関等

1 県西地域県政総合センター

- (1) 所管区域内の市町、県機関及び関係機関等の総合調整に関すること。
- (2) 広域防災活動拠点の運営に関すること。
- (3) 広域活動備蓄拠点の運営に関すること。
- (4) 県西現地災害対策本部構成機関の所管に係る災害応急対策の実施に関すること。
- (5) 所管区域内の被害状況及び災害応急対策実施状況等の収集、取りまとめ及び報告並びにその他の災害情報の収集等に関すること。
- (6) 所管区域内の県機関及び関係機関等に対する県災害対策本部の指令等の伝達に関すること。
- (7) 所管区域外の災害応急対策への支援調整に関すること。
- (8) その他必要な災害応急対策に関すること。

2 小田原保健福祉事務所

- (1) 災害時における管内町域の保健衛生対策に関すること。
- (2) 災害時医療救護活動の支援に関すること。

3 小田原土木センター

- (1) 災害時における管内町域の県管理道路及び橋りょう等の応急対策に関すること。
- (2) 管内町域の県管理道路及び橋りょう等の被害調査及び災害復旧に関すること。
- (3) 河川及び砂防の被害調査及び災害復旧に関すること。

4 小田原警察署

- (1) 災害関連情報の収集・伝達に関すること。
- (2) 被災者の救出・救助に関すること。
- (3) 緊急交通路指定想定路線の確保等交通規制に関すること。
- (4) 行方不明者の捜索、遺体の検視・調査に関すること。
- (5) 犯罪の予防・取締り等、被災地の社会秩序の維持に関すること。

第3節 指定地方行政機関

- 1 農林水産省関東農政局神奈川県拠点
 - (1) 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること。
 - (2) 応急用食料の支援に関すること。
 - (3) 食品の需給・価格動向羅に関すること。

- 2 第三管区海上保安本部
 - (1) 大規模地震災害対策訓練等の防災訓練の実施に関すること。
 - (2) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発に関すること。
 - (3) 港湾の状況等の調査研究に関すること。
 - (4) 船艇、航空機等による警報等の伝達に関すること。
 - (5) 船艇、航空機等を活用した情報収集に関すること。
 - (6) 活動体制の確立に関すること。
 - (7) 船艇、航空機等による海難救助等に関すること。
 - (8) 船艇、航空機等による傷病者、医師、避難者及び救援物資等の緊急輸送に関すること。
 - (9) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与に関すること。
 - (10) 要請に基づく関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。
 - (11) 排出油等の防除等に関すること。
 - (12) 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保に関すること。
 - (13) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示に関すること。
 - (14) 海上における治安の維持に関すること。
 - (15) 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置に関すること。
 - (16) 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置に関すること。
 - (17) 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保に関すること。

- 3 東京管区气象台（横浜地方气象台）
 - (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
 - (2) 気象業務に必要な観測体制の充実、予報・通信等施設及び設備の整備

- (3) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災情報の発表、伝達及び解説
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- (5) 縣市町村やその他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

4 国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所

- (1) 被災した地方公共団体に対する人員及び災害対策用機械の派遣に関すること。

5 関東財務局横浜財務事務所

- (1) 災害発生時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等
- (2) 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
- (3) 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会
- (4) 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付

6 関東総合通信局

- (1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。
- (2) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。
- (3) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。
- (4) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

7 神奈川労働局

- (1) 工場・工事現場等の事業場における労働災害防止の指導・援助
- (2) 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助
- (3) 被災労働者の労働災害補償等
- (4) 被災者の雇用対策

8 国土地理院関東地方測量部

- (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供
- (2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
- (3) 地殻変動の監視

第4節 指定公共機関及び指定地方公共機関

- 1 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社
 - (1) 鉄道、軌道施設の整備、保全に関すること。
 - (2) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保に関すること。
 - (3) 災害時の応急輸送対策に関すること。
 - (4) 鉄道、軌道関係被害調査及び災害復旧に関すること。

- 2 東日本電信電話株式会社神奈川事業部
 - (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
 - (2) 電気通信施設の被害調査及び災害復旧に関すること。

- 3 東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社
 - (1) 災害時における電力供給に関すること。
 - (2) 災害発生時の無線による連絡に関すること。
 - (3) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

- 4 中日本高速道路株式会社
 - (1) 道路の耐災整備に関すること。
 - (2) 災害時における緊急交通路の確保に関すること。
 - (3) 道路の災害復旧に関すること。
 - (4) 道路の保全に関すること。

- 5 一般社団法人神奈川県トラック協会
 - (1) 災害対策用物資の輸送確保に関すること。
 - (2) 災害時の応急輸送対策に関すること。

- 6 日本赤十字社神奈川県支部
 - (1) 医療救護に関すること。
 - (2) こころのケアに関すること。
 - (3) 救援物資の備蓄及び配分に関すること。
 - (4) 血液製剤の供給に関すること。
 - (5) 義援金の受付及び配分に関すること。
 - (6) その他災害救護に必要な業務に関すること。

7 日本銀行横浜支店

- (1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
- (2) 資金決済の円滑化の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
- (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- (5) 各種措置に関する広報

8 日本郵便株式会社湯河原郵便局

- (1) 郵便、為替貯金、簡易保険、郵便年金各事業の業務管理及びこれらの施設等の保全に関する事。
- (2) 災害時における郵便物の送達の確保に関する事。
- (3) 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除に関する事。
- (4) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事。
- (5) 為替貯金業務及び簡易保険業務、郵便貯金の非常取扱いに関する事。
- (6) 被災者の救援を目的とする寄附金を郵便為替により送金するときにおける通常払込み及び通常振替の料金免除の取扱いに関する事。
- (7) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による応急融資に関する事。
- (8) 被災状況の収集活動及び広報活動等に関する事。

9 バス機関（伊豆箱根バス株式会社、箱根登山バス株式会社等）

- (1) 被災地の人員輸送の確保に関する事。
- (2) 災害時の応急輸送対策に関する事。

10 湯河原瓦斯株式会社

- (1) ガス供給施設の耐震整備に関する事。
- (2) 被災地に対する燃料供給の確保に関する事。
- (3) ガス供給施設の被害調査及び復旧に関する事。

第5節 公共的団体

1 JAかながわ西湘農業協同組合

- (1) 県・町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
- (2) 農作物の災害応急対策の指導に関する事。

- (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事。
- (4) 農産物の需要調整に関する事。
- (5) 被災農家に対する融資あっせんに関する事。

2 湯河原町商工会

- (1) 町が行う応急対策の協力に関する事。
- (2) 災害時における物資安定についての協力に関する事。
- (3) 救助物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事。

3 医療機関等

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事。
- (2) 災害時における入院患者等の保護及び誘導に関する事。
- (3) 災害時における病人等の受入れ及び保護に関する事。
- (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事。
- (5) 施設が災害警戒区域等に所在する場合の避難確保計画の作成に関する事。

4 小田原医師会湯河原班・小田原歯科医師会・小田原薬剤師会

- (1) 災害時における医療救護活動の実施に関する事。
- (2) 防疫その他保健衛生活動の実施に関する事。
- (3) 医療及び助産活動の協力に関する事。
- (4) 救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関する事。

5 社会福祉施設・児童福祉施設

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事。
- (2) 災害時における収容者の保護に関する事。
- (3) 施設が災害警戒区域等に所在する場合の避難確保計画の作成に関する事。

6 金融機関

- (1) 被災者等に対する資金の融資に関する事。

7 幼稚園・保育園・小学校・中学校

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事。
- (2) 被災時における教育対策に関する事。
- (3) 被災施設の災害復旧に関する事。

- (4) 施設が災害警戒区域等に所在する場合の避難確保計画の作成に関すること。

8 福浦漁業協同組合

- (1) 県・町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。
- (2) 被災組合員に対する融資又は融資あっせんに関すること。
- (3) 漁船、協同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立に関すること。
- (4) 避難者、救援物資等の海上運搬等に関すること。

9 湯河原温泉旅館協同組合

- (1) 災害時における観光客等の帰宅困難者に対する避難収容施設等の提供に関すること。
- (2) 町が行う旅館業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。

10 自主防災組織

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災用資機材の備蓄に関すること。

第6節 自衛隊

- (1) 人命救助等応急対策の実施
- (2) その他災害救助対策

第2部 地震災害予防計画

第1章 都市の安全性の向上

阪神・淡路大震災における被害原因を究明する中で、都市構造そのものの安全性の向上により積極的に取り組む必要性が明らかになりました。計画的な土地利用と市街地整備をより一層推進させ、公園、緑地、道路、河川による火災の延焼防止や避難地・避難路等として有効に機能する防災空間の確保の推進などです。

道路などの構造物の耐震設計基準も見直され、その対応も必要となっています。昭和56年の新耐震基準以前に建築されたもののうち、耐震性に問題がある建築物について、その耐震性の向上が被災時の被害を最小限に食い止める上で重要であることも明らかになっています。都市の安全性の向上を図るために、建築物、土木構造物、ライフライン施設、防災関連施設などの耐震性の確保を進めます。その場合の耐震設計の方法は、それらの種類、目的によって異なりますが、防災基本計画の「構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方」に沿って進めます。

また、県の実施している「安全な県土づくり」による、河川管理施設や海岸保全施設の整備に協力し、大雨による洪水等に対する都市の安全性及び高潮等の災害から背後地を守るなどの整備を計画的に推進し、災害に強いまちづくりに努めます。

第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進

1 湯河原町都市防災基本計画

町は、「神奈川県都市防災基本計画」及び、「市町村都市防災基本計画」に基づき、幹線道路、河川、緑地帯などに囲まれたコミュニティを単位とした「防災生活圏」を設定し、延焼遮断帯、避難地、避難路、防災緑地、防災活動拠点などの整備を推進します。

2 都市計画法に基づく準防火地域の指定における防災対策の推進

準防火地域に指定されている地区においては、建築物の不燃化を重点的に促進し、木造建築物密集地区においては、延焼遮断帯、避難路、避難地、緊急輸送路、防災拠点などとの連携を図り、準防火地域等の指定に努めます。

3 開発許可にかかわる安全性の配慮

町は県と連携を図り、都市計画法に基づく開発の許可等に係わる行為に当たっては、更に安全性に配慮した指導を進めます。

第2節 防災空間の整備等

町は、災害から住民の安全性を確保するため、住民や地域の参加のもと、きめ細かな防災活動を可能とする適切な圏域（防災活動圏）を形成するとともに、防災活動の拠点となる場や避難路、避難場所等の整備を図るなど、防災空間の整備を推進します。

第3節 公共施設等の安全対策

1 道路及び橋りょうの整備

町は、防災効果の高い道路の整備を推進し、緊急車両の通行路の確保、避難路の確保等に努めます。

また、橋りょうについても、県の指導及び技術的支援を受け、耐震性の強化を図ります。

2 ヘリポート・港湾施設の整備等

大地震が発生したとき、国道 135 号等の幹線道路が寸断し、本町は孤立するおそれがあります。このため、町は、重症者及び緊急物資の輸送を確保するためのヘリポートを整備するとともに、海上輸送方法等について調査・研究します。

第4節 土砂災害対策

町は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）」に基づき土砂災害が発生するおそれがある地域の周知に努め被害の軽減を図ります。

県や防災関係機関と連携し、土砂災害を未然に防止するため、危険箇所の実態を調査、把握し、土砂災害ハザードマップの作成や警戒・避難体制整備計画の策定を進めていきます。

また、急傾斜地崩壊危険区域や土石流危険渓流など災害発生の危険性の高いところについて、工事等のハード整備を県へ要請していきます。

1 土砂災害危険箇所の調査・把握

(1) 土石流

町に、「砂防法」における砂防指定地があり、砂防指定地では、宅地造成等、土地の形状を変える行為をする場合には許可が必要となっています。

(2) 急傾斜地

町に、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、県が指定する急傾斜地崩壊危険区域があり、指定区域では切土、盛土、立木の伐採等の一定の行為が制限されます。

(3) 地すべり

町に、「地すべり等防止法」における地すべり防止区域があり、地すべり防止区域では、地すべり防止の観点から、地すべりを誘発し助長するおそれのある一定の行為が制限されます。

2 警戒避難体制の整備

町は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき県が指定した土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における避難情報の伝達方法を定めるとともに区域内住民へ土砂災害ハザードマップを配布する等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図ります。

また、要配慮者施設に対し、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図るとともに、施設の管理者に対し、危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供して、防災体制の整備に努めるよう指導することにより、要配慮者施設に係る総合的な土砂災害対策を推進します。

なお、土砂災害防止法の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に存在する要配慮者施設の管理者に対しては、電話・FAX等により土砂災害警戒情報（神奈川県と横浜地方気象台が共同で発表）、土砂災害緊急情報及び避難情報等を確実に伝達することとします。

さらに、町は、土砂災害のおそれがある箇所の把握に努め、必要に応じて点検・パトロール等を行います。

資料 2-1 防災上注意すべき自然条件（砂防指定地・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域・土砂災害警戒区域）

第5節 ライフラインの安全対策

1 上下水道施設

町及び水道事業者は、上下水道施設の安全性向上のため、主要上下水道施設の耐震化、非常用電源機器の整備、緊急遮断弁の設置等を進めます。

町内における各簡易水道組合は、災害に対して迅速に対応できるよう体制を強化します。

2 電気、ガス、電話・通信施設

電気、ガス、電話・通信施設については、それぞれの事業者において安全性強化対策を進め、防災性の向上に取り組むとともに、被災時の復旧システムの充実強化に取り組みます。

第6節 液状化対策

大規模な構造物は、地下深く、固い支持層まで杭を打つなど液状化対策が講じられてきましたが、戸建ての住宅などには対策工法の普及はまだ進んでいないといわれています。また、大規模構造物であっても、基礎の地盤が液状化現象により横方向に流れるように動く側方流動が発生している事例が報告されていることから、今後の液状化対策の見直しが迫られています。

1 県では、「建築物の液状化対策マニュアル」(昭和60年)を策定しました。

また、神奈川県地震被害想定調査報告書(平成27年3月)にて液状化の可能性を想定し、地震被害想定結果として広く県民に情報を提供しています。

2 町では、今後、液状化の可能性のある地域に対し、対策工法の啓発に努めるとともに、液状化対策についての情報収集等を行います。

第7節 危険物施設等の安全対策

危険物施設等は、取り扱う物質の性質上、地震時において火災等が発生したとき、周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大の被害を生じる可能性がありますので、その安全対策の強化、充実が必要です。

町は、危険物施設等の事業者に対し、施設・設備の耐震化を促進するとともに、保安体制の充実、防災教育、防災訓練の実施など必要な対策を講じるよう指導します。また、先端技術の発展に伴う化学物質の安全対策を促進します。

資料 2-2 危険物製造所等貯蔵量別施設数

第8節 建築物の安全確保対策

町は、民間建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」及び「湯河原町耐震改修促進計画」に基づき、多数の者が利用する建築物の所有者に対する耐震診断、耐震改修の指導・助言及び普及・啓発を実施するとともに、「神奈川県耐震改修促進計画」に基づき、神奈川県と協働して耐震化を推進します。

また、湯河原町生垣設置奨励補助金の活用により、ブロック塀に替えて生垣の設置を促進するとともに、窓ガラス、屋外広告物等の落下防止対策についても必要な対策を講じるよう指導します。

第9節 出火予防対策

災害時に火災が発生しますと、時間、季節、風向、風速等によっては、更に延焼する可能性があります。

町は、出火及び延焼拡大防止のため、初期消火等に関する指導徹底、消防力の強化に努めます。また、延焼防止の観点から、道路、公園の整備を進めるとともに、準防火地域の指定をします。

第2章 津波・高潮の対策

第1節 津波・高潮対策

1 本町の現状

本町の海岸線は、総延長約3kmで、沿岸部は市街化が進み、大型の物販店等が建設され、週末には多くの人が集まります。また、沿岸部のほぼ中央部に湯河原海岸があり、海水浴シーズンには湯河原海水浴場として大勢の観光客等で賑います。

県は、湯河原海岸において、海岸高潮対策として、防潮堤、護岸、人工リーフ等を設置しました。

町は、人工リーフ設置後に防災的機能を有し、海岸緑地帯の形成を図る湯河原海辺公園の整備を進めていきます。

町は、海岸における避難口案内標示をしていますが、より一層の伝達体制の充実や津波・高潮のおそろしさに対する海浜利用者の防災意識高揚を推進します。

町は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局が緊密に連携した計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からまちづくりに努めます。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めます。

町は、県と連携して「津波対策の推進に関する法律」及び「津波防災地域づくりに関する法律」の適切な運用に努めます。

町は、行政関連施設や要配慮者施設について、浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、行政関連施設をやむを得ず設置する場合は、施設の耐浪化、非常電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図ります。

2 河川、流域等の整備

県が都市河川の整備を推進することに伴い、町は、流域の適正な土地利用への誘導も含めた総合的な治水対策を推進します。

また、町は、都市計画法に基づく開発の許可において、安全性に配慮した指導を進めます。

3 海岸保全施設等の整備

町は、津波発生時に的確な応急対策を図るため、津波からの防災性にも優れた交通基盤を整備するほか、孤立化防止のためのヘリポート整備を進めます。

また、船の座礁防止策や漁業関係被害の軽減策について検討します。

4 伝達体制等の整備

津波の伝達監視体制として、湯河原町地域防災計画に基づく湯河原町消防本部震災警防計画により津波監視担当者の選任、津波監視場所の設置等が計画され、防災行政無線施設の海岸地区に対する整備も図られております。また、地域の住民や海浜利用者への確実な情報伝達のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や防災行政無線の整備を進め、災害時の情報収集・伝達体制を強化します。

5 避難施設の整備等

町は、津波から徒歩による迅速な避難を確保するため、津波避難経路、津波避難階段等の避難関連施設の整備を進めるとともに、その安全性の点検に努めます。

町は、身近な場所に避難できる高台等がない場合は、避難施設を確保するため、民間事業者、民間ビルの管理者の協力を得て、津波避難ビルを指定するとともに、そうした資源がない地域にあっては、地元の自治会と協議しながら津波避難タワーの整備を検討します。

6 避難対策

町は、津波発生時における適切な避難対策を実施するため、津波災害警戒区域図に基づき、避難体制の整備、住民への周知等一層の津波対策の充実を図る津波避難計画を策定し、避難場所、避難路の確保や誘導標識の整備を進めるとともに、避難経路、避難階段、津波避難タワー等の避難関連施設の整備を推進します。また、民間事業者、民間ビルの管理者の協力を得て、津波避難ビルの指定に努めます。また、マリンスポーツなどで海岸から離れたところにいる人たちへ津波警報が伝わるように、津波フラッグ（※）のように視覚に訴える情報伝達を行うとともに、伝達方法の統一的な運用を図ります。

※津波フラッグ：津波警報等を視覚により伝達する「赤と白の格子模様の旗」です。

町は、津波災害警戒区域図や地域の実情を踏まえ、津波による浸水の危険性が低い場所に避難場所を設けるよう、避難所等の指定の見直しを行います。

町は、消防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールの作成や周知に努めます。

7 要配慮者対策

町は、やむを得ず浸水のおそれがある場所に要配慮者施設を設置する場合は、安全なスペースの整備等に努めます。町は、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有等の避難誘導體制の整備や避難後の支援方策の検討を進めます。

沿岸部に位置する社会福祉施設等の管理者は、地震等災害発生時に迅速・的確な対応を行うため、新たな津波浸水予測図等を踏まえ、施設等における避難計画を作成するとともに、防災組織を強化し、町との緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等との連携に努めます。

8 津波に関する知識の普及

- (1) 町は、津波災害警戒区域図を踏まえた津波情報看板の設置に努めます。
- (2) 町は、津波災害警戒区域図及び津波ハザードマップ作成の手引きを踏まえて津波ハザードマップを作成し、住民等への周知を図ります。
- (3) 町は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討します。また、県及び町は、土地取引における活用等を通じて、津波災害警戒区域図や津波ハザードマップの内容を理解してもらうよう努めます。
- (4) 町は、津波による人的被害を軽減する方策は住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等、避難指示、基準水位の数値等の意味や内容、徒歩避難の原則、防災に関する様々な動向や各種データ等について、各種媒体を活用し住民等にわかりやすく継続的に周知します。

9 津波訓練の実施

町は、県警察、海上保安庁や民間の救護組織と連携して、津波情報伝達訓練、避難訓練等を実施します。

また、最大クラスの津波やその到達時間、夜間等の様々な条件に配慮し、具体的かつ実践的な訓練を継続的に実施し、居住地、職場、学校等における避難訓練の実施の必要性等の周知に努めます。

資料	4-1	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（内田ビル）
資料	4-2	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（メゾンド和幸）
資料	4-3	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（レジデンス内藤）
資料	4-4	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（メゾン千夢）
資料	4-5	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（パレス湘南）
資料	4-6	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（小川ビル）
資料	4-7	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（湯河原胃腸病院若葉寮）
資料	4-8	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（シーサイドスクエア）
資料	4-9	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（湯河原ロイヤルハイツ）
資料	4-47	津波発生時における指定緊急避難所としての使用に関する協定書（プレゴ湯河原立体駐車場）
資料	4-48	津波発生時における指定緊急避難所としての使用に関する協定書（ホームステーションらいふ湯河原）
資料	4-50	津波発生時における指定緊急避難所としての使用に関する協定書（アクロスプラザ湯河原）
資料	2-5	地震及び津波に関する情報
資料	2-25	湯河原町津波災害警戒区域図
資料	2-26	湯河原町高潮浸水想定区域図
資料	1-12	防潮扉一覧表

第3部 地震災害応急対策計画

第1章 災害時応急活動事前対策

大規模な地震災害等が発生したとき、発災直後の応急活動対策を適切に実施することが、二次災害などによる被害の拡大を軽減、防止するための鍵といえます。国、県、市町村、その他の防災関係機関は、災害発生の際が把握できたときあるいは地震災害が発生したときを想定した災害応急対策を構築し、各種訓練を実施するなどの備えをしてきました。しかしながら、こうした体制を現実の場面で有効に機能させるためには、より一層の事前準備と、具体的で、実践的な行動マニュアルの策定、多様な場面を想定した訓練、さらには、広域応援体制の充実を図る必要があります。

また、応急活動の実施に当たっては、住民に最も身近な基礎的な自治体として市町村の役割が重要になります。そこで、町は、事前準備や広域的処理に必要な緊急輸送路の確保、広域的支援体制の運用等を国及び県の支援を受けて実施します。

第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充

大規模地震等の災害発生時に、その被害を最小限にとどめ、迅速・的確な災害応急対策活動を行うためには、被害状況を素早くかつ正確に収集、伝達することが重要です。そこで、町及び公共機関等は、被災者を支援するため、災害発生前後の時間経過（警戒期、発災期、避難救援期、応急復旧期、復興期）に応じた情報の収集、提供システムを構築するとともに、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理します。さらにこれらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。

罹災証明書の発行、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理するシステムの導入や体制の整備に努めるとともに、支援情報は、要配慮者等にも配慮した提供方法とするよう努めます。

なお、町は、アマチュア無線団体など、防災関係団体と連携して、災害時の情報受伝達に関する協力体制を確保し、情報ルートの多重化及びリスクの分散化を図ります。

現在整備されている情報収集・提供体制は、一般加入電話及びFAX、消防無線等のほか次のとおりとなっています。

1 県防災行政通信網

県からの一斉指令や横浜地方気象台発表の情報を専用の通信手段（有線系・衛星系）により受信

2 県災害情報管理システム

(1) 防災基礎情報

(2) 被害情報、被害復旧情報

(3) 災害状況資料

※ 本システムの運用は、「神奈川県災害情報管理システム運営要綱」により行います。

3 防災行政無線

災害時等における情報の伝達をより充実するため、防災行政無線設備のデジタル化を実施し、難聴地域の解消を図るため屋外拡声子局を72箇所を増設し、戸別受信機も併せて増設しました。

設備のデジタル化に伴い、アンサーバック機能（※）を各地区の主要避難場所等に設置してある屋外拡声子局20箇所へ設置しました。

また、地震、津波等の緊急情報を全国に一斉発信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）と防災行政無線システムを連動させるなど、災害情報の伝達体制の充実に努めています。

※ アンサーバック機能：親局と子局間で互いに通信できる機能

4 ゆがわらメールマガジン

町では、登録制メールにより防災行政無線や気象情報・防犯情報・交通情報などを配信しています。また、新たにLINEでの配信を開始しました。

5 tvkデータ放送

町では、防災行政無線で伝達した放送内容を、テレビ神奈川3chのデータ放送画面から確認することができます。

6 FM放送

（株）エフエム熱海湯河原(79.6MHz)により平常時においては、町のタ

ウン情報等の放送を実施していますが、緊急時においては、「災害時における緊急情報放送に関する協定」に基づき、役場特設スタジオから住民等に向けて災害情報などの放送を実施することができます。また、全国瞬時警報システム（J－ALERT）情報を緊急割り込み放送にて伝達するシステムを導入しました。

町は、今後も（株）エフエム熱海湯河原との連携を強化し、災害時における外国人向け放送や要配慮者にも配慮した放送が可能となるよう努めていきます。

7 湯河原町テレホンサービス

町では、防災行政無線で伝達した放送内容を、NTT電話回線を使用したテレホンサービスでも提供しています。

湯河原町テレホンサービス番号

(0465) 63-2020 【防災・観光情報等】

(0465) 60-0010 【火災・地震情報等】

8 インターネット

現在、町では湯河原町ホームページを活用して、防災関連情報の提供を実施していますが、平常時の防災啓発情報に加え、災害発生時におけるタイムリーな情報の発信体制等を強化していきます。

湯河原町のホームページアドレス

<http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/>

9 安否確認システム

町では、消防団員を含めた住民へ携帯電話やモバイル端末を利用して、平時及び災害発生時に家族の安否を確認できるシステムの導入を進めます。

また、携帯電話を持たない高齢者や子ども等の安否確認ができる仕組みの構築を進めます。

10 湯河原町建設振興会による道路等のパトロール

町は、「災害初動対応に関する協定書」に基づき、湯河原町建設振興会に対し、町内道路等のパトロールを要請します。

1 1 郵便局による広報活動

町は、「湯河原町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書」に基づき、町内の各郵便局に対し、郵便局ネットワークを活用した広報活動を要請します。

1 2 緊急放送

町は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じ、NHK横浜放送局等に対し放送要請をします。

1 3 公用車による広報活動

広報活動は、原則として公用車を使用しますが、警察署その他の防災関係機関の協力を得て実施します。

1 4 アマチュア無線団体

町は、湯河原町アマチュア無線連絡協議会と連携を強化し、情報受伝達に努めるとともに、災害時協定の締結等による体制の強化を推進します。

1 5 タクシー無線

町は、「災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定」に基づき、災害情報の収集及び提供を湯河原ハイヤー組合の加盟各社に対し要請します。

1 6 漁業用無線

町は、「災害時における漁業用無線通信等の協力に関する協定」に基づき、災害情報の収集及び提供を福浦漁業協同組合に対し要請します。

なお、町は、優先電話の不通時又は携帯電話網又は無線網のエリア外での情報収集・提供に備えるため、衛星電話の整備を検討します。

資料 1-10 湯河原町防災行政無線局管理運用規程

資料 2-3 防災行政無線固定局設置場所一覧表

資料 2-4 IP無線機一覧表

資料 4-10 災害時における緊急情報放送に関する協定書

資料 4-11 湯河原町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

資料 4-12 災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定書

資料 4-14 災害時における漁業用無線通信等の協力に関する協定書

資料 4-15 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）

資料 4-61 災害初動対応に関する協定書（湯河原町建設振興会）

第2節 災害対策本部等組織体制の拡充

1 組織体制の拡充

大規模な地震災害や風水害が発生した際に、災害対策本部要員が被災者となることや、災害対策本部そのものが被災することを想定した体制の整備が必要です。

このため、町は、発災時における災害対策本部要員の参集を確保するために、情報伝達体制の充実、参集場所の多元化に努めるとともに、人事配置においても、非常時における参集に留意します。

また、様々な状況を想定した災害対策本部運営訓練、職員の緊急参集訓練、図上訓練等を実施することにより、災害時において非常配備体制が迅速に整うよう努めます。

2 町及び防災関係機関の組織体制の充実等

町及び防災関係機関は、国及び県との組織体制の拡充を図るとともに、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できるよう、災害対策本部等防災組織体制の確立及び充実を図ります。また、庁舎等が被災した場合の代替施設の確保に努めます。

3 業務継続体制の確保

防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄に努めます。また、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備などの非常用通信手段の確保に努めます。

また、大規模停電や計画停電を想定して、災害対策本部及び応急活動の拠点となる役場庁舎に太陽光発電及び蓄電設備を設置しました。

資料 1－3 湯河原町災害対策本部条例

第3節 救助・救急、消火活動体制の拡充

1 消防力の強化

(1) 町消防本部は、救助・救急、消火活動の中核としての機能が発揮できるよう、はしご車、救助工作車、高規格救急車、消防ポンプ車等消防装備の整備、拡充に努めます。

(2) 町消防本部は、大規模な火災等を想定し、周辺市町村とともに消防力の

強化・連携を図ります。

- (3) 町消防本部は、地震等災害時における広域的な火災防ぎょ活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、消防計画の中に震災時における大規模火災等の対応について、事前計画を策定します。
- (4) 町消防本部は、消防職員の能力、資質の一層の向上を図るため、職員を消防学校及び消防大学校での専科・特別教育に参加させるとともに、救急救命士には医療機関等での研修・教育に参加させます。
- (5) 町は、出火、延焼拡大予防のための建築物、建材の不燃化促進、初期消火設備の設置・普及等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備を図ります。

2 救援活動用設備等の整備

町消防本部は、通信困難や停電などが生じる災害時にも救急救命士が対応できる救命情報システムを県、医師会など関係機関と共同して構築していますが、更に充実するよう努めます。

県では、災害時の要員や物資の輸送、救助、重傷者の搬送等にヘリコプターなどを活用して、応急対策における機動性を高めることとしております。

- 資料 1-4 消防職員数
- 資料 1-5 消防団員数
- 資料 1-6 消防車両等保有状況
- 資料 1-7 県内消防機関連絡先一覧表
- 資料 1-8 消防水利一覧表
- 資料 1-9 防火対象物一覧表

第4節 避難対策

1 避難場所等の種別と役割

災害対策基本法に基づき、切迫した災害の危険から逃れるための「緊急避難場所」と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための「避難所」をあらかじめ指定することとなり、町は、従来区分の「広域避難場所」、「緊急避難場所」「避難施設」及び「津波避難ビル」のすべてを指定緊急避難場所として指定し、そのうち「避難施設」は、指定避難所としても相互に兼ねて指定。なお、上記の指定がなされても、避難場所等の性格、用途に変更は無いので、従来区分の名称「広域避難場所」、「緊急避難場所」「避難施設」及び「津波避難ビル」は引き続き使用するものとします。

区分	避難場所の性格、用途	指定主体	具体的な場所
指定緊急避難場所	異常な現象の種類ごとに政令で定める基準に適合した安全が確保できる場所または施設	国の定める基準により町が指定	広域避難場所、緊急避難場所、避難施設、津波避難ビルすべてを指定
広域避難場所	大火災の発生という最悪の状況下で、火災が延焼拡大しても輻射熱や煙に冒されることなく安全が確保できる場所	町が指定	各小学校グラウンド及び教育センター駐車場
緊急避難場所	災害の発生により、まず避難して、災害の状況と住民同士の安否を確認し、地域内で助け合う拠点となる場所	町が指定	主に町内の公園等
避難施設 (指定避難所)	災害に伴い家屋の倒壊、焼失により帰宅できない被災者が臨時に生活を行う収容施設	町が指定 (国の定める基準により町が指定)	主に町内の会館、保育園及び小学校の体育館等
津波避難ビル	津波災害警戒区域内において、住民等が一時若しくは緊急避難・退避する施設	町が指定	沿岸地区の3階以上の建物から指定

(1) 指定緊急避難場所

災害が発生した場合に安全かつ迅速な避難を行うため、災害対策基本法第四十九条の四に基づき政令で定める基準に適合する場所または施設であり、異常な現象の種類ごとに定めるもので、湯河原町として以下の避難場所等を指定する。

ア 広域避難場所

町では、「神奈川県大震火災避難対策計画」に基づき、火災が延焼拡大したとき、その輻射熱や煙から生命・身体を守るために避難する場所として、今後も整備に努めます。

イ 緊急避難場所

災害により家屋の倒壊・焼失などの被害を受けた住民又は被害を受けるおそれがある住民を一時的に避難させる場所であり、現在、主に町内の公園を指定していますが、今後も、地域の状況を考慮して整備に努めます。

ウ 避難施設

緊急避難場所と同様に、災害により家屋の倒壊・焼失などの被害を受けた住民又は被害を受けるおそれがある住民が避難する施設であり、風水害時のように災害箇所が限られている地域において使用するときや、また、地震等の大規模災害時には、高齢者、障がい者等の要配慮者を優先的に避難させることとします。現在、主に町内の会館、保育園及び小学校の体育館を指定していますが、今後も、地域の状況を考慮しながら整備に努めます。

エ 津波避難ビル

地震発生から比較的短時間で津波の来襲する津波災害警戒区域内において、避難困難者となる可能性の高い地域住民、旅行者等を対象とした一時退避のための施設で、今後も、民間事業者、民間ビルの管理者の協力を得て整備に努めます。

(2) 指定避難所

災害対策基本法第四十九条の七に基づく指定避難所は、住居等の喪失などが発生した被災者を収容保護し臨時的に生活を営む施設です。町は災害時に、被害状況に応じて指定避難所を開設します。

また、町は高齢者、障がい者等の要配慮者を収容するための施設として、設備、体制が整った社会福祉施設等を福祉避難所として活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の協定の締結に努めます。

2 避難場所等の確保及び整備

町は、避難者の安全対策を推進するため、事前に指定緊急避難場所及び指定避難所を指定、確保するとともに、その施設等の整備を図ります。県立施設や民間施設等を避難場所として指定する場合は、協定等の締結により、施設管理者との役割分担の明確化を図ります。

なお、避難所の整備は、避難の長期化に備え、高齢者、障がい者等の要配慮者へのケア、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に十分配慮することに努めます。

また、町単独では避難場所の確保が困難となったときや二次災害発生の危険があるときに、町域を越えた広域的な避難の支援ができるよう、県と協働して体制の整備を図ります。

町は、県と連携し、大規模停電や計画停電を想定して、避難所に指定されている施設への太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進します。

3 避難計画の策定

町は、災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、あらかじめ、次の事項に関する避難計画等を策定・整備します。

(1) 「避難情報の判断・伝達マニュアル」

警戒レベルを用いた避難指示等の判断基準と伝達方法をマニュアル化したもの

(2) 避難地への経路及び誘導方法

(3) 避難地の名称、所在地、対象地区及び対象人口

(4) 避難の心得及び知識の普及啓発に関する事項

4 避難所の運営

町は、県の避難所マニュアル策定指針を参考に、男女のニーズの違い等の男女双方の視点などに十分配慮するほか、自主防災組織等の地域住民を中心として避難所運営組織を設置し、避難所開設・運営計画に基づき、避難所の円滑な運営を行います。

5 住民への周知

町は、災害時に安全かつ迅速に避難が行えるよう、地域内の避難場所、避難経路及び避難指示方法について、あらかじめ住民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について周知するよう努めます。

また、観光客や外国人等にもわかりやすい避難所案内板、表示板の設置に努めます。

6 避難訓練

町は、避難場所への避難訓練を実施し、災害時に円滑に避難できるように努めます。

7 帰宅困難者（滞留者）等対策

町は、発災時における帰宅困難者（滞留者）等のため、鉄道事業者、警察と協力して誘導に努めます。

また、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則を住民、企業、学校、関係団体等に対して周知を図り、一斉帰宅抑制の徹底を促します。

海上を利用した避難対策として、福浦漁業協同組合、第三管区海上保安本部及び自衛隊と連携した体制を整えるよう努めます。

交通機関の復旧が遅れた場合には、必要に応じ湯河原温泉旅館協同組合

との「災害時における避難収容施設等の提供に関する覚書」に基づき、帰宅困難者（滞留者）等の避難場所確保等の協力要請をします。

また、避難場所の更なる確保のため、関連機関と協定締結に向けた協議を行います。

企業等が従業員などを一定期間事業所等内に留めるために必要となる水、食料、物資等の備蓄や事業所建物の耐震化、大型の什器・備品の転倒防止の促進を図ります。

町は、帰宅困難者用の一時滞在施設の確保及び耐震化の促進に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における非常食等の計画的な備蓄を進めます。

町は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化します。また、鉄道事業者との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行います。

町は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練を実施します。

8 応急仮設住宅

町は、災害時における応急仮設住宅の迅速な供給や設置運営を円滑に実施するため、津波にも配慮した建設可能地の調査を行い、建設可能な土地のデータ収集を図ります。

また、応急仮設住宅の建設、入居基準、運営等のマニュアルを作成し、県との協力関係を明確にし、災害に備えます。

9 ペット対策

町は、避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所運営マニュアルに位置づけます。

- 資料 4-16 災害時における避難収容施設等の提供に関する覚書（湯河原温泉旅館協同組合）
- 資料 4-17 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書（株式会社ユニマットそよ風「温泉ケアセンターそよ風」）
- 資料 4-18 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書（生活保健協会「ニューライフ湯河原」）
- 資料 4-19 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書（湯河原ゆうゆうの里）
- 資料 4-20 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書（シーサイド湯河原）
- 資料 4-21 災害時における駐車場等の一時使用に関する協定書（ジェイコー湯河原病院）
- 資料 4-22 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書（株式会社スタディー「ホテル四季彩」）
- 資料 4-23 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書（株式会社ツクイ「ツクイ湯河原グループホーム」）
- 資料 4-24 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書（社会福祉法人湯河原福祉会「湯河原老人ホーム」）
- 資料 4-25 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書（株式会社らいふ「ホームステーションらいふ湯河原」、「ホームステーションらいふ湘南かねか湯河原」）
- 資料 4-26 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書（ミモザ株式会社「ミモザ湯河原」、「ミモザ湯河原温々」）
- 資料 4-27 災害発生時等における帰宅困難者避難所として使用する協定（湯河原町商工会）
- 資料 4-28 大規模災害時における住民等のための協力に関する協定書（神奈川県市町村職員共済組合「湯河原温泉ちとせ」）
- 資料 4-29 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書
- 資料 2-23 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表
- 資料 4-52 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書（株式会社ちぼり 本社ビル）
- 資料 4-56 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書（特定非営利活動法人地域作業所たんぽぽ）
- 資料 4-60 災害時における障がい者等の緊急受入れに関する協定書（神奈川県立小田原養護学校湯河原校舎）

第5節 要配慮者に対する対策

- 1 要配慮者の把握及び避難行動要支援者名簿の作成
 - (1) 町は、在宅の高齢者、障がい者、妊産婦、難病患者、人工透析患者、児童、乳幼児等の要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する「避難行動要支援者」を把握し、避難の支援、安否の確認、その他、生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（避難支援等）を円滑に実施するため、「避難行動要支援者名簿」を作成します。
 - (2) 町は避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する事項を記載し又は記録します。
 - ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 性別
 - ④ 住所又は居所
 - ⑤ 電話番号その他の連絡先
 - ⑥ 避難支援等を必要とする事由
 - ⑦ 避難支援等関係者への名簿提供の有無
 - ⑧ 前に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項
 - (3) 避難行動要支援者名簿に掲載される者の範囲は、生活の基盤が自宅又は居所が湯河原町内にあり次の要件に該当する者
 - ① 要介護認定3～5を受けている者
 - ② 身体障がい者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
 - ③ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
 - ④ 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
 - ⑤ 県の生活支援を受けている難病患者
 - ⑥ 自ら避難行動要支援者名簿への記載を希望する者、若しくは家族等により記載を希望する者。
 - ⑦ 上記以外で自治会が支援の必要を認め、本人又は家族等の承認を得た者。
なお、町内の社会福祉施設に入所している者や長期入院患者については、各施設関係者等による避難行動計画に沿った避難行動となることから、避難行動要支援者名簿への対象としません。
 - (4) 町は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な範囲で避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約します。また、町内に在住、居住する難病患者

に係る情報等については、県を通じて情報提供を得るものとし、その際には法に基づく依頼又は情報提供であることを書面をもって明確にします。

- (5) 避難行動要支援者の避難支援にはマンパワーが不可欠であり、避難支援等関係者への名簿情報の提供が必要になります。避難支援等関係者は、湯河原町消防本部（消防団を含む）、県警察、民生委員、湯河原町社会福祉協議会、自主防災組織とします。

2 避難行動要支援者名簿の更新と情報共有

町は災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者にあらかじめ避難行動要支援者名簿を提供します。

ただし、あらかじめ名簿情報を提供することについて本人（親権者や法定代理人等）の同意が得られない場合は、この限りではありません。

- (1) 避難行動要支援者名簿の状況は常に変化するため、新たに町に転入してきた要介護認定者、障がい者等や、新たに認定を受けた者などの把握に努め、避難行動要支援者名簿を必要に応じて更新し、名簿情報を最新の状態に保つよう努めます。転出や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除します。また、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除します。
- (2) 避難行動要支援者名簿には、氏名や住所などの秘匿性の高い個人情報も含まれるため、町は総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、適正に管理することはもちろんのこと、あらかじめ避難支援等関係者に提供される避難行動要支援者名簿は、該当する地域の避難支援等関係者に限り提供することなど、名簿の管理を明確化します。また、町は避難支援等関係者に名簿の管理を施錠可能な場所への保管を行うよう指導し、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていること、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること等、避難行動要支援者の個人情報保護を図ります。

3 避難対策

- (1) 町は、災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難できるように、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び伝達に当たっては要配慮者にも分かりやすい言葉や表現を用いて行うとともに、混乱や混同を避けるため、必要な情報を選んで流すなど、その情報伝達について、特に配慮します。

- (2) 町は、災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導を優先して行うため、避難支援等関係者、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に搬送等が行えるよう努めます。また、避難行動要支援者への避難支援を行うためには避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となります。そのため、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮した上で避難支援を行っていただくものとします。
- (3) 避難確保計画の作成と避難訓練の実施
水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律及び津波防災地域づくりに関する法律に基づき、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び津波災害警戒区域に所在し、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設（医療・社会福祉・教育施設）の所有者又は管理者は、想定される災害の区域ごとに「避難確保計画」を作成し、災害種別に応じた「避難訓練」を実施することが義務付けられています。
また、各市町村長への「避難確保計画」の提出と「訓練結果の報告」も義務付けられており、町はその推進を図ります。
- (4) 町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が災害発生時に迅速かつ的確な行動ができるよう、やさしい日本語や多言語による広報の充実に努めます。また、広域避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化、外国人を含めた防災訓練、防災教育、外国人の雇用または外国人との交流機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援を行います。
- (5) 町は、保育園について、園児の生命身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速に対応できる保護及び避難誘導対策を講ずるものとします。

4 避難支援

- (1) 町は、避難所において、要配慮者が安心して生活ができるよう支援体制の整備に努めます。
- (2) 町は、現在指定されている避難所を、要配慮者が安心して生活支援が受けられるよう整備に努めます。
- (3) 町は、要配慮者の二次的避難所として、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の協定締結に努めます。その際、福祉避難所としての指定について調整します。
- (4) 町は、要配慮者に配慮した構造、設備を備えた応急仮設住宅の設置に努めるとともに、要配慮者が早期に入居し、安心して生活が送れるよう配慮します。

5 社会福祉施設等の対策

町は、社会福祉施設等の管理者に対し、平素から施設の職員や利用者に、地震災害等に関する基礎的知識や災害時対応についての理解や関心を深めるため防災教育を実施するよう要請します。

また、災害発生時に迅速かつ的確な対応が行えるよう防災組織を強化するとともに、町との緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等の避難支援関係者との連携を図るよう要請します。

6 カウンセラーの育成

町は、避難所において、住民が精神的な苦痛や悩みの解決又はストレスの解消が図れるよう、カウンセラーの育成に努めます。

資料 2-6 要配慮者利用施設一覧表

- 1 要配慮者利用施設（社会福祉施設関連）
- 2 各種災害警戒区域等に所在する要配慮者利用施設

第6節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策

1 備蓄物資の基本的な考え方

災害発生時、被災地域においては道路寸断等により流通機能が停止し、外部からの救援物資が届き難しくなります。そのような状況に対応するため、平時から各家庭において最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水及び生活に必要な物資を備えておくことが大切です。

町は、家屋の倒壊などにより多数の避難者の発生が予測されることから、非常用食料、生活必需品及び災害応急対策に必要な資機材を計画的に購入し、備蓄します。

2 食料、飲料水

- (1) 各家庭において平時から最低3日分、推奨1週間分の食料及び飲料水を備蓄するよう自主防災組織及び自治会を通じて周知・啓発します。

町は、住民等の備蓄を補完するため、避難者、帰宅困難者及び災害対策に従事する職員の3日分の食料を備蓄します。

- (2) 町が備蓄する品目は、アルファ米及びクラッカー等とし、防災コミュニティセンター防災倉庫に集中して保管するとともに、小学校等の防災拠点となる避難施設等に分散して保管します。また、乳幼児対策として粉ミルクを保健センターに備蓄します。

- (3) 精米、おにぎり、弁当及びパン等の食料品は、協定を締結している町内の業者を通じて確保します。
- (4) 在宅避難者については、当面の食料（3～4日分）は自宅にあるものと考え、それ以降の食料については物流が回復するまでの間、町が配給します。
- (5) 発災後に当面必要な飲料水（3ℓ／人・日）を確保するため、配水池に緊急遮断弁を設置するとともに配水管の耐震化を進めます。
- 更に、宮下簡易水道組合、城堀簡易水道組合及び上野山簡易水道組合に対し、災害時の飲料水確保について要請します。

【配水池緊急遮断弁設置状況】

令和5年1月現在

配水池名称	容量(m ³)	緊急遮断弁設置状況
第 1 配 水 池	650	
第 2 配 水 池	750	
城ヶ尾配水池	50	
上野配水池	3,000	設置済
丸山住宅配水池	10	
国見配水池	5	
西山配水池	300	設置済
丸山配水池	200	
大伊豆配水池	50	
孫込配水池	280	
神谷配水池	30	
黒石配水池	2,500	設置済
鍛冶屋配水池	200	
南郷配水池	700	
前栗場配水池	1,000	
細沢配水池	8	
兔沢配水池	300	
川堀配水池	500	
福浦配水池	500	設置済
枇杷窪配水池	100	
白沼田配水池	500	
前栗場北部配水池	1,000	設置済
湯河原カントリー倶楽部配水池	30	
尾崎配水池	1,000	設置済
計	13,663	

3 生活必需品

- (1) 被災者が避難所等での生活において必要となる毛布及び紙おむつなどの生活必需品を備蓄します。
- (2) 備蓄品目は毛布、アルミブランケット、紙おむつなどとしします。また、生理用品等についても必要量を備蓄します。
- (3) 下着、タオル、カセットコンロ用ガスボンベ及び乾電池等は、協定を締結している町内の業者から調達します。

4 医薬品及び医療用資器材

町は、応急救護のため救急医療品セットを各広域避難所に配備します。
また、災害時においては「医薬品等の調達に関する協定書」に基づき、公益社団法人小田原薬剤師会を通じ必要な医薬品等を確保します。

5 資機材等

救出活動及び避難所運営等、地域における応急対策活動に必要な資器材を備蓄します。

(1) 電気・照明器具

災害対策本部及び避難所等の停電に対応するため、発電機、投光器及び必要な電気資材を備蓄します。

(2) 避難生活用品

避難所生活に必要な避難ルーム、炊き出し用資器材及び簡易トイレなどを備蓄します。

(3) 救助、運搬器材

救助に必要なスコップ、つるはし、チェーンソー及び鉄筋カッターなどを備蓄するとともに負傷者の運搬等に必要なタンカ、リヤカーを備蓄します。

なお、詳細については、「備蓄計画」を参照とします。

資料 2-7 町内プール整備状況表

資料 2-8 町防災倉庫設置状況表

資料 4-30 災害時における支援協力に関する協定書（マックスバリュ東海株式会社）

資料 4-59 湯河原町に神奈川県が設置する防災資機材倉庫管理・運営に関する覚書」（神奈川県県西地域県政総合センター）

第7節 医療・救護・防疫対策

1 医療活動拠点と救護活動の体制

町は、医療救護活動を行う救護所をあらかじめ指定するとともに、医師会等関係団体と連携を図り、医療救護班の組織体制充実のため、医師及び看護師の確保に努めます。

医療本部	臨時医療救護所
湯河原町保健センター	湯河原小学校保健室
	吉浜小学校保健室
	東台福浦小学校保健室

2 広域火葬体制の強化

県は、県下の火葬場設置市町村間等における相互火葬応援体制の確立を支援し、さらに、近隣都県との広域的な相互火葬応援体制の確立を図ります。

また、公衆衛生上の危害発生を防止するため、県内の応急医療救護活動と連携しつつ、遺体の収容、保存、搬送手段の確保等に係る葬祭業者との協力体制の検討等を行い、円滑な火葬業務等の遂行を支援します。

これを受け、町では、神奈川県葬祭業協同組合及び（一社）全国霊柩自動車協会神奈川県支部と協定を締結し、体制を整えています。今後は、隣接市町との連携を強化し、広域的な火葬体制の整備を推進します。

また、災害時における遺体の処理を進めるため、小田原警察署と事前に協議するとともに、柩の調達、遺体の搬送、検視、情報管理、安置、火葬、埋葬等について体制を整えます。

3 防疫（感染症）対策

災害時においては、感染症が発生しないよう感染予防のための消毒など防疫活動を実施する体制づくりが必要です。

県は日常からの感染症の発生予防及びまん延防止のため、町との連携のもとに、患者への適切な入院の勧告、積極的疫学調査などを行っています。

町は、感染症の発生時には、県の指示に基づき、患者宅の消毒などを実施して感染防止、蔓延防止に努めます。また、感染症患者が発生したときは、平常時と同様の情報の収集・提供、患者の収容が円滑にできるよう、被災時に対応した連絡体制、搬送体制、医療体制を確保します。

さらに、町は、県保健福祉事務所や、被災地域内の関係機関の協力を得て、防疫（感染症）関係情報の収集に努めるほか、円滑な防疫活動ができる体制を確立し、防疫に必要な資器材及び薬剤の調達体制を整えます。

4 保健福祉事務所との連携

県保健福祉事務所は、県医療救護本部と連携を図りながら、救護班（医療チーム）の地域への受入れや活動場所の指定を行うなど、地域における災害医療コーディネート機能を担い、管内の医療・保健活動の総合調整を行うこととされています。

町は、被災状況及び診療施設・救護所などの医療情報を収集・伝達するとともに、必要な派遣要請を行うなど、小田原保健福祉事務所と密接に連携しながら、迅速かつ的確な医療救護活動に努めます。

資料	2-9	町内医療機関一覧表
資料	2-10	町内薬局一覧表
資料	2-11	遺体収容・安置施設
資料	4-31	災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する湯河原町と神奈川県葬祭業協同組合及び社団法人全国霊柩自動車協会との協定書

第8節 文教対策

1 教育施設及び通学路等の安全性の確保

園児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）が在園在校時に災害が発生するときに想定した教育施設・設備の安全性の確保が必要です。また、生徒等の通学路の安全性等の確保が必要です。

このため、町教育委員会は、教育施設・設備の耐震化を図るとともに、通学路の安全点検を行います。

2 防災資機材等の整備

町教育委員会は、避難所として学校の果たすべき役割や学校教育活動との関係を明確にするとともに、町は、教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行います。

3 学校防災計画の充実

町教育委員会では、災害時における生徒等の安全確保を図るため、学校防災計画を作成していますが、より実効性のあるものとするため、避難・誘導・保護計画を定めます。また、学校及び教職員の果たすべき役割の明確化を図ります。

4 防災教育の充実

町教育委員会は、各教科等を通して、災害の原因、危険性、安全な行動の仕方等を生徒等に理解させるため、防災教育指導資料及び津波の起こる仕組みや避難の仕方等をわかりやすく示した津波防災に関する指導資料等の作成や教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図ります。

5 防災訓練

各教育施設は、家庭・地域と連携した防災訓練及び避難訓練を実施します。

県教育委員会及び町教育委員会は、特別支援学校等の障害がある児童・生徒等の避難については、障害の状態をよく把握し、迅速に対応できる体制を整えます。

6 文化財の保護

町及び町教育委員会は、文化財の震災対策を適切に実施するため、地域における文化財の所在情報に基づき、具体的な震災対策の検討を関係機関と連携して進めます。

第9節 緊急交通路指定想定路線、緊急輸送路等の確保対策

1 路線の多重性・代替性の確保

災害時における応急活動に必要な物資、資機材、要員等を円滑に輸送するために、県警察は、緊急交通路指定想定路線として防災拠点及び都市間を結ぶ主要道路をあらかじめ選定します。

また、県においては、復旧活動等における緊急輸送に対応するため、緊急輸送道路を事前に指定し、他の路線より優先的に橋りょう等の耐震補強を進めます。

(1) 緊急交通路指定想定路線

路線名	区間
国道 135 号	早川口交差点から静岡県境までの間
県道 75 号 湯河原箱根仙石原	湯河原駅入口交差点から仙石原交差点までの間

(2) 緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路：高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線

路 線 名	区 間
国道 135 号	早川口交差点から静岡県境までの間
県道 75 号 湯河原箱根仙石原	湯河原駅入口交差点から仙石原交差点までの間

第 2 次緊急輸送道路：第 1 次緊急輸送道路を補完し地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線

路 線 名	区 間
県道 740 号 小田原湯河原	小田原市根府川～湯河原町吉浜
町道中央 21/57 号線	県道 75 号 [湯河原箱根仙石原] 交点～湯河原町役場

2 輸送路情報伝達方法の拡充

地震等による被害が発生し又は発生しようとしているときにおいて、緊急交通路指定想定路線等を迅速に確保するためには、広域的な交通規制を迅速に行うほか、運転者に対する交通情報の提供を的確に行うことが必要になります。

このため、県警察では、道路管理者等関係機関・団体との連携を密にするなど道路状況の正確な把握に努めるとともに、広域的な交通規制を行うための災害用信号機、交通監視カメラ、移動式の交通情報表示システム（サインカー）等を導入し、また、信号機、情報板等の道路関連施設などの耐震性を高めるとともに、災害時の信号機、交通情報板等の機能を確保するために、自動式発電機の設置を進めます。

3 緊急通行（輸送）車両の事前届出の推進

町は、県くらし安全防災局及び県警察の協力を得て緊急交通路指定想定路線における緊急通行（輸送）車両の事前届出手続の推進を図り、当該車両が発災時に円滑に運行できるよう、平常時から緊急通行（輸送）車両事前届出制度の活用を進めます。

4 ヘリポート等の整備

ヘリコプターの持つ機動性は、緊急時に特に威力を発揮します。県及び町は、ヘリポート施設の耐震性を高めるとともに、大型ヘリコプターの離着陸が可能なオープンスペースの確保を積極的に進めていきます。また、緊急医療を要する被災者の受入病院とアクセスできるよう、ヘリコプター臨時離

着陸場の確保にも努めていきます。

さらに、災害時に実際に利用できるよう、誘導案内施設の整備を行うとともに、これらの地図情報を、自衛隊を含め応援協定を結んでいる自治体に事前に配布しておきます。

県が指定しているヘリコプターの臨時離着陸場は現在 32 箇所、県内の市町村が独自に準備している臨時離着陸場は 311 箇所です。町では、下記に示すとおり 7 箇所を指定しています。

【町指定ヘリコプター臨時離着陸場】

名 称	所 在 地	発着場面積
湯河原小学校グラウンド	宮上 11	5,400 m ²
吉浜小学校グラウンド	吉浜 1300	2,600 m ²
東台福浦小学校グラウンド	吉浜 216	2,800 m ²
桜 木 公 園	土肥 5-6	3,400 m ²
総 合 運 動 公 園	吉浜 1987-8	22,000 m ²
湯 河 原 海 浜 公 園 (芝 生 広 場)	門川 11	7,890 m ² (加重限度 3t)
熱 海 市 泉 公 園	熱海市泉 72-1	10,600 m ²

5 復旧資機材の備蓄と整備

大規模災害が発生したとき、道路の不通箇所が多数発生することが予想されます。このため、緊急交通路指定想定路線の確保に向けた幹線道路の事前の防災対策が必要になります。

町は、被災したときを想定し、応急復旧のための資機材を事前に備蓄するとともに適切な整備を行います。

また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努めます。

第 10 節 建築物等対策（危険度判定、応急修理）

1 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成

地震発生後、余震等による被災建築物の倒壊や落下物等及び降雨による宅地の崩壊がもたらす二次災害を防止し被災住民の不安を解消するため、応

急危険度判定や被災宅地危険度判定が必要となります。

このため、迅速な判定活動が行えるよう、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び体制整備を進めます。

2 災害補償制度の維持と資機材の整備

災害時に応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士が安心して任務を遂行できるよう、町は、県と協力して応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の災害補償制度の維持を図るとともに、判定資機材を整備します。

3 判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成

災害時に迅速な判定活動が行えるよう、町は、県と協力して想定される地震に対応したシナリオを準備するとともに、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の指揮・監督等を行う判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成に努めます。

4 相互支援の体制整備

町は、阪神・淡路大震災の経験から、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣に対しては、広域的な支援体制が不可欠であるという認識に基づき、県内市町間相互の協力体制構築に努めます。

5 応急修理

災害救助法が適用されたとき、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は県が行います。県からの事務委任の通知を受けたときは、町がこれを実施します。

町は、応急仮設住宅の建設可能地を把握し、関係団体との協議を深め、発災時における供給体制を確立します。さらに、応急仮設住宅の建設、入居基準、運営等のマニュアルを作成し、町と県の役割分担と協力関係を明確にし、災害時に備えます。

第11節 ライフラインの応急復旧対策

1 上水道対策

水道事業者は、災害に備え、主要水道施設の耐震化や非常用電源装置の整備及び緊急遮断弁の設置等の整備を進め、また、応急復旧用資機材を計画的に準備します。

町は、災害時における応急復旧を迅速に行うため、「日本水道協会神奈川

県支部災害相互応援に関する覚書」及び湯河原町管工事協同組合と「災害応急工事に関する業務協定」を締結し、水道事業者等との相互応援体制を整えています。

また、これらの応援受入れや復旧活動についてのマニュアルを整備しています。

2 下水道対策

町は、管渠及び浄水センターの「復旧活動マニュアル」を整備するとともに、復旧用資機材の備蓄強化に努め、災害時には、まず汚水を排水する機能を確保し、被害の程度に応じて汚水の処理水質を段階的に向上させ、下水道の機能を早期に復旧するよう対策をさらに進めます。

3 電気及びガス対策

東京電力パワーグリッド（株）小田原支社、湯河原瓦斯（株）及び（公社）神奈川県 LP ガス協会小田原支部は、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、各事業者において、住民に対して復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、各事業者間や町災害対策本部などとの相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進めます。

4 電話・通信対策

東日本電信電話（株）神奈川事業部は避難所に、罹災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努め、株式会社 NTT ドコモは、防災関係機関等の通信の確保を図るため災害対策用移動機を貸出しするとともに、災害復旧体制を確立し、回線の早期復旧を図ります。町は、前記の災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するための事前工事を計画的に実施します。

また、災害発生直後は、電話が混み合い、被災地との安否確認等が困難になることが考えられるため、東日本電信電話（株）は災害用伝言ダイヤル「171」等の運用を開始し、携帯電話事業者等の電気通信事業者では、災害用伝言板の運用を開始します。

なお、提供条件等については、報道機関（テレビ、ラジオ等）を通じて周知します。

- 資料 4-32 日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書
資料 4-33 災害応急工事に関する業務協定書（湯河原町管工事協同組合）
資料 4-51 災害時における LPG 等の調達に関する協定書（公益社団法人）

- 人神奈川LPガス協会)
- 資料 4—5 4 豊島区と湯河原町との災害時におけるパッケージ支援に関する協定(東京都豊島区)
- 資料 4—5 7 災害時におけるLPG等の供給に関する協定書(湯河原瓦斯株式会社)
- 資料 4—5 8 災害時における復旧停電の連携等に関する協定書(東京電力パワーグリッド株式会社)

第12節 広域応援体制等の拡充

町は、多様な被災場面を想定した広域応援体制の拡充に努めています。

発災時における人的、物的資源を確保するため、県や自衛隊と連携するとともに現在協定を締結している近隣自治体及び民間関係機関等と応援内容や医薬品、食料、生活必需物資等の調達が円滑に行えるように協定内容の充実を進めます。

また、被災市町村単独では十分な応急対策や復旧対策が実施できない場合に、地域県政総合センター単位の地域ブロック内の市町村間及び地域ブロック間で相互に連携し、迅速かつ的確な応援ができるよう、一層の連携強化を図るとともに、訓練等の実施を通じ、体制の検証を行います。

1 陸上自衛隊の災害派遣等担任部隊

担当区分	担任部隊	所在地	電話番号
県隊区	東部方面混成団 (武山)	横須賀市御幸浜1-1	046(856)1291 内 448, 449
県西区	第1高射特科大隊 (駒門)	御殿場市駒門5-1	0550(87)1212 内 431, 432

2 応援受入体制の確立

町は、広域応援活動拠点への広域応援部隊の円滑な受入れのための設備の整備を進めます。

この際、使用できる施設等をあらかじめ「広域応援活動拠点候補地」として定めます。

【広域応援活動拠点候補地】

施設名	所在地	施設名	所在地
町民体育館及び町民体育館駐車場	中央 2-21-1	湯河原小学校	宮上 11
湯河原中学校	吉浜 1576	吉浜小学校	吉浜 1300
湯河原町総合運動公園	吉浜 1987-8	東台福浦小学校	吉浜 216
幕山公園及び公園駐車場	鍛冶屋		

3 情報の共有化等

町は、県及び広域応援部隊、防災関係機関等と情報の共有を図り、また、応急活動用備蓄資機材の配分方法等について効率的に運用できるよう検討します。

4 応援機関との連携の強化

町は、各応援機関等と連携して、図上演習等の実践的訓練を実施し、計画の検証を図るとともに、関係者間での業務分担を整理し、担当業務への精通を図ります。また、他の自治体との相互応援協定の締結を拡大するとともに、応援活動を確保するため、特殊施設、器具の整備を進めます。

5 ボランティアの受入体制の整備

町は、発災時における国内・外からのボランティアの支援申入れが適切に活かされるよう、社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会と「災害時における相互協力に関する協定」を締結し、体制を整えています。

町は、ボランティア運営関係機関、団体と連携の上、マニュアル作りや受入体制等の更なる整備推進を図ります。

資料 4-13 災害時における物資の輸送等に関する協定

資料 4-34 地震等災害時の相互応援に関する協定

資料 4-35 湯河原町と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定

- 資料 4-36 湯河原町と立山町との非常災害時における相互応援に関する協定
- 資料 4-37 湯河原町と三原市との災害時における相互応援に関する協定
- 資料 4-38 県西地域広域市町村圏災害時における相互援助に関する協定書
- 資料 4-39 全国梅サミット協議会加盟市町災害時相互応援協定書
- 資料 4-40 災害応急工事に関する業務協定書（湯河原町建設振興会）
- 資料 4-41 災害時における相互協力に関する協定書（湯河原町社会福祉協議会）
- 資料 4-42 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定（神奈川県市町村会）
- 資料 4-49 広域連携による防災対策事業の実施に伴う確認書（2市8町）
- 資料 4-53 災害時における相互応援に関する協定（関東町村会）
- 資料 4-55 災害時における相互協力に関する協定書（社会福祉法人 湯河原町社会福祉協議会、公益社団法人 小田原青年会議所）

第13節 自主防災組織の充実

町では、住民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆の地域は、皆で守る。」ことを認識してもらうために、各地区（11区）の自主防災組織と連携をとり防災思想の普及に努めています。

また、町は災害時には大きな役割が期待される防災ボランティアの活動環境の整備に努めます。

1 自主防災組織の育成等

町では、自主防災組織の育成、強化を図るため、自主防災組織役員に対して県総合防災センターの研修を受講してもらい、地域の防災リーダーとして活動してもらっています。

また、自主防災組織の実践強化を図るため、計画的に防災資機材の整備を行います。さらに、災害時の避難誘導を円滑かつ安全に行うため、避難経路の事前確認に努めるほか、地域内の高齢者・障がい者等に対する安否確認、避難誘導、救助等の避難活動を支援するため、日ごろから地域でのコミュニケーションを図ってもらいます。

2 消防団の機能強化

町は、消防団への現役世代や高校生・大学生などの若い人々の入団や、女性防火団体等への参加を進めるため、住民や事業者に対し、地域防災や消防団活動の重要性に関する普及啓発に努めるとともに、将来の消防団活動を担う児童・生徒などの地域防災に関する理解促進を図ります。

また、消防団員の確保及び資機材等の整備を進め、消防団の充実強化に努めます。消防団員に対する教育訓練を県消防学校で実施するほか、消防団の資機材整備や訓練の充実に努めます。

3 災害ボランティアの養成及び支援

町は、災害時におけるボランティアの需給調整を行うボランティアコーディネーターの養成を、ボランティア団体のネットワーク組織等と協働して実施します。

(1) 災害ボランティアの支援

町は、災害発生時にボランティア団体が相互に連携して救援活動ができるよう、平常時から、情報提供や相談などの支援を行います。

町は、関係機関・団体等の協力のもと、災害ボランティアセンターを開設し、災害ボランティアの受入体制及び活動環境の整備、ボランティアニーズの把握及び各ボランティア団体への情報提供等について、あらかじめ、地域防災計画の中で明確に定めるよう努めます。

また、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、平常時における登録、研修、災害時における活動の受入窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図ります。

(2) ネットワークづくりの推進

町は、平常時から災害ボランティア団体や地域住民等との協働による災害ボランティアセンターの設置・運営の訓練の実施等を通じて、発災時を想定した連携協力体制づくりに努めます。

4 企業の防災力向上

企業は、地域社会の一員として、災害時における役割を十分認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災力向上の推進に努めるものとします。

資料 2-12 自主防災組織表

第14節 防災知識の普及

町は、災害時の被害を軽減させるために「自らの身は、自ら守る。皆の地域は、皆で守る。」ことを一人ひとりが自覚して行動しなければならないことを日ごろから啓発するとともに、次のとおり町職員及び住民に防災知識の普及を図ります。

1 町職員に対する普及

町職員に対して、平常時から災害時における役割と業務の習熟を図るため、災害時職員行動マニュアル等を作成、配布し、より一層の周知徹底を図ります。

2 住民に対する普及

町は、各種普及啓発資料の作成・配布、広報紙・各種報道媒体の活用、研修会、講演会等の開催や防災訓練を通じて、住民に対する防災知識の普及を図ります。

特に町が発信する防災情報の利用方法、地震・津波・風水害・土砂災害発生時の対処法、避難する際の非常持ち出し品、避難場所一覧、災害種別のハザードマップなどについて、住民等にわかりやすく継続的に周知します。

なお、詳細については、「ゆがわら防災マップ」と町ホームページ「ゆがわら防災ポータルサイト」を参照とします。

また、要配慮者等への十分な配慮や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう広報や研修会等を通じて防災知識の普及に努めます。

被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度である地震保険について、その制度の普及促進に努めます。

3 社会福祉施設における防災教育の推進

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者に対して、地震災害等に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるための防災教育を推進します。

4 液状化対策及び耐震診断・耐震改修の普及啓発

町は、住民の耐震相談に的確に対応できるよう、県、防災関係機関及び建築関係団体との連携を図りながら、耐震相談コーナーを充実、強化すると

ともに、耐震診断・耐震改修についての普及・啓発を図るための講習会等を開催します。

5 帰宅困難者に関する普及啓発

町は、大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則を住民、企業、学校、関係団体などへの周知を図り、対応の徹底を促します。

6 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応の普及啓発

町は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合に、気象庁から発表される「南海トラフ地震臨時情報」等に関する知識や、予想される震度・津波に関する知識、本情報が発表された場合の対応などについて、普及啓発に努めます。

第15節 防災訓練の実施

- 1 町は、地域防災計画の習熟、防災関係機関との連携強化、更には、住民等の防災意識の高揚等を図るため、大規模地震発生時を想定した避難、救助、消防、警備、通信、ライフライン復旧及び災害対策本部の指揮所訓練等の総合的かつ実践的な訓練を実施します。
- 2 町は、防災訓練実施の際には、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。
- 3 町は、防災訓練の実施について、近隣都県、市町村間、防災関係機関との連携強化及び情報の共有化に努めます。

第2章 災害時の応急活動対策

大規模な災害等が予測されるときや発生した際、発災直後の応急対策活動を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するために不可欠です。

町では、国、県、防災関係機関等と協力して、速やかに応急対策を進めます。

応急対策活動の実施にあたっては、町は、生命・身体の安全を守ることを最優先に、救助・救急、医療救護及び消火活動を進めます。さらに、避難所の設置等の避難対策、食料、水等の確保対策等の生活支援を進めるとともに、そのための条件としての交通確保対策を進めます。

被災後のライフラインの応急復旧活動、さらに被災地の社会的混乱や心理的動揺の防止に向けて、正確な情報の提供や災害相談の実施等、時間経過に沿った対策を進め、二次被害等の防止に向けて万全を期します。

第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置

災害発生後、町は被害情報及び関係機関が実施する応急対策の措置状況を迅速に収集・連絡し、災害対策本部設置に向けて所要の体制の整備を行います。

災害対策本部設置後、町はまず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき、事態の推移に併せた災害応急活動を行います。

1 災害情報等の収集・伝達

(1) 町は、全国瞬時警報システムなどにより災害情報等を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難指示等の措置を行います。

なお、本町を含む地域に特別警報が発表された際には、住民等に直ちに最善を尽くして身を守るよう呼びかけるとともに、非常に危険な状況であることの周知を、あらゆる通信連絡手段を利用して伝達します。

(2) 情報等の収集・伝達に必要な通信連絡手段は、次のとおりです。

- ・ 町防災行政無線
- ・ ゆがわらメールマガジン
- ・ 消防無線
- ・ 一般電話
- ・ 携帯電話
- ・ 電子メール
- ・ 県防災行政通信網
- ・ t v k データ放送
- ・ 災害時優先電話
- ・ アマチュア無線
- ・ FM放送
- ・ インターネットホームページ

- (3) 町は、通信手段を確保するため、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障を生じた施設の復旧を行うための要員を現場に配置します。
- (4) 町は、県及び防災関係機関と連携を密にし、情報の伝達若しくは被害状況の報告その他の応急対策に必要な通信については、一般電話、FAX、県防災行政通信網、県災害情報管理システム等を利用して行います。

2 災害対策本部設置のための事前配備体制

(1) 事前配備体制

町は、災害発生時に、災害対策本部を設置するに至らないが、町内での被害状況等の収集や災害応急対策を検討する必要があるときは、事前配備体制をとります。

(2) 配備基準

町の事前配備及び1～3号配備の配備基準は次のとおりです。

なお、職員の行動に係る詳細については、「災害時職員行動マニュアル」を参照とします。

○ 湯河原町職員動員配備体制

【職員の配備基準】

区分	体制	配備基準	配備内容
災害対策本部が設置されていないとき	対策会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内で震度4の地震を観測したとき。 2 町域に影響を及ぼす風水害情報があるとき。 3 津波注意報が相模湾・三浦半島予報区に発表されたとき。 	情報収集を主体とする体制
	事前配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内で震度4の地震が頻発して発生しているとき。 2 町域に災害発生のおそれが見込まれるとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 	被害状況の収集、警戒活動等の実施を主体とする体制
災害対策本部が設置されたとき	1号配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内で※震度5弱の地震を観測したとき又は津波警報が相模湾・三浦半島予報区に発表され、かつ局地的に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 西湘管内の市町に暴風・大雨・洪水等の警報が発表され、かつ局地的に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 4 その他状況により必要があるとき。 	被害状況の収集、警戒活動等の実施を主体とした災害応急対策が円滑に行える体制
	2号配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震・風水害による局地的な災害がさらに拡大し、又は拡大するおそれがあるとき。 2 その他状況により必要があるとき。 	人員を大幅に増員し、災害応急活動が即時に実施できる体制
	3号配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内で※震度5強以上を観測したとき。 2 町内全域にわたり大規模な災害が発生したとき。 3 特別警報が町を含む当該地域に発表されたとき。 4 「大津波」の津波警報が相模湾・三浦半島予報区に発表されたとき。 5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 6 その他状況により必要があるとき。 	全職員を動員し、総力をあげて災害応急対策を実施できる体制

※ 震度5弱以上の地震が発生する（緊急地震速報を含む）場合、J-アラートにより町内全域放送が流れます。

※ 上記の震度は気象庁（役場内に設置してある）計測の震度

【全職員共通事項】

<p>(1) 日常的な事項</p>	<p>ア 公用車の点検と燃料補給を励行する。</p> <p>イ 事務室の身の回りの危険箇所の改善に努める。</p> <p>ウ 湯河原町地域防災計画及び職員行動マニュアルを熟読して対策部ごとの防災対策マニュアルを熟知しておく。</p> <p>エ 防災服、ヘルメット、腕章はすぐに取り出せる場所に保管しておく。</p> <p>オ 各家庭において、各対策部動員連絡表をわかるところに貼りだしておき、職員が不在のときでも家族が対応できるよう周知しておく。</p> <p>カ 夜間に動員されることもあるので、懐中電灯や携帯ラジオ等を常に準備しておく。</p>																					
<p>(2) 災害発生時（職員の動員・参集）</p>	<p>ア 勤務時間外の動員は、電話・すぐメール等のもっとも速やかに伝達できる方法により行う。</p> <p>イ 家族等の安全を確保してから登庁する。</p> <p>ウ 登庁する時の服装は私服で登庁し、登庁後防災服に着替える。</p> <p>エ オートバイを所有している職員は、オートバイで登庁するよう心掛ける。</p>																					
<p>(3) 自主参集（休日、夜間等） 動員命令を待たずに、直ちに登庁する場合</p>	<table border="0"> <tr> <td>ア</td> <td>町内で震度4の地震が発生したとき。</td> <td>対策会議職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町内で震度4の地震が頻発しているとき。</td> <td>事前配備職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町内で震度5弱の地震が発生したとき。</td> <td>1号配備の職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町内で震度5強以上の地震が発生したとき。</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>大きな災害が発生したことを知ったとき。</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>特別警報が町を含む当該地域に発表されたとき。</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>「大津波」の津波警報が相模湾・三浦半島予報区に発表されたとき。</td> <td>全職員</td> </tr> </table>	ア	町内で震度4の地震が発生したとき。	対策会議職員		町内で震度4の地震が頻発しているとき。	事前配備職員		町内で震度5弱の地震が発生したとき。	1号配備の職員		町内で震度5強以上の地震が発生したとき。	全職員	イ	大きな災害が発生したことを知ったとき。	全職員	ウ	特別警報が町を含む当該地域に発表されたとき。	全職員	エ	「大津波」の津波警報が相模湾・三浦半島予報区に発表されたとき。	全職員
ア	町内で震度4の地震が発生したとき。	対策会議職員																				
	町内で震度4の地震が頻発しているとき。	事前配備職員																				
	町内で震度5弱の地震が発生したとき。	1号配備の職員																				
	町内で震度5強以上の地震が発生したとき。	全職員																				
イ	大きな災害が発生したことを知ったとき。	全職員																				
ウ	特別警報が町を含む当該地域に発表されたとき。	全職員																				
エ	「大津波」の津波警報が相模湾・三浦半島予報区に発表されたとき。	全職員																				

3 災害発生直後の被害情報の収集

(1) 町は、災害発生直後において、庁舎及びその周辺に関する概括的被害情報、ライフライン被害の範囲など、被害の規模を推定するため、関連情報の収集に当たります。

(2) 町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県災害情報管理システム等により県へ報告します。また、町内で火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生したとき、県への報告とあわせ、消防庁へ直接報告します。

- (3) 町は、「火災・災害等即報要領」の規定に基づき、交通機関の火災等特に迅速に消防庁に報告すべき火災・災害等を覚知した場合は、直ちに消防庁に報告し、併せて県にも報告します。
- (4) 町は、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合には、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告します。
- (5) 町は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県に連絡します。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡します。

○消防庁への報告先

被害状況等の報告に係る消防庁への連絡先は、次のとおりです。

(N T T回線) 電 話：03-5253-7527 (平日 9:30~18:15)

03-5253-7777 (上記以外)

F A X：03-5353-7537 (平日 9:30~18:15)

03-5353-7553 (上記以外)

(消防防災無線) 電 話：7-90-49013 (平日 9:30~18:15)

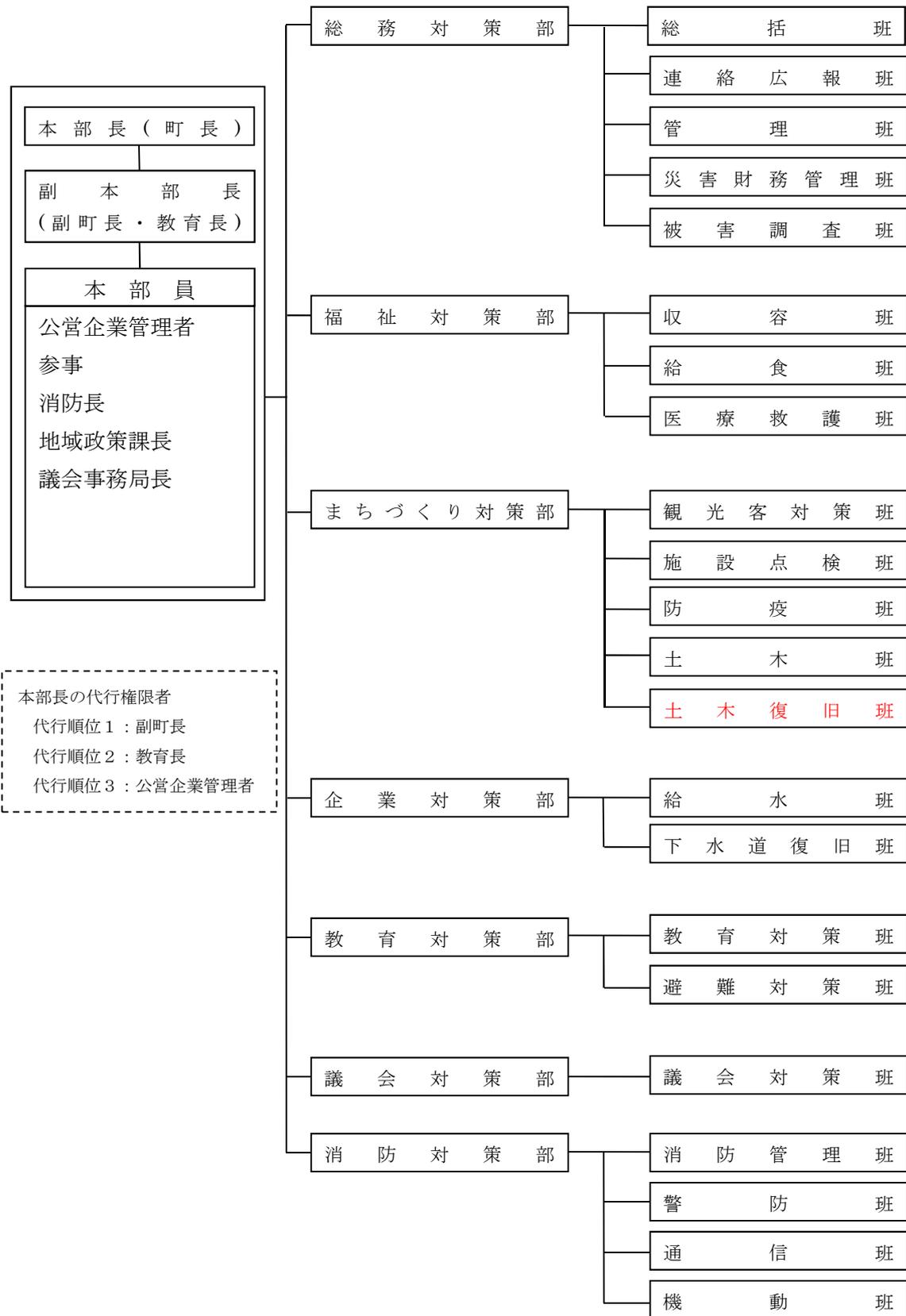
7-90-49101~2 (上記以外)

4 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置基準

町長は、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、町内各地域における災害応急対策を円滑に行うため、災害対策基本法第二十三条の二に基づき、湯河原町災害対策本部を設置します。

○ 湯河原町災害対策本部



○ 湯河原町災害対策本部の各部・各班分担事務

部	班	分 担 事 務
総務対策部	総 括 班	1 防災会議に関すること。 2 災害対策本部に関すること。 3 災害対策の総括に関すること。 (各対策部への指令、対策状況の把握、被害状況の把握、応援の要請及び関係機関との連絡調整) 4 地区防災本部の設置要請に関すること。 5 諸情報の連絡伝達に関すること。 6 地区防災本部、地区派遣職員との連絡に関すること。 7 無線通信及び広報施設の確保運用に関すること。 8 対策物資・機材・食料の調達管理及び輸送に関すること。
	連 絡 広 報 班	1 広報活動に関すること。 2 報道機関等への対応に関すること。
	管 理 班	1 職員の動員調整・配置及び配備に関すること。 2 職員の食料確保及び勤務の支援に関すること。 3 庁舎応急対策に関すること。 (部内他班の応援) 4 公用車の確保運用及び配車並びに燃料確保に関すること。 5 救援物資に関すること。 6 防災ボランティアの受入れ及び活動内容等の調整に関すること。
	災害財務管理班	1 防災対策の経理に関すること。 2 義援金品の受取及び配布に関すること。
	被 害 調 査 班	1 被害の調査に関すること。 2 罹災証明に関すること。 3 被害調査の集計に関すること。

部	班	分 担 事 務
福 祉 対 策 部	収 容 班	1 避難所（学校、幼稚園を除く。）の開設及び運営に関すること。 2 被災者の収容保護に関すること。 3 応急金品の配付に関すること。 4 被災者の生活再建支援に関すること。 5 日赤活動との連絡調整に関すること。 6 保育施設の緊急収容措置に関すること。 7 公共福祉施設の緊急収容措置に関すること。 8 応急仮設住宅の入居に関すること。 9 被災者の収容保護の応援に関すること。 10 応急給食の応援に関すること。 （給食調理員兼庁務員）
	給 食 班	1 応急給食に関すること。 （兼務） 各保育園給食調理員兼庁務員 各学校給食調理員兼学校用務員・栄養士 2 応急給食の調達に関すること。 3 臨時給食施設の開設・運営に関すること。 （兼務） 各保育園給食調理員兼庁務員 各学校給食調理員兼学校用務員・栄養士
	医 療 教 護 班	1 臨時医療施設の開設・運営に関すること。 2 小田原医師会湯河原班の応援要請に関すること。 3 医薬品・器具の調達に関すること。 4 感染症予防及び精神保健相談並びに医療相談活動の支援に関すること。
ま ち づ く り 対 策 部	観 光 客 対 策 班	1 観光客の保護に関すること。 2 滞留者の保護及び緊急措置に関すること。
	施 設 点 検 班	1 農道・林道及び漁港の点検に関すること。 2 農地及び農業用施設の被害調査並びに応急対策について。
	防 疫 班	1 防疫・清掃及びし尿処理に関すること。 2 災害廃棄物の収集に関すること。 3 身元不詳死亡者に関すること。 4 仮設トイレに関すること。 5 遺体安置所の開設に関すること。 6 災害廃棄物の処理に関すること。

部	班	分 担 事 務
まちづくり対策部	土 木 班	1 応急資材の点検及び労務の調整に関すること。 2 応急労務に関すること。 3 応急危険度判定及び応急危険度判定士の要請・支援に関すること。 4 緊急輸送路等の確保に関すること。 5 交通支障箇所の情報収集及び関係機関への通報に関すること。 6 公園等の被害調査及び応急対策に関すること。 7 応急仮設住宅の建設に関すること。
	土 木 復 旧 班	1 道路・橋りょう・河川・水路の被害状況及び緊急措置に関すること。 2 建設業組合等への応急要請に関すること。
企業対策部	給 水 班	1 水道・温泉施設の緊急措置に関すること。 2 応急給水に対する飲料水の確保に関すること。 3 災害対策用の温泉供給に関すること。
	下 水 道 復 旧 班	1 下水道の緊急措置に関すること。
教育対策部	教 育 対 策 班	1 教育委員、教育機関との連絡調整に関すること。 2 教育施設の安全確保に関すること。 3 応急教育に関すること。 4 生徒等の保護及び避難誘導に関すること。
	避 難 対 策 班	1 避難所（学校・幼稚園等）の開設及び運営に関すること。 2 避難者の避難に関すること。 3 臨時給食施設に関すること。 4 被災者の給食及び調理に関すること。
議会対策部	議 会 対 策 班	1 議会議員との連絡調整に関すること。 2 議会の緊急対策に関すること。

部	班	分 担 事 務
消 防 対 策 部	消 防 管 理 班	1 消防指揮本部に関する事 2 消防職、団員の動員に関する事
	警 防 班	1 避難命令、勧告に関する事 2 災害、被害、警防情報収集及び報告に関する事 3 応援に関する事 4 罹災証明に関する事 5 消防相互応援協定に関する事
	通 信 班	1 出動部隊の指令に関する事 2 活動状況等の通信に関する事 3 被害状況の把握に関する事 4 諸災害情報の収集に関する事
	機 動 班	1 消防資機材の点検整備に関する事 2 罹災者の救出、救助に関する事

(2) 災害対策本部設置場所

災害対策本部の設置場所は、次の順位とします。

○ 湯河原町災害対策本部設置場所順位

- 1 役場 第2庁舎 特別会議室
- 2 役場 第3庁舎 3階フロア
- 3 防災コミュニティセンター 災害対策室
- 4 役場 第2駐車場地下

5 災害広報の実施

町は、災害発生時に住民等の混乱防止を図り、適切な判断による行動がとれるようにするため、速やかに連絡広報班を設置し、適切かつ迅速な広報活動を行います。なお、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等は多様であることから、情報を提供する際には、様々な媒体を活用するよう配慮します。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めます。

また、被災者からの問い合わせや相談に対する窓口を速やかに設置し、被災後の住民の不安等の解消に努めます。

(1) 広報の手段・内容

町は、防災行政無線、公用車、インターネットホームページ、及びFM放送局などにより、次の事項について住民等に対して広報活動を行います。

ア 災害の状況に関すること。

イ 避難に関すること。

ウ 応急対策活動の状況に関すること。

エ その他住民生活に必要なこと。

(2) 防災関係機関の広報

防災関係機関は、災害時の広報計画に基づき、住民、利用者への交通に関する情報やライフラインに関する情報、生活関連情報等それぞれの機関が所管する業務に応じた広報を実施するとともに、特に必要があるときは、町、県及び報道機関に広報を要請します。

6 通信手段の確保

(1) 町は、災害発生時において、災害情報連絡の通信手段を確保するために、地上系無線、有線系の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときは、速やかに施設の復旧を行うため、必要な要員を直ちに現場へ配置します。

(2) 県、町及び防災関係機関が行う災害に関する情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として防災行政通信網及び災害情報管理システムにより速やかに行います。

(3) 町は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、あらかじめ定める計画に基づき関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用します。

災害対策本部と県災害対策本部を結ぶ通信ルートは、次によります。

【湯河原町】 総務部地域政策課 TEL 0465-63-2111 FAX 0465-62-1991

①通常通信確保されているルート

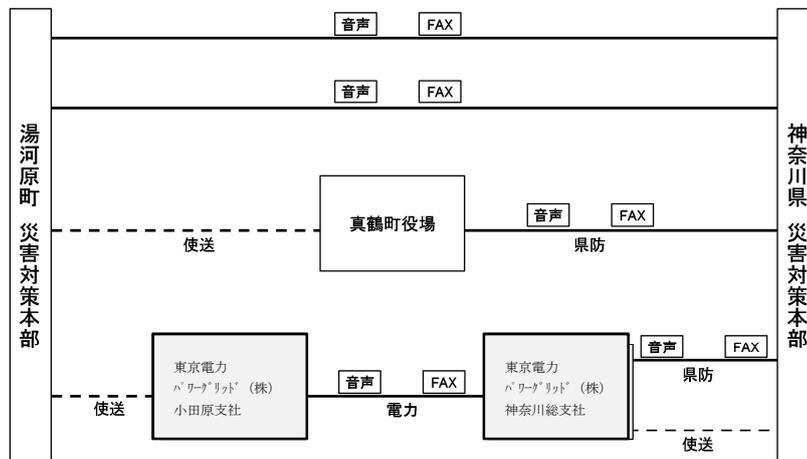
第1経路
県防ルート(非電)

第2経路
地星ルート(非電)

②非常通信ルート

第1経路
市町村ルート

第2経路
電力ルート



参考

- | | | |
|----------------|------------------|------------------|
| ①神奈川県 | TEL 045-210-3441 | FAX 045-210-8829 |
| ②真鶴町役場 | TEL 0465-68-1131 | |
| ③東京電力(株) 神奈川支店 | TEL 045-394-1000 | |
| ④東京電力(株) 小田原支社 | TEL 0465-24-4461 | |

- 資料 2-13 災害対策連絡表
- 資料 2-14 災害対策報告書
- 資料 2-15 被害状況等報告書
- 資料 2-16 被害の程度
- 資料 2-17 町保有車両一覧表

第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急、消火活動

(1) 住民及び自主防災組織の役割

ア 住民は、まず、自身及び家族の身を守ることに最大限努め、かつ、失火防止に努めます。

イ 住民及び自主防災組織は、近隣において救出・救護を行うとともに、発災後の初期段階で消火活動を行い、救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

(2) 自衛消防隊の役割

企業等の自衛消防隊は、発災時の初期活動として企業内での救助・救急、消火活動を行うとともに、可能な限り救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

(3) 町の役割

ア 町は、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、地域の防災組織等と連携して救助・救急活動を行います。特に、医療機関等が被災したときは、医師会などの関係機関の協力のもと「神奈川県救急医療情報システム（広域災害・救急医療情報システム）」を活用して、広域的な救急活動を実施します。また、火災の全体状況を把握しながら消火活動を行います。

イ 町は、事前に定めた災害時の警防計画等により消防活動を実施します。消防の投入にあたっては、住宅密集地域、特殊火災危険区域を優先しつつ、火災の全体状況を把握しながら消火活動を行い、最も効果的な運用を図ります。

ウ 町は、災害発生時に傷病者の緊急度や重傷度に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定するトリアージの手法について、救急業務規定に定めます。

エ 町は、消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に救助・救急、消火活動の応援要請を行うとともに、必要に応じ県災害対策本部に応援要請を行います。また、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努めます。なお、職員等のストレス対策として必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請します。

オ 町は、大規模な災害のため自衛隊が派遣された場合、最重要防御地域等の優先順位を決め、迅速に連絡します。

カ 消防団は、地域防災の中核として、地域の自主防災組織と連携し、発災直後の初期消火や被災者の救出・救護を行うとともに、常備消防を補佐し、

各種消防活動を行います。

キ 町は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表され、政府から事前の準備行動等を行う旨の公表があった場合、必要な準備等を行います。

2 医療救護活動

(1) 町医療本部

町は、医療救護活動を行うため、医療本部を設置します。

(2) 町医療救護班

町は、災害発生時に傷病者の収容・搬送拠点における、トリアージ、救急措置等を行うために、医療本部内に医療救護班を編成します。

(3) 医師会医療救護班

小田原医師会湯河原班は、大規模な災害が発生したとき又は町から医療救護活動の要請があったときは、あらかじめ定められた編成による医療救護班を組織し、医療救護活動を実施します。医師会医療救護班の業務内容は、次のとおりです。

ア 傷病者に対する応急措置

イ 高度医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

ウ 助産活動

エ 死亡の確認

(4) 広域医療活動体制

町長は、町域の医療救護班のみでは医療活動の実施が困難であると認めるときは、県知事に、医療救護班等の派遣要請を行います。

3 医薬品等の確保

町は、救護活動に必要な医薬品等については、備蓄医薬品等の活用及び小田原薬剤師会等との協定に基づき調達しますが、不足が生じるときは、県及び関係機関に応援を要請します。

4 救護所の設置

町は、迅速な医療救護活動を実施するため災害対策本部が定める救護所を設置します。

5 重傷病者の搬送及び収容

町は、医療又は助産救護を行った者のうち、高度医療施設へ収容する必要がある者の搬送を消防対策部等により行います。

重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として湯河原町消防で実施します。

第3節 避難指示等

水害および土砂災害において、避難の遅れ等により、多くの犠牲者が出ており、国は住民等の円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制を強化するため、令和3年5月に災害対策基本法を改正し、避難勧告と避難指示については「避難指示」に一本化し、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令することとしました。

また、気象警報の市町村単位での発表、警戒レベルを用いた土砂災害警戒情報や特別警報の情報配信など、防災気象情報の改善や新たな情報の提供が行われています。これらを受け、国は同年5月に「避難情報に関するガイドライン」の見直しを行いました。

災害対策基本法において、町長には災害が発生するおそれがある場合等において特に必要と認める地域の居住者等に対し、避難指示等を発令する権限が付与されています。

町は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、町の地域に係る防災に関する計画を作成し、これを実施する責務を有しています。したがって、住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができるよう適時に適切な情報を提供することが必要であり、特に適切なタイミングで適当な対象地域に避難指示等を発令することが重要です。

町は、国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、水害、土砂災害、津波における避難情報の判断基準および伝達方法をマニュアルとして作成し、具体的な判断規準、対象地域の設定、具体的な伝達体制・要領を整備します。

1 避難行動（安全確保行動）の考え方

(1) 避難の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」です。

命を守るという観点から、災害のどのような事象が命を脅かす危険性を持つのかを認識するとともに避難行動を取るにあたっては次の事項を明確にします。

- 災害種別毎に脅威がある場所を特定すること。
- それぞれの脅威に対して、どのような避難行動を取れば良いかを明確にすること。
- どのタイミングで避難行動を取ることが望ましいかを明確にすること。

(2) 避難行動

避難指示等の対象とする避難行動は、次の全ての行動とします。(これまで避難所と呼ばれていた場所に移動することに限定しません。)

- 指定緊急避難場所への移動
- 安全な場所への移動(公園、親戚や友人の家等)
- 近隣の高い建物等への移動
- 建物内の安全な場所での待避

避難指示等の発令時には、あらかじめ定めた指定避難場所への避難とともに、屋外が危険な場合には屋内に留まり安全確保をとることも併せて伝達します。

なお、詳細については、「避難情報の判断・伝達マニュアル」を参照とします。

第4節 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

町は、被災者に対する救援措置を行うため、必要に応じて避難所を開設します。

(1) 避難所の開設場所

町は、災害の態様に応じて安全適切な場所を選定して避難所を開設します。

ただし、緊急のときは、自主防災組織の判断により、あらかじめ指定された避難場所に避難所を開設できるものとします。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所を開設します。

さらに、災害が長期にわたることが見込まれる場合には、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努めます。

(2) 避難所の周知

町は、避難所を開設したときは、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ警察、自衛隊、海上保安庁等関係機関に連絡します。

(3) 避難所の運営管理

ア 町は、県の避難所マニュアル策定指針等を参考に、自主防災組織等の地域住民を中心として構成する避難所運営組織を設置し、避難所の円滑な運営を行います。避難所の運営に当たっては、被災者に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努めます。この際、避難所における

情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、災害ボランティア等の協力が得られるよう努めるものとします。

イ 町は、避難所の避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等に報告します。また、避難者の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めます。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じます。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めます。さらに、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めます。

ウ 被災時の男女のニーズの違いを踏まえた男女双方の視点や参画に十分配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努めます。

また、女性用のトイレや専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置及び設置場所の工夫、生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、安全性を確保し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。

エ 町は、避難所において救援活動を行うボランティアの受入れについて、県災害救援ボランティア支援センターや社会福祉協議会等と連携して対応します。

オ 町は、避難所の設置運営に必要があるとき、県に協力を要請します。

カ 町は、各避難所との連絡体制の確立に努めるとともに、個人情報に配慮しつつ、避難者のリスト作成等を実施します。また、避難生活が長期にわたるときに備えて国、県の協力のもと、民間アパートや公営住宅等の空室情報を把握するほか、応急仮設住宅の建設用地のリストの作成に努めます。

キ 町は、避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持等、被災者の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう措置します。

ク 町は、避難所のライフラインの復旧に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討します。

ケ 町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促します。

- コ 災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な建設と、公営住宅、民間賃貸住宅などの活用により、避難所の早期解消に努めることを基本とします。
- サ 町は、避難所における避難者の避難生活が長期間に及ぶ場合には、空きスペースの状況を勘案し、子どもの遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保に努めます。
- シ 避難所の運営管理を円滑かつ適切に行うためのマニュアルを作成するとともに、自主防災組織及び自治会等による避難所開設運営訓練を推進します。

なお、詳細については、「避難所開設運営マニュアル」を参照とします。

2 避難路の通行確保と避難誘導

- (1) 町は、避難指示を出したとき、県警察等の協力を得て、必要により地域又は自主防災組織等の単位で一時集合場所に避難住民を集合させた後、あらかじめ指定してある避難所への誘導に努めます。
- (2) 町は、誘導に当たっては、県警察等の協力を得て、事前に安全な経路を検討し、危険箇所を表示、なわ張り等をするほか、状況に応じて誘導員を配置して事故防止に努めます。また、夜間は、照明器具等を活用します。
- (3) 町は、避難行動要支援者に対する避難誘導について、周辺住民及び自主防災組織等の協力を得るなどして指定避難所への誘導に努めます。

3 帰宅困難者（滞留者）等への対応

- (1) 旅館、ホテル等の宿泊施設及びショッピングセンター等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じ、あらかじめ定められた地域の避難所に誘導するよう努めます。
- (2) 鉄道機関等の関係各機関は、発災後において、駅の乗降客及び駅周辺帰宅困難者の混乱を防止するため、それぞれの機関の施設に加えて、「災害発生時における帰宅困難者避難所として使用に関する協定」に基づき、必要に応じて湯河原町商工会館及び地域の避難所に案内するものとします。なお、要配慮者に対しては、十分な配慮を行い、対応するよう努めます。また、町は、事前に指定した帰宅困難者用の一時滞在施設を迅速に開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への一時滞在施設の開設状況の広報、県・鉄道事業者等の関係各機関への情報伝達を行います。また、帰宅困難者を施設へ誘導する際には、道路状況など安全の確保に特に留意

します。

- (3) 町は、観光客等の帰宅困難者（滞留者）等に対して、「災害時における避難収容施設等の提供に関する覚書」に基づき、必要に応じて、湯河原温泉旅館協同組合員が所有する施設等の提供について協力を求めます。
- (4) 町は、帰宅困難者が発生した場合、県と協力して避難所等に関する情報や鉄道等の運行、復旧状況など、必要な情報提供等を行い帰宅困難者対策に努めます。また、徒歩帰宅が困難な高齢者等の避難場所の確保や輸送対策等に努めます。
- (5) 企業・事業所は、発災時に災害関連の情報を収集し、適切な対応ができるよう組織内に的確に伝達するよう努めます。また、「むやみに移動を開始しない」という基本原則のもと、施設の安全が確認できた場合は、公共交通機関の運行情報等から施設利用者が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内に留めるよう努めます。特に施設内の要配慮者に対しては、その対応を徹底します。

4 応急仮設住宅等

県は、災害救助法が適用されたとき、災害によって住宅が被災し、自らの資力をもって住宅を確保することのできない者に対し、応急仮設住宅を確保します。

町は、県から要請を受けたとき、これを実施します。入居者の選定については、要配慮者等に十分配慮します。

5 要配慮者への配慮

- (1) 町は、要配慮者の避難生活が安心してできるよう支援体制を整備し、情報等の提供についても十分配慮します。また、避難所での健康状態の把握に努めます。
- (2) 町は、要配慮者に対して、ホームヘルパーの派遣、車椅子などの手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力のもとに実施します。また、在宅の要配慮者の所在情報について自主防災組織等を通じて把握し、迅速に避難できるよう努めます。
- (3) 町は、避難所の運営に当たって、要配慮者等健康に不安のある避難者に対する身体的ケアを実施するとともに、精神的、心理的な訴えにも的確に対応できるようメンタルケアの実施に努めます。
- (4) 町は、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営等にあたって、外国人に十分配慮します。
- (5) 町は、要配慮者が必要な生活支援を受けられ、安心して生活ができる体

制を整備した福祉避難所の指定に努めるとともに、社会福祉施設との連携を強化し、災害時の協定を結ぶことを推進し、避難所の充実に努めます。

- (6) 町は、要配慮者の内、聴覚障がい、視覚障がい、知的障がい者及び透析患者等については、原則として家族と避難活動ができるよう努めます。
- (7) 町及び施設管理者は、在宅又は施設利用の高齢者及び障がい者の安否確認及び避難対策について、地域の自主防災組織と協力して実施します。

6 避難に際して住民が留意すべき事項

- (1) 住所、氏名、生年月日、血液型等、本人を証明することができるものを携行することとします。
- (2) 食料、水、タオル、ちり紙、最小限の肌着、懐中電灯等を携行することとします。
- (3) 服装は、できるだけ軽装としますが、素足をさけ、帽子等を着用し、必要に応じカッパ又はコート等防雨、防寒衣を携行することとします。
- (4) 前記及び貴重品以外の荷物は、持ち出さないこととします。

7 罹災者の他地区への移送

町長は、町が設置する避難所に罹災者を収容できないときは、罹災者の他地区への移送について県に要請します。

町長は、罹災者の他地区への移送を要請したときは、町職員の中から引率者を定め、移送に添乗させるものとします。また、町長は、避難所管理者を定め、移送先の市町村へ派遣します。

資料 3-1 広域避難場所開設報告書

資料 3-2 避難場所設置及び避難状況報告書

資料 3-3 避難所避難者名簿報告書

資料 3-4 避難所避難台帳

第5節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

県及び町は、被災者の健康保持のため、必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮します。

また、ごみ処理施設及びし尿処理施設の耐震化、浸水対策及び補修等に必要資機材の備蓄に努めるとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努めます。

1 保健衛生

- (1) 町は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、必要に応じて健康相談等を行い、エコノミークラス症候群等への対応を周知するとともに、救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行います。
- (2) 県及び町は、地震災害による被災者のこころのケアを行うために、精神科医をはじめとした医療、保健及び福祉関係者等の協力を得て、時期や状況に応じた必要な措置を講じます。また、被災者のみならず災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努めます。
- (3) 町は、災害発生後速やかにごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況を把握します。また、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じます。また、入浴可能な公衆浴場等についての情報提供に努めます。

ア し尿処理

町は、被災地のし尿収集について、町委託業者に臨時収集を要請します。収集したし尿は、脱水処理した後に焼却するか、若しくは臨時貯留場の設置により処理を行います。

また、し尿処理に関して支援の必要がある場合は、県に支援を要請します。

イ 生活ごみ処理

収集した生活ごみのうち可燃物については、原則として湯河原美化センターにおいて焼却処分するほか、臨時ごみ処理場の設置により処理を行います。

また、生活ごみ処理に関して支援の必要がある場合は、県に支援を要請します。

ウ 災害廃棄物

町は、災害時に発生した災害廃棄物の処理等について、適切な対応をとるため、「神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針」及び「神奈川県災害廃棄物等処理業務マニュアル」に沿った災害廃棄物の円滑かつ適正な処理の推進を図ります。

災害に伴う倒壊家屋などからの大量な廃棄物、大型の不燃物等については、暫定的に次の場所に一時置きし、必要に応じて「神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針」及び「神奈川県災害廃棄物等処理業務マニュアル」に沿って県及び県内の市町村に、災害廃棄物処理に関する支援要請等を行っていきます。

場 所	面 積
湯河原町真鶴町衛生組合廃木材処理施設 吉浜 2021-81	4,820 m ²
湯河原町真鶴町衛生組合最終処分場 吉浜 2021	10,500 m ²
面 積 計	15,320 m ²

2 防疫対策

(1) 町は、災害時の生活環境の悪化に伴う感染症の流行を未然に防止するため、県の指示に基づき、次の防疫対策を実施します。

ア 管内における道路側溝、公園等公共の場所を中心に清掃します。

イ 災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、町は、被災地の状況に応じ、的確な指導あるいは指示を行います。

ウ 収集したごみ、災害廃棄物、汚泥、その他の汚物は、焼却埋没等、衛生的に適切な処分をします。この場合、できる限りし尿浄化槽又は下水道終末処理場の処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにします。

エ 町は、消毒方法の実施にあたっては、法令の定めるところに従って行います。消毒の実施に当っては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認の上、不足分を補うとともに、適切な場所に配置します。

オ ねずみ族、昆虫の駆除の実施に当たっては、器材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図ります。

カ 県の指示に従い臨時の予防接種をするときは、ワクチンの確保などを迅速に行い、時機を失しないように措置します。

キ 感染症の発生状況及び防疫活動状況等について、住民等に周知します。

(2) 県は、必要があるときは次の防疫対策を行います。

ア 感染症患者が発生した場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症指定医療機関への当該患者の入院勧告又は措置をします。

イ 県保健福祉事務所は、被災地、避難所等における感染症対策の支援を行います。また、必要な場合は積極的疫学調査を行います。

ウ 感染症が発生した場合、町とともにその発生状況、防疫活動等について速やかに広報活動を行います。

エ 感染症発生場所、その周辺地区等の消毒を実施するよう町に指示します。

(3) 町は、必要に応じ県に対し薬品、器具等の調達、あつせんを依頼します。

3 行方不明者の捜索、遺体の処理等

町は、行方不明者の捜索、遺体の処理、埋葬について、防災関係機関と緊密な連携のもとに迅速に対応します。

町は、遺体の処理について、適切な対応をとるため、神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のための必要な物資の調達等を関係機関の協力を得て実施するとともに、その衛生状態に配慮します。また、必要に応じ、神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努めます。

(1) 行方不明者の捜索

町は、小田原警察署及び消防対策本部等が協力し、次により迅速かつ的確に行方不明者の捜索を行います。

ア 行方不明の届出の受理は、災害対策本部で実施する。

イ 届出の受理に当たっては、行方不明者の住所、氏名、性別、身長、着衣、特徴、連絡先等必要事項を行方不明捜索届出書に記録しておく。

ウ 本部長は、届出に基づき、関係対策部に捜索の指令をするとともに、効果的な捜索活動を実施する。

エ 捜索に当たっては、地元関係者の協力を得、警察官の出動を要請し、機械器具の借り上げを行う。

(2) 広報

町及び小田原警察署は、災害現場から遺体を発見した者が、直ちに小田原警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう広報を徹底します。

(3) 通報

町は、遺体を取り扱ったときは、小田原警察署に通報します。

(4) 検視・調査

小田原警察署は、遺体の検視・調査等を行います。

(5) 検案

遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行います。また、検案後、町は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行います。

(6) 遺体の収容

町は、災害状況に応じて選定した場所に、遺体収容所及び遺体安置所を開設し、捜索により収容された遺体を収容するとともに、検視・調査、検案後の遺体を安置します。

(7) 身元不明遺体の処理

町は、身元の確認ができず県警察から引き渡された遺体については、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づき埋葬または火葬を行います。

(8) 身元確認、身元引受人の発見

町は、小田原警察署、歯科医師、自主防災組織等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。

(9) 遺体の引き渡し

警察署は、検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡し、身元が確認できない遺体を町に引き渡します。

この際、町と小田原警察署は、遺体引き渡し作業を協力します。

(10) 資機材の調達

町は、小田原警察署、県、他市町村と協議し、必要な棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布等を調達・確保します。

また、遺族感情を考慮して、生花等についても配慮します。

(11) 遺体の埋火葬

ア 遺体の引取人がないとき又は引取人があっても、災害による混乱のため遺体の処理ができないときは、次の施設によって、仮埋葬又は火葬の処理を行います。

なお、まちづくり対策部が遺体処理台帳を作成し、事後確認のため、遺体の写真撮影、遺留品の保存などの措置を行います。

処理区分	施設名	所在地	電話
仮埋葬	各寺院	町内各所及び熱海市泉地区	
火葬	真鶴聖苑	真鶴町真鶴 1916-1	68-6481

イ 埋火葬の程度は、応急火葬であり、埋葬台帳により、必要事項の処理を行います。

ウ 必要に応じ、神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の協力を得て、広域的な火葬の実施に努めます。

資料	2-18	ごみ収集車及び職員数
資料	2-19	浄化槽清掃業者一覧表
資料	2-20	し尿収集運搬業者一覧表
資料	3-5	行方不明捜索届出書
資料	3-6	行方不明者処理台帳
資料	3-7	遺体処理台帳
資料	3-8	埋葬台帳

第6節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

災害の規模により食料等（飲料水、生活用水、食料及び生活必需物資等）の不足が生じた場合、町は、備蓄物資の活用、各種協定等による物資の調達、支援物資の活用さらには広域的な支援を受け、被災者に早期に必要な食料等を供給します。

1 飲料水及び生活用水の確保・供給

(1) 給水方針

町は、災害発生時に飲料水を得られない者に対して、1人1日3リットルの応急給水を行います。

(2) 飲料水の確保

ア 町は、水道事業者〔湯河原上水道（町営）、吉浜上水道（町営）、宮下簡易水道組合、城堀簡易水道組合、上野山簡易水道組合〕に要請して、飲料水の確保を行うとともに、自ら、湧水・井戸水・河川水等を浄化処理して飲料水を確保します。

また、県や応援協定等を締結している水道事業者等に対しても飲料水の確保を要請します。

イ 水道事業者は、応急給水用飲料水及び水道施設の確保に努めます。

(3) 飲料水の供給活動

ア 応急給水

町は、給水班を組織し、県及び町内水道事業者が確保した飲料水のほか、町内の小・中学校等の受水槽、高架水槽、プール保有水、河川水等を活用して応急給水を実施します。特に医療機関への速やかな給水を優先的に配慮します。また、町は、給水が困難なときは、県に対して支援を要請します。

イ 応急復旧

水道事業者は、被災者の生活に欠かすことのできない水道施設の復旧に

全機能を投入し、一日も早く給水装置を通じて給水できるようにします。
また、必要に応じて他の水道事業者等に応援要請を行います。

(4) 応急飲料水以外の生活用水の供給

町は、飲料水以外の生活用水等についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努めます。

2 食料の調達・供給

(1) 供給方針

町は、備蓄食料を活用するとともに、主要食料及び副食・調味料などを調達し、被災者に対して供給します。

(2) 食料の調達・供給活動

ア 町は、備蓄食料も含め食料品の提供に努め、不足したときは、調達計画に基づく町内小売業者等との「米穀の調達に関する協定」により食料品を被災者に供給するとともに、応急給食を実施します。

イ 町は、必要な食料品の調達が困難なときは、県に対して支援を要請します。
ただし、政府保有米の供給については、交通・通信の断絶により県の指示が得られないとき、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知、令和4年3月2日改正）に基づき、直接農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）に要請します。

(3) 調達食料等の集配と配分

町は、県及び町内小売業者等から調達した食料等を物資集積拠点に集積し、被災状況に応じた配分計画を立てて避難所などへ配送します。

3 生活必需物資等の調達・供給

(1) 供給方針

町は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等を調達し供給します。

(2) 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとします。

寝具類、衣料、炊事用具、食器類、日用品雑貨、光熱材料、燃料、その他。

(3) 生活必需物資等の調達及び供給

ア 町は、備蓄生活必需物資の活用を図るとともに、不足したときは、調達計画に基づく町内小売業者等との「応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定」により生活必需物資及び応援物資を被災者に供給します。

イ 必要な生活物資の調達が困難なときは、県に対して支援を要請します。

(4) 調達した生活必需物資等の集積と配分

町は、県及び町内小売業者等から調達した生活必需物資等を物資集積拠点に集積し、被災状況に応じた配分計画を立てて避難所等に配送します。

第7節 文教対策

災害発生時には、生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、教育施設、教員及び学用品等の早期確保に努め、応急教育の円滑な実施を図ります。

1 生徒等の保護対策

校長等は、災害発生時においては、町教育対策部と連携を密にし、避難・誘導・保護計画に基づき、生徒等の保護に努めます。

(1) 学校の対応

ア 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮に当たります。

イ 生徒等については、教職員の指導のもとに生命・身体の安全確保を図るとともに安全が確保されるまでは保護し、安全が確認された後に全員を直ちに帰宅させることを原則とします。ただし、生徒等のうち障がい児は、学校等で保護者等に引き渡します。

また、交通機関の利用者、留守家庭等の生徒等のうち帰宅できない者は、状況を判断し学校で保護します。

ウ 校長は、町教育対策部に避難誘導等の状況を速やかに報告します。

エ 初期消火、救護・搬出活動の防災活動を行います。

(2) 教職員の対応

ア 学級担任等は、災害が発生したとき、生徒等に対し、より安全な場所で待機させた上で、全体の指示を待ちます。

イ 生徒等の避難・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無を明確にし、的確に指示します。

ウ 学級担任等は、学級名簿を携行し、対策本部の指示により、所定の場所へ生徒等を誘導・退避させます。

エ 障害のある生徒等については、あらかじめ介助体制等の組織を作り、十分な配慮を講じます。

オ 生徒等の保護者等への引き渡しは、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実にを行います。

カ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない生徒等は、

氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護します。
キ 生徒等の安全を確保した後、対策本部の指示により防災活動に当たります。

2 応急教育対策

(1) 応急教育の実施

県教育委員会及び町教育対策部は、災害時において、学校教育の実施に万全を期すため、教職員並びに教育施設、学用品等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図ります。

(2) 被害状況の把握及び報告

学校等は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに生徒等及び施設設備の被害状況を把握し、教育対策部へ報告します。

報告を受けた教育対策部は、被害状況等を整理し、県教育委員会へ報告します。

(3) 教育施設の確保

県教育委員会及び町教育対策部は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図ります。

ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図ります。

イ 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用します。

ウ 仮校舎の設置

校舎の修理が不可能なときには、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図ります。

エ 公共施設の利用

被災を免れた地域会館等の社会福祉施設、体育施設、その他の公共施設を利用して、授業の早期再開を図ります。

このとき、県は、町と協議して、利用についての総合調整を図ります。

(4) 教員の確保

県教育委員会及び町教育対策部は、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保します。

ア 臨時参集

教員は、原則として各所属に参集するものとします。

ただし、交通途絶で参集不能な場合は、最寄りの学校に参集します。

(ア) 参集教員の確認

各学校において、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握します。

(イ) 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人数等について、県教育委員会又は町教育対策部に報告します。また、町教育対策部においては、取りまとめのうえ、県教育委員会に報告します。

(ウ) 県教育委員会の指示

県教育委員会においては、前項で報告された人数、その他の情報を総合判断し、町教育委員会（教育事務所を通じ）等に対し教員の配置等について、適宜指示連絡します。

(エ) 臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える体制を整えます。

イ 退職教員の活用

災害により教員の死傷者等が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策をたてます。

ウ 教育対策部の対策

教育対策部は、教職員の被災等により応急教育を実施するための教職員に不足を生じたときは、県教育委員会の了承を得て、補充教員の臨時的任用又は一時的な教職員の編成替え等により必要な教職員の確保に努めます。

また、上記の措置を講じても、なお応急教育の実施に必要な教職員の確保が困難なときは、県教育委員会に対して応援要請を行います。

(5) 学用品の調達及び支給

罹災により学用品を喪失又はき損し、修学上支障のある生徒等に対しては、教育対策部において学用品を調達及び支給します。

第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

救助・救急、消火及び医療救護活動時の緊急通行車両の通行を確保するため、一般車両の通行禁止等の交通規制を実施します。また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、緊急輸送路の確保に努めるなど、総合的な緊急輸送を実施します。

1 交通の確保

(1) 災害対策基本法に基づく措置（災害対策基本法第七十六条、第七十六条の二、三及び四）

ア 県公安委員会は、災害が発生している場所等の区域又は区間を指定した緊急通行車両以外の通行の禁止又は制限を行います。

イ 県警察は、上記措置を周知します。

ウ 車両運転手は、指定された区域外へ車両を移動し又は妨害にならない方法で駐車します。

エ 警察官は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められるときは、緊急通行車両の通行を確保するため、車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行います。また、命令が実施されないときは、やむを得ない限度において移動若しくは障害物等を破損、除去することができます。

オ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場に行かないときに限り、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、上記エの措置を行うことができます。

当該命令をし又は措置を行ったときは、小田原警察署長にその旨を通知します。

(2) 道路管理者の措置

ア 町は、破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認めたときは、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限します。

イ 町は、上記の措置を実施しようとするとき又は実施したときは、直ちに小田原警察署長に通知します。

ウ 町は、上記の措置を明確にする標識を設けます。

(3) 町は、県警察と相互に連携を保ち、交通規制の適切な運用を図ります。

(4) 道路の応急復旧

道路の応急復旧は、原則として当該道路の管理者が行います。ただし、緊急を要し、当該道路管理者に通報して応急復旧を待ついとまがないときは、町は、必要に応じて当該道路の応急復旧を行うものとします。

(5) 漁港の応急復旧等

漁港管理者は、管理する漁港施設について、早急に被害状況を把握し、町災害対策本部に対して被害状況を報告するとともに、必要に応じ応急復旧を行います。また、所管する漁港区域の航路等について、沈没、漂流物等により船舶の航行が危険と認められるときは、町災害対策本部へ通報するとともに、必要に応じて障害物除去に努めます。

漁港管理者から通報を受けた町災害対策本部は、その旨を県災害対策本部へ通報します。

(6) ヘリコプター臨時離着陸場

県及び町は、指定地の中から適所を選定し、ヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関等への周知徹底を図ります。

(7) 鉄道の応急復旧等

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、町災害対策本部等に報告するとともに、応急復旧等を行います。

2 緊急輸送路等の交通確保の措置

(1) 県の役割

県は、自ら及び他の道路管理者が策定した復旧に関する優先順位をとりまとめて県警と調整し、その結果を各道路管理者へ伝達します。

(2) 町の役割

町は、湯河原町建設振興会等の協力を得て、緊急通行車両の通行に障害となる道路上の障害物の除去を行います。ただし、消防機関の職員は、消防用緊急通行車両の通行の確保について、前項の「1 交通の確保」にしたがって必要な措置を行うことができます。

町は、湯河原町建設振興会等の重機、資材、人員及び道路の被害状況を考慮して、配置と活動の指示を与えます。

また、必要に応じて広域応援の要請を依頼します。

ア 交通確保の優先順位

(ア) 第1位 県が指定した第1次、第2次緊急輸送道路から防災拠点及び避難場所に接続する町道等

(イ) 第2位 指定緊急避難場所から指定避難所に至る幹線町道及び主要幹線町道

(ウ) 第3位 その他の町道、農道及び林道

イ 障害物除去対象物件

(ア) 既に落下、倒壊している物件

(イ) 沿道に駐車してある自転車、オートバイ、自動車等

(ウ) 沿道にある構築物等で落下、倒壊のおそれのある物件

3 輸送対象の想定

(1) 主な対象

防災関係機関が実施する緊急輸送の範囲は、次のとおりとします。

- ア 医療（助産）救護を必要とする者等
- イ 医薬品、医療資機材
- ウ 食料、飲料水等の救援用物資
- エ 応急復旧資機材
- オ 災害対策要員
- カ その他災害応急対策の実施に必要な物資及び機材

(2) 輸送手段の確保

ア 車両の確保

町は、あらかじめ協定した運送業者等の協力を得て、緊急輸送活動に必要な車両を確保します。

- (ア) 町有車両
- (イ) 輸送業者等の車両
- (ウ) 漁業協同組合所属の船艇
- (エ) その他の借上げ車両等

イ 航空機及び鉄道への要請

(ア) 航空機

自衛隊に航空機（ヘリコプターを含む。）の派遣を依頼するときは、県知事を通じて要請します。

また、神奈川県下消防相互応援協定による航空機特別応援（ヘリコプター）の要請は、応援側市町の消防長へ要請します。

(イ) 鉄道

鉄道を利用した輸送の必要があるときは、東日本旅客鉄道株式会社（横浜支社及び湯河原駅）に協力を要請します。

(ウ) 要請内容等

- | | |
|----------|------------|
| a 業務の内容 | d 期間 |
| b 積載方法 | e 場所 |
| c 必要見込台数 | f その他必要な事項 |

4 緊急通行車両の確認手続

(1) 緊急通行車両（確認対象車両）

緊急通行車両は、災害対策基本法第五十条第2項に規定する災害応急対

策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とします。ただし、道路交通法に規定する緊急自動車については、緊急車両の確認手続を省略します。

ア 警報の発表及び伝達並びに避難の勧告、指示

イ 消防、水防その他の応急措置

ウ 被災者の救難、救助その他の保護

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育

オ 施設及び設備の応急復旧

カ 清掃、防疫その他の保健衛生

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持

ク 緊急輸送の確保

ケ その他災害の防ぎよ又は拡大の防止のための措置

(2) 緊急通行車両の確認

町の保有車両及び調達車両（県の調達車両等を除く。）の緊急通行車両確認申請は、緊急通行車両確認申請書（警察署、交通検問所等に備え付けられている。）に必要事項を記載の上、県公安委員会に申請します。

(3) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

ア 警察署、交通検問所等で緊急通行車両であると認定されたものについては、確認証明書及び確認標章が交付されます。

イ 交付を受けた証明書は、当該車両を運行する運行責任者に常に携帯させるものとしします。

ウ 交付を受けた運行責任者は、当該標章を車両の運転者席前面の見やすい箇所に掲示するものとしします。

5 障害物の除去

被災地には、道路上に障害物が散乱し、道路の陥没や亀裂などにより緊急物資の輸送に支障を来たすおそれがあります。このため、町、県及び道路管理者は、緊急輸送路を確保するため、道路上の障害物の除去や亀裂などの応急補修を他の道路に先がけて実施します。

障害物は、原則として湯河原町真鶴町衛生組合廃木材処理施設及び湯河原町真鶴町衛生組合最終処分場に一時集積します。ただし、災害の状況によっては、付近の遊休地、空地及び海岸等を利用するものとしします。

町は、障害物の除去が実施困難なときは、県に対し応援協力を要請します。

第9節 警備・救助対策

【基本方針】

陸上においては、県警察が人命の安全を第一とした迅速・的確な災害応急対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙、その他の公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期すこととします。また、海上においては、第三管区海上保安本部が人命の救助・救急活動、消火活動、排出油等の防除活動、海上交通の安全確保、避難対策、救援物資の輸送活動、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等に当たります。

1 陸上における警備・救助

(1) 警備体制の確立

ア 小田原警察署は、大規模地震が発生した場合には、小田原警察署に署長を部長とする小田原警察署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立します。また、必要に応じ湯河原町災害対策本部に所要の要員を派遣し、協力・連絡体制を強化します。

イ 別に定めるところにより、警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行います。

(2) 災害応急対策の実施

ア 救出・救助活動

把握した被災状況に基づき、迅速・的確な救出・救助活動を実施します。

また、小田原警察署は、消防等防災関係機関と連携を密にするとともに、各機関の現場責任者と随時、搜索区割りなど現場活動に関する調整を行います。

イ 避難指示等

警察官は、災害対策基本法第六十一条又は現場の状況に応じ警察官職務執行法第四条により、避難の指示を行い又は避難の措置を講じます。特に住宅地域を中心に二次災害の危険場所等の調査を実施し、これを把握したときは、町災害対策本部に連絡し、避難指示等の発令を促すものとします。

ウ 交通対策

県警察は、被災地域における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施します。

エ 防犯対策

県警察は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難地におけるトラブルなどを防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行います。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めます。

さらには、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めます。

オ ボランティア等との連携

県警察は、自主防災組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行います。

(3) 被災者への情報伝達活動

ア 被災者のニーズに応じた情報伝達活動の実施

県警察は、被災者等へのニーズを十分把握し、災害関連情報、避難関連情報、犯罪関連情報、交通規制情報の適切な伝達に努めます。

イ 相談活動の実施

県警察は、被災者の安否を気遣う肉親などの相談に応じるため、行方不明者相談所、行方不明者相談ダイヤル等を設置し、親身な相談活動の実施に努めます。

2 海上における警備・救助

(1) 第三管区海上保安本部が実施する応急対策

ア 警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報を受けたとき、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたとき並びに船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報、水路通報、標識の掲揚及び船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知します。

イ 情報の収集及び情報連絡

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関

係機関等と密接な情報交換等を行います。

ウ 活動体制の確立

必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立します。

エ 海難救助等

船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊によりその捜索救助を行い、船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行い、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒、火災発生の予防、航泊禁止措置又は避難勧告を行います。

オ 緊急輸送

傷病者、医療関係者、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施します。

カ 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、救助・救急活動等について支援をします。

キ 排出油等の防除等

防除措置を講ずべき者への指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせ、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、船泊禁止措置又は避難勧告を行います。

また、特に必要があると認められるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十一条の二に基づき、関係行政機関の長等に対する防除措置等を要請します。

ク 海上交通安全の確保

船舶交通の整理、指導及び制限又は禁止、漂流物等の応急措置及びその措置の命令又は勧告、船舶への情報提供、水路の安全確保及び航路標識の復旧に努めます。

ケ 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第六十三条第一項及び第二項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行います。

コ 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行います。

第 10 節 ライフラインの応急復旧活動

町災害対策本部は、水道、電気、ガス等のライフラインを早期に回復するために、ライフライン各事業者に対して応急対策活動を依頼するとともに、各事業者の被害及び復旧状況を把握し、異なる施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生を防ぐため、連携するよう調整します。

1 上水道施設（水道事業者）

- (1) 水道事業者は、給水の停止や断水のおそれ等があるときには速やかに住民に周知します。
- (2) 水道事業者は、災害の発生状況に応じて応急給水の協力等必要な措置を講じます。
- (3) 水道管及び配水池等の水道施設の復旧は、水道事業者が主体となって実施します。
- (4) 水道事業者は、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行います。
- (5) 水道事業者は、配管の仮設等による応急給水に努めます。また、道路の占用物件に当たる施設の復旧については、道路管理者等と調整し、効率的な復旧を行います。
- (6) 水道事業者は、県や応援協定等を締結している水道事業者等への要請を必要に応じ、速やかに行います。

2 下水道施設

- (1) 町は、直ちに管渠及び浄水センターの被害状況を調査し、施設の損傷に応じて応急復旧を行い、下水の排水及び処理機能の確保を図ります。
- (2) 町は、自治体単独での復旧が困難と判断したときには、社団法人日本下水道協会が策定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、県（下水道対策本部）に支援を要請します。

3 電力施設（東京電力パワーグリッド（株）小田原支社）

- (1) 東京電力パワーグリッド（株）は、災害により電力施設に被害があった

ときは、被害状況を早期に把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を確保します。

(2) 感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧予定等について、各報道機関や広報車並びに防災行政無線等を通じて広報します。

(3) 災害時には、原則として送電は維持しますが、円滑な防災活動を実施するため、県警察、消防機関等からの送電停止の要請があったときには、適切な危険予防措置を講じます。

(4) 災害時の復旧資材は、次により確保します。

ア 現業機関は、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握し、調達を必要とする資材は、できるだけ早く確保します。

イ 復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している業者の車両、船艇等により行いますが、不足するときは、他業者及び他店の協力を得て輸送力を確保します。

ウ 災害時は、復旧資材置場用地を確保します。

(5) 災害復旧の実施に当たっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先します。

4 ガス（湯河原瓦斯（株））

(1) 湯河原瓦斯（株）は、大規模な災害が予想され又は発生したときは、非常災害対策本部を設置し、早期に被害状況を把握し、引火等の二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行い、公益施設としての機能を維持します。

(2) 復旧過程での二次災害発生防止のため、復旧状況の周知や安全確認等について広報を実施します。

(3) 液化石油ガス業者についても、都市ガス業者同様、必要な応急復旧措置を講じます。

5 電話・通信（東日本電信電話（株）神奈川事業部 等）

(1) 通信の確保

通信の集中緩和、重要通信の確保を図るため、次により必要な措置を行います。

ア 臨時回線の設置、中継順路の変更等そ通確保の措置を講じるとともに、罹災者が利用する避難所に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努めます。

- イ 通信のそ通が著しく困難になり、重要通信を確保する必要があるときは、原則として一般加入電話の利用制限を行います。
- ウ 防災関係機関等が設置する通信網との連携を図り、通信の確保に協力します。
- エ 災害用伝言ダイヤル「171」等や災害用伝言板の運用を開始し、その旨報道機関（テレビ・ラジオ等）を通じ広報します。

(2) 復旧順位

電気通信設備に被害を受けたとき、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、以下の順位により復旧します。

- 第1順位：気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
- 第2順位：ガス、水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業社及び第1順位以外の国又は地方公共団体
- 第3順位：第1順位及び第2順位に該当しないもの

第11節 広域的応援体制

1 受援計画

湯河原町において大規模な災害が発生した場合には、本町独自での対応には限界があり、町外からの応援を有効に活用し災害応急対策、復旧・復興措置を行うことが重要です。

このため、町外からの応援を円滑に受け入れる体制を早期に確立し、県警察・消防・自衛隊などの応援部隊、救援物資及びボランティアなどを速やかに受け入れ、効率的かつ効果的な災害対策を実行します。

2 応援要請

災害対策本部は、迅速かつ効率的に応援を受け入れるため、被害状況、災害応急活動の状況及び人員・物資の充足状況を把握し、県、県警察、自衛隊、関係機関及び災害応援協定締結市町村に連絡し、応援を要請します。

3 調整会議

災害応急対策は、町、県、消防、県警察、自衛隊及び防災関係機関等、多数の機関が合同で行います。その際、各機関の特性に応じた有機的な連携、協力により最大限の効果を発揮できるよう調整を緊密に行うことが必要です。

災害対策本部は、広域的な応援を円滑に受け入れ、救助活動、消火活動及び被災者支援等を効率的かつ効果的に実施するため、調整会議を定期的に開催し、情報及び状況認識の共有を図ります。

4 応援部隊の活動拠点等の指定

応援部隊の活動拠点は、宿泊の有無、活動車両の駐車スペース、進入経路及び臨時ヘリポートの必要性の有無等を考慮したうえで選定します。

「広域応援活動拠点候補地」の中から応援部隊の活動拠点、ライフライン事業者の活動拠点、支援物資の集積・配分拠点等を定め、受け入れ体制を確立します。

活動拠点の開設は、各応援部隊が行います。

災害対策本部は、活動拠点の施設管理者に対し、施設の開設、使用可能区域及び立入禁止区域の設定等を依頼します。

5 ヘリポートの開設

道路寸断及び渋滞等により陸上輸送が困難な状況においても必要な輸送力を確保するため、臨時ヘリポートを開設し、緊急の航空輸送を確保します。

臨時ヘリポート候補地

施設名	所在地	地積 (㎡)	離発着可能ヘリ
湯河原小学校グラウンド	宮上 11	4,000	中型
吉浜小学校グラウンド	吉浜 1300	3,500	中型
東台福浦小学校グラウンド	吉浜 216	3,200	中型
桜木公園	土肥 5-6	2,385	中型
総合運動公園	吉浜 1987-8	16,800	大型
湯河原海浜公園	門川 11	1,350	小型
熱海市泉公園	熱海市泉 72-1	1,400	中型

6 海上輸送の活用

海上保安庁及び海上自衛隊の艦船による海上輸送が可能な場合は、福浦漁業協同組合の協力を得て、艦船から福浦漁港までの輸送を行い、海上輸送を確保します。

7 通信・連絡手段の確保

広域的な応援要請の連絡及び県、市町村の災害対策本部との連絡は、原則として、県防災行政通信網（有線系・衛星系）を使用します。

災害現場等の町職員との連絡には、I P無線機を使用します。

状況により、公衆電話回線（NTT固定電話、携帯電話等）及び防災行政無線のアンサーバック局も含めた様々な手段を活用して連絡手段を確保します。

8 救助・消火活動

大規模な地震が発生した場合には、倒壊家屋及び土砂崩れなどによる生き埋め者の人命救助、火災の拡大を防ぐための消火活動などの応急措置がきわめて重要となります。

災害対応においては、人命救助を最優先として活動します。そのため、あらゆる手段を活用して救助活動を行います。

9 医療活動

(1) 基本的考え方

大規模な地震が発生した場合には、町内の医療・救護能力を超える負傷者の発生や医療機関の被災による医療機能の低下により、重症患者の受入・治療などに十分な対応ができない事態が想定されます。しかしながら、重症患者の治療は緊急を要するため発災直後から早急に行うことが必要です。

そのため、被災地外から救護班を受け入れるとともに、町内では対応が困難な重症患者をヘリコプターなどにより被災地外の医療機関へ搬送します。

(2) 医療活動拠点と救護活動体制

町は、医療救護活動を行う救護所をあらかじめ指定するとともに、医師会等関係団体と連携を図り、医療救護班の組織体制充実のため、医師及び看護師の確保に努めます。その際、救護能力を強化するため町外からの救護班を積極的に受け入れます。

救護所の選定においては、輸送路の確保、衛生管理、水の確保などを考慮します。

10 輸送活動

(1) 基本的考え方

災害時において、消火・救急・救助活動、患者輸送及び緊急物資輸送を円滑に行うためには、輸送路の確保が重要です。

県は、応援部隊及び緊急物資を円滑に輸送するため、緊急輸送路（国道135号、県道75号）の確保に努めます。

町は、県が指定する緊急輸送路以外で、当面の災害対策又は避難者支援

に必要な輸送路の確保に努めます。

(2) 緊急輸送路の確保

緊急輸送路を速やかに確保するため、県土木事務所と連携するとともに湯河原町建設振興会に応急復旧工事等を要請します。

状況によっては、県を通じて、町外からの土木業者の応援を依頼します。その際、湯河原町建設振興会との連携を密に行います。

11 物資調達

(1) 物資調達の概要

大規模な災害が発生した場合、次の手順により物資を調達します。

ア 住民は、自ら備蓄した物資及び保有物資により当面の生活を維持します。

イ 町は、備蓄している物資を被災者へ提供します。

ウ 町は、協定を締結している民間業者等に対し物資の供給を要請します。

エ 物資が不足する場合は、県へ調達を要請します。

(2) 物資の集積・配分拠点の指定

災害対策本部は、避難所等へ緊急物資を配送する中継地として、物資の集積・配分拠点を開設します。

12 関係機関等への応援要請

(1) 消防

「神奈川県下消防相互応援協定」又は「消防相互応援協定書」に基づき、協定締結市町等に応援要請を行います。

大規模な災害が発生し、応援が必要であると判断した場合、県知事に対し、消防組織法第四十四条第一項の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援要請を行うよう依頼します。緊急消防援助隊の応援要請の依頼及び受入は、「湯河原町消防本部緊急消防援助隊受援計画」に基づき行います。

(2) 県警察（広域緊急援助隊）

県知事に対し、警察法第六十条第一項の規定に基づき、援助の要求を行うよう依頼します。

広域緊急援助隊の受入においては、小田原警察署と連携し、活動拠点の設定、活動内容の調整を行います。

(3) 自衛隊

ア 自衛隊派遣要請の判断

災害対策基本法第六十八条の二第一項に基づき、町の地域において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊法第八十三

条第一項の規定による要請をするよう求めます。併せて、東部方面混成団長及び第1高射特科大隊長に対し情報を提供します。

その際、被害状況の把握等の情報収集、行方不明者の搜索活動、消火活動、緊急輸送及び給水・炊き出しなど、支援を要請する事項を明らかにしたうえで派遣の要請を求めます。

イ 自衛隊派遣要請の要領

自衛隊の派遣を要請する場合、「派遣要請書」により県知事（神奈川県くらし安全防災局防災部災害対策課）に対し要求します。その際、県西地域県政総合センター及び小田原警察署へ連絡します。

ただし、急を要する場合には、まず電話等で要求した後に派遣要請書を提出することができます。

(4) 行政機関への広域応援要請

災害発生後、現有の人員、資機材、物資では災害応急対策の実施が困難であると判断した場合、相互応援協定及び災害対策基本法（第二十九条、第三十条、第六十七条、第六十八条）に基づき、神奈川県、他の地方公共団体、防災関係機関等に応援を要請します。

(5) ライフライン関係業者

ライフライン関係業者は、ライフラインの復旧作業を行います。その際、災害対策本部との連絡・調整を緊密に行います。

ア 電気事業者：東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社

イ 通信事業者：東日本電信電話株式会社神奈川事業部

ウ ガス事業者：湯河原瓦斯株式会社

エ 水道事業者：湯河原町管工事協同組合

オ 下水道事業者：湯河原町下水道課

(6) ボランティア団体

「災害ボランティア支援センター」を社会福祉協議会に開設します。

ボランティアの受け入れにおいては、社会福祉協議会の協力を得ます。

13 応援計画

巨大地震などの大規模な災害が発生し、本町の被害が比較的軽微であった場合には、速やかに応援体制を確立し、甚大な被害を受けた災害応援協定締結市町村等への応援を行います。

その際、応援は県又は被災市町村からの要請に基づき行うことを基本とします。

ただし、緊急を要する場合は、現地へ先遣隊を派遣し被災市町村と協議を行い、その協議内容に基づき応援活動を行います。

14 応援対策本部

国、県又は災害時応援協定締結市町村等からの応援要請を受けた場合、又は町独自で応援を決定した場合は、災害対策本部の所要の人員をもって応援対策本部を設立し、応援内容、応援人員及び機材などの応援規模を決定します。

15 応援期間

被災市町村が通常業務を運営することが可能となる時期までを基準とし、被災市町村と調整したうえで決定します。

16 経費の負担

救助活動等及び応援に係る経費は、災害対策基本法、災害救助法等の関係法令及び災害協定に基づき、国、県、町及び防災関係機関が負担します。

なお、詳細については「災害時受援・応援計画」を参照してください。

第 12 節 災害救助法関係

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第 1 条の定めるところによりますが、本町における具体的適用基準は、次のとおりです。

- (1) 町内において住家の滅失した世帯数が 50 世帯以上のとき
- (2) 神奈川県下において住家の滅失した世帯数が 2,500 世帯以上であって、町内において住家の滅失した世帯数が 25 世帯以上のとき
- (3) 神奈川県下において住家の滅失した世帯数が 12,000 世帯以上であって、町内において住家の滅失した世帯数が多数であるとき
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする特別の事情があるときであって、多数の世帯の住家が滅失したとき
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれがあるとき

(注) 住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼等著しい損傷を受けた世帯については 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯については 3 世帯をもって、それぞれ住家の滅失した 1 世帯とします。

2 災害救助法の適用手続

(1) 災害救助法の適用要請

町長は、災害に際し、本町における災害が前記1の「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し又は該当する見込みがあるときで、かつ、被災者が現に同法第四条に規定する応急的な救助を必要としているときは、直ちに次の事項を県知事に報告し、災害救助法の適用を要請します。

ア 災害発生時の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の状況

ウ 法の適用を必要とする期間

エ 既にとった救助措置及び今後とろうとする救助措置

町長は、災害の事態が切迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、知事が行う救助の補助として災害救助法第十三条の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに知事に情報提供します。

3 救助の種類

救助の種類及び実施期間等は、次のとおりです。

昭和 40 年 9 月 10 日神奈川県告示第 561 号
 : 改正 平成 26 年 4 月 28 日第 237 号

救助の種類		実施期間等
(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与	避難場所	7 日以内
	応急仮設住宅	20 日以内に着工
	応急仮設住宅を供与する期間	建築基準法第八十五条第 3 項又は第 4 項の規定による期限まで
(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	7 日以内
	飲料水	7 日以内
(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		10 日以内
(4) 医療及び助産	医療	14 日以内
	助産	7 日以内
(5) 被災者の救出		3 日以内
(6) 被災した住宅の応急処理		1 ヶ月以内に完了
(7) 学用品の給与	教科書	1 ヶ月以内
	その他の学用品	15 日以内
(8) 埋葬		10 日以内
(9) 死体の搜索		10 日以内
(10) 死体の処理		10 日以内
(11) 障害物の除去		10 日以内
(12) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用		当該救助を実施する期間内

4 義援物資及び義援金

(1) 義援物資

町は、関係機関等の協力を得ながら、協定を締結している民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握します。町は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図ります。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するものとし、これを活用し、物資の配分を行います。

町は、個人等からの小口義援物資については、原則受入れないこととし、その方針を周知するものとします。

なお、周知にあたっては、記者発表や県及び町のホームページへの掲載のほか、県域報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載依頼などを行います。

(2) 義援金

町は、義援金の受入れ、配分に関して、日本赤十字社神奈川県支部、(福)湯河原町社会福祉協議会等と連携し、適切な受入れ、配分を行います。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めます。

5 災害弔慰金等

- (1) 町長は、一定規模以上の災害により死亡した住民の遺族に対しては災害弔慰金を、一定規模以上の災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に対しては災害障害見舞金を支給します。
- (2) 町長は、災害により家屋等に被害を受けた世帯等に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害援護資金の貸付けを行います。
- (3) 町長は、各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付します。

第 13 節 災害ボランティア活動への支援

1 ボランティアの受入れ

- (1) 町は、受入れに際しては、災害の程度、規模及び被害状況を把握し、応援状況を考慮の上決定します。
- (2) 町は、受入れ決定後、災害の程度、場所、期間等について具体的に指示します。

2 ボランティア事務局

- (1) ボランティアに係る事務局（ボランティアの受付、管理等の事務全般）は、町及びボランティア団体等が協力して行います。
- (2) 町は、事務局の円滑な運営のため、ボランティアの横断的な組織作りを支援します。

3 活動拠点の設置

- (1) 町、社会福祉協議会及び災害救援ボランティア団体等は、それぞれの実情に応じて、発災後速やかに、緊密な協働・連携のもと、災害救援ボランティア支援センターを設置します。
- (2) 災害救援ボランティア支援センターの運営は、ボランティア事務局が各対策部及び社会福祉協議会と相互に連携を図り運営します。

(3) 災害救援ボランティア支援センターの運営に係る経費は、町が負担します。

4 ボランティアの派遣要請等

ボランティアの派遣要請等は、次のとおり行います。

- (1) ボランティア派遣の要請は、各対策部から、ボランティア事務局へ行きます。
- (2) ボランティア事務局を所管する対策部は、災害対策本部に要請状況等を報告します。

5 ボランティアへの活動要請の範囲

ボランティアへの活動要請の範囲は、災害対策本部に対する支援を主とし、次のとおりとします。

- (1) 避難所等の運営の援助
- (2) 救援物資の受入れ、配分、運搬等
- (3) 給水、給食活動の援助
- (4) その他救援に必要な活動

6 ボランティア活動の支援

ボランティア活動を円滑にするため、町は、次の支援を行います。

- (1) ボランティア活動に必要な資機材等の提供
- (2) 災害ボランティア保険料の負担
- (3) 必要な情報の正確・迅速な提供
- (4) その他

7 ボランティアの活動期間

ボランティアの受入れ及び派遣の期間は、災害の状況に応じ、調整して定めます。

第14節 二次災害の防止活動

1 消防活動

- (1) 消防対策部は、消防計画に基づき、多数の人命を守ることを最重点とした消防活動を行います。自主防災組織、事業所等及び住民は、自らの生命、財産を守るため、出火防止活動、初期消火活動及び救出・救護活動を行います。

ア 特に危険物を取り扱う事業所等においては、二次災害の防止に努めるものとします。

イ 住民は、協力して可能な限り消火活動及び救出・救護活動を行い、被害の軽減に努めるものとします。

(2) 消防署及び消防団の活動

ア 消防対策部長は、消防署、分署及び消防団を指揮し、消防活動を実施するとともに、次の情報を収集し、災害対策本部及び小田原警察署との情報共有を図ります。

(ア) 火災の状況

(イ) 消防車両、消防無線等通信連絡設備及び消防水利等の使用可能状況

(ウ) 消防車両等の通行不可能箇所の状況

イ 消防対策部長は、次の事項に留意し、消防活動を指揮します。

(ア) 二次災害を防止するため、防災行政無線及び公用車等を利用して住民に出火防止や避難の際、電気のブレーカーを落とすことなどを早期に呼びかけます。

(イ) 電話や無線が途絶したときは、高所見張等を実施するとともに、巡回を行い、火災の早期発見に努め、初期鎮圧を図ります。

ウ 消防車両や資機材及び消防水利の状況に基づき、必要に応じて出動部隊の再編成を行い、多発火災に対応します。

エ 救急車両が出動不能なときは、担架等を活用します。

負傷者が多数のときは、自主防災組織や付近住民の協力を得て、重傷者を優先して医療機関等へ搬送します。

オ 災害対策基本法の通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行のため、警察官が不在のときには、車両その他の物件の移動等、措置命令を行い又は強制措置をとります。

カ 現場における活動の基本は、次のとおりとします。

(ア) 避難場所、医療機関及び避難路等の救援活動の拠点施設並びに応急対策の拠点施設や消防効果の大きい火災の防ぎよを優先します。

(イ) 火災の様相により消防隊個々の防ぎよでは効果がないと判断したときは、部隊を集結させて防ぎよに当たるとともに、必要に応じて消防相互応援協定に基づく応援を要請します。

(ウ) 火災及び火災以外の災害が同時に発生したときは、救助事象に配慮して火災防ぎよに努めます。

(エ) 火災件数が少ないときは、集中的な消火活動を行います。

(オ) 多数の火災が発生し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想されるときは、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等

を図り、住民の安全確保を最優先します。

- (カ) 工場及び危険物製造所等からの危険物が漏れて災害が拡大し又はそのおそれがあるときは、火災警戒区域、消防警戒区域等適切な防ぎよ線を決定し、部隊を集結させて防ぎよに当たります。

(3) 事業所の活動

ア 火災予防措置

火の元並びに液化石油ガス、都市ガス、高圧ガス、石油類及び電気などの供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物などの流出や異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じます。

イ 火災が発生したときの措置

- (ア) 自衛消防隊組織等による初期消火及び延焼防止活動を行います。
- (イ) 必要に応じて従業員及び顧客等の避難誘導を行います。
- (ウ) 延焼防止が不可能なときは、消防機関に直ちに通報します。

ウ 災害拡大防止の措置

都市ガス、高圧ガス、石油類、火薬類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講じます。

- (ア) 周辺地域の住民に避難行動等に必要な情報を伝達します。
- (イ) 最寄りの防災機関に直ちに通報します。
- (ウ) 立入禁止等の必要な措置を講じます。

(4) 自主防災組織の活動

ア 各家庭等におけるガス栓及び液化石油ガス容器のバルブの閉止並びに電気のブレーカーを落とす等の呼びかけを実施します。

イ 火災が発生したときは、可搬式ポンプ、消火器等を活用して初期消火活動に努めます。

ウ 災害の状況を災害対策本部に連絡します。

エ 避難行動要支援者の避難活動を支援するとともに、状況に応じた救助活動を行います。

オ 消防隊（消防署又は消防団）が到着した際は、その指揮に従います。

(5) 住民の活動

ア 火気などの消火等

使用中の火を消し又は電気のブレーカーを落とすとともに、都市ガスはメーターコック、液化石油ガスはボンベのバルブ及び石油類のタンクは元栓をそれぞれ閉止します。

イ 初期消火活動

火災が発生したときは、消火器や汲み置き水等によるバケツリレーなど

で消火活動を行います。

2 人命救助の活動

(1) 町

ア 消防対策部長は、消防団、小田原警察署及び自主防災組織等と連携して被災者の救助活動を行います。

イ 消防対策部長は、救助活動の労力、資機材等を考慮し、困難なときは、町長名をもって次の事項を示し、県知事に救助活動の実施を要請します。

また、必要に応じて民間団体の協力を求めるものとします。

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする人員、資機材等

(ウ) 応援を必要とする場所

(エ) 応援を必要とする期間

(オ) その他必要な事項

(2) 小田原警察署

ア 町及び消防機関と協力して、被災者の救出、負傷者等の応急的救護に努めます。

イ 災害現場にいる消防機関等と協力して、危険箇所の警戒を行うとともに、被災者の発見や救助に努めます。

(3) 自主防災組織、事業所等

自主防災組織、事業所等の自衛防災組織は、次により自主的な救助活動を行います。

ア 組織の管轄区域内の被害状況を調べ、被災者等の早期発見に努めます。

イ 救助活動用資機材等を活用し、組織的な救助活動に努めます。

ウ 自主的な救助活動が困難なときは、町、消防機関、小田原警察署等に連絡し、早期救出を図ります。

エ 救出活動を行うときは、可能な限り町、消防機関及び小田原警察署と連絡をとり、その指導を受けるものとします。

3 応急危険度判定

地震災害により被害を受けた建物は、構造部材に影響が生じているときがあります。

これらの建物が引き続き安全に居住できるか判定し、余震等による二次災害を防止するために、応急危険度判定を行います。

応急危険度判定活動の対象施設別の実施優先順位は、次によります。

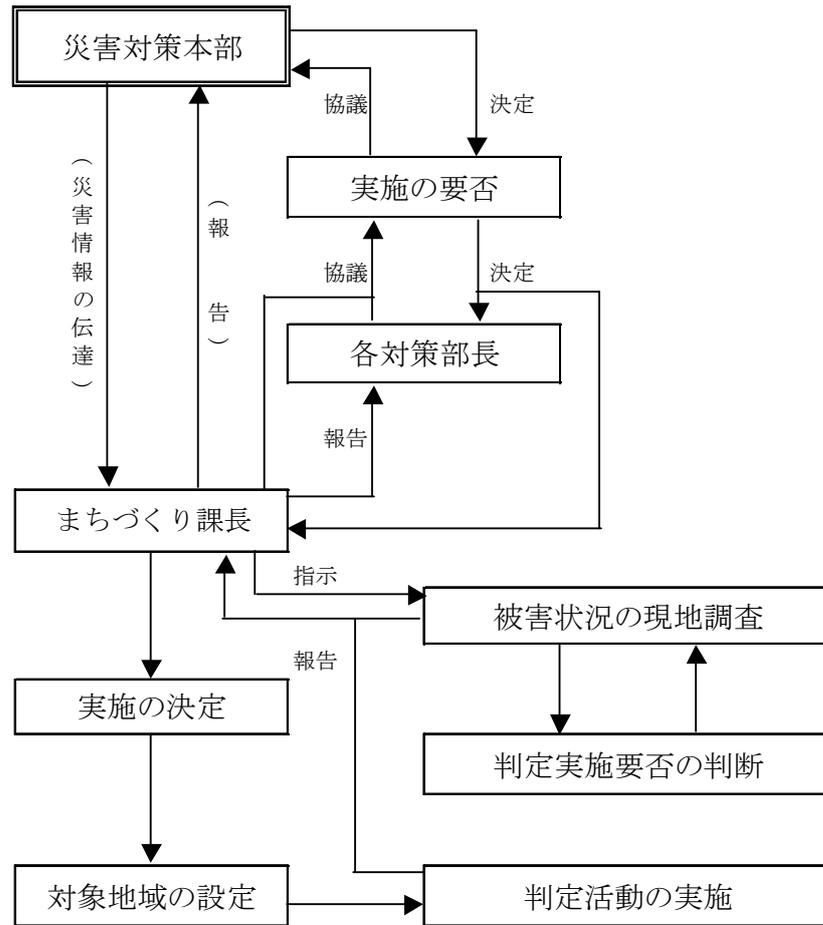
ただし、(1)、(2)については、原則として町職員又は他の地方公共団体

の職員判定士が判定するものとします。

- (1) 役場庁舎及び消防庁舎
- (2) 小・中学校等避難施設
- (3) その他の公共施設及び病院
- (4) 民間施設

民間施設に対しては、建築物ごとに判定標識^{ちょうふ}を貼付するとともに、お知らせパンフレットを投函するほか、状況に応じて所有者に留意事項の説明や立入禁止等の制限を行います。

応急危険度判定の手順は、次のとおりとし、詳細は、危険度判定マニュアルにより行います。



※現地調査の実施内容

- ・被害集中地区の状況
- ・地区別被害状況
- ・小・中学校、本部等の重要施設の被害状況

※判定実施の基準

- ・避難所を開設する程度の被害
- ・災害救助法の適用される程度の被害

4 被害家屋の調査

町は、災害救助法の適用及び仮設住宅準備等を行うため、被害家屋の状況調査を実施します。また、詳細な調査を要する家屋は、被災者の申出に基づき調査を実施し、罹災証明交付の基本台帳となる罹災台帳を作成します。

5 被災宅地の調査

町は、災害発生後の二次災害を防止し住民の安全を確保するために被災宅地の危険度判定を実施します。また、判定の結果は当該宅地に表示します。

また、町は、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士が不足していると判断したときには、県に派遣を要請します。

6 応急危険度判定結果の表示

判定調査を行ったときは、その判定結果に基づき、判定標識（判定ステッカー）「危険（赤）」、「要注意（黄）」、「調査済（緑）」を当該建築物の出入り口若しくは外壁等の見やすい位置^{ちょうふ}に貼付します。

——— 判定標識（判定ステッカー）の例示 ———
(各サイズ共A3判)

(赤)

(黄)

(緑)

応急危険度判定結果	
危険 UNSAFE	
◆この建築物に立ち入ることは危険です ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後して下さい	
建築物名称	
注記:	
整理番号	
判定日時 月 日 午前・午後 時現在	
<input type="text"/> 災害対策本部 電話 -	

応急危険度判定結果	
要注意 LIMITED ENTRY	
◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい ◆応急的に補強する場合には専門家に相談下さい	
建築物名称	
注記:	
整理番号	
判定日時 月 日 午前・午後 時現在	
<input type="text"/> 災害対策本部 電話 -	

応急危険度判定結果	
調査済 INSPECTED	
◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます ◆建築物は使用可能です	
建築物名称	
注記:	
整理番号	
判定日時 月 日 午前・午後 時現在	
<input type="text"/> 災害対策本部 電話 -	

7 被災家屋の応急修理

県は、災害救助法が適用されたときは、災害によって住宅が被災し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ、自己資金では応急修理ができない者に対し、被災住宅の応急修理を実施します。

町は、県から要請通知を受けたときは、これを実施します。

修理の範囲は、日常生活上欠くことができず、かつ、必要最低限のものに限られます。

8 応急仮設住宅の建設等

県は、災害救助法が適用されたときは、災害によって住宅が被災し、自らの資力では住まいの確保ができない者に対し、応急仮設住宅を確保します。

入居者の選定は、被災者の生活条件を調査の上、要配慮者等を考慮して決定します。

町は、県から要請通知を受けたときは、これを実施します。

9 公共施設の機能確保

被災橋りょうに係る仮橋の早期完成が必要なときは、応急組立橋の活用により早期架橋を実施します。

また、河川堤防等が被災し、流水が浸水し大きな被害を与え又はそのおそれがあるときは、仮締切工事又は決壊防止工事等の緊急工事を実施します。

さらに、土砂の除去などを行い、速やかな機能の確保を図ります。

10 土砂災害対策

町は、余震あるいは降雨等による二次的な土砂災害に対して点検し、応急対策を実施します。また、土砂災害等危険箇所の点検は、専門技術者等を活用して行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所は、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、土のう又は仮設防護柵の設置等の応急工事を実施します。

さらに、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、二次災害の発生のおそれのあるときは、速やかに適切な避難対策を実施します。

11 爆発等及び有害物質による二次災害対策

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行います。また、爆発等のおそれが生じたときは、速やかに関係機関等に連絡します。

さらに県は、町と協力して町内の工場等の立入調査を実施し、安全確認に努めます。

県、町又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行います。

第15節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

1 被災者等への情報提供

町は、発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して流言、飛語等による社会的混乱を防止し、住民の心の安定を図ります。また、被災者等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努めます。

2 災害相談対策

(1) 災害相談の実施

町は、被災した住民の生活上の不安等の解消を図るため、必要に応じて臨時災害相談所を設け、発災直後からの時間経過に伴うニーズの変化に対応した総合的な相談活動を実施します。

その際、町職員に加え、関係機関、弁護士等専門家及び通訳ボランティアなどの協力を受け、外国人への対応についても配慮しながら、広域的かつ総合的に行います。

(2) 臨時災害相談所の開設

町は、避難所、被災地及び避難地等に臨時災害相談所を設け、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取し、速やかに関係機関へ連絡して早期解決に努めます。

(3) 相談業務の内容

災害相談の内容は、発災時から応急対策期における行方不明者や避難所、救援食料・水・衣類等の問い合わせへの対応、応急復旧期の避難所生活や心の悩み相談、仕事の再開相談、復興期の住宅や事業所の再建相談等、幅広く対応して早期解決を図り、生活の安定を支援します。

3 物価の安定、物資の安定供給

町は、発災後に食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め・売り惜しみが生じないよう、町は県と協力して監視するとともに、必要に応じて指導等を行います。

また、コンビニエンスストアなどの小売店舗等と協定を結び、物資が安定的に供給されるように努めるとともに、発災後速やかに営業が開始できるよう、物資搬入車両の通行の確保等、必要な体制の整備に努めます。

第 16 節 津波対策

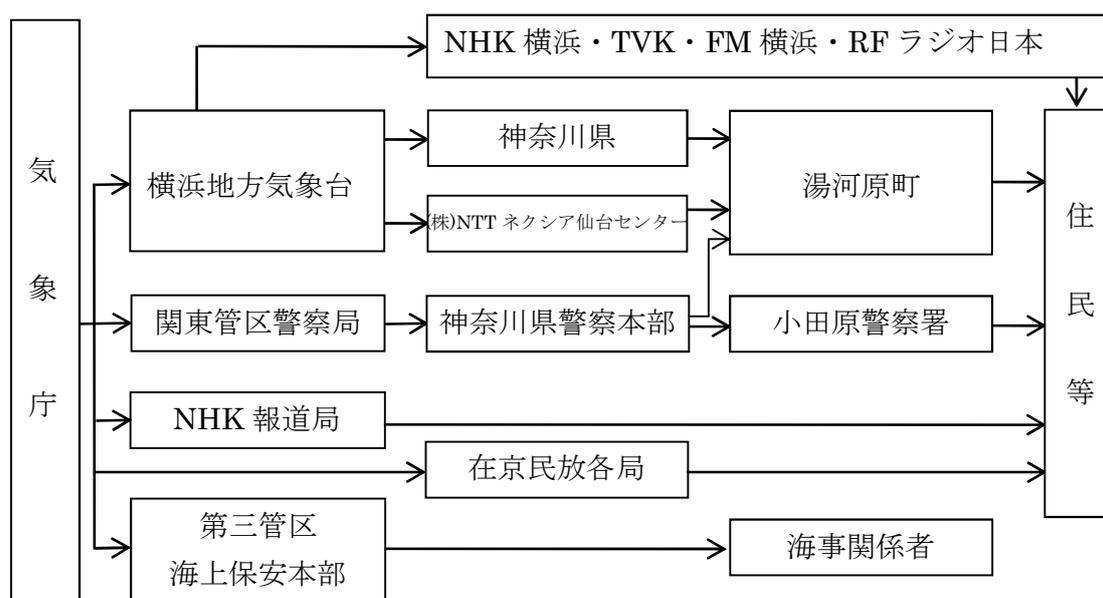
1 津波警報等の種類

気象庁及び横浜地方気象台から発表される津波警報等は、次のとおりです。

大津波警報・津波警報・注意報	津波による災害の発生が予想されるときに、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分以内）を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されます。 ※ 日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震
津波情報	大津波警報・津波警報・注意報を発表したとき、津波情報により、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどが発表されます。
津波予報	地震発生後、津波による災害が起こるおそれがないときは、津波予報で発表されます。

(1) 津波は、地震発生後極めて短時間に到達するおそれがあるので、津波警報等が発表されたときは、あらゆる手段を活用して住民等に伝達します。

町は、次の津波警報等の伝達系統図により、可能な限り迅速、的確に伝達します。



- (2) 町は、全国瞬時警報システムなどにより津波警報等を受理したときは、防災行政無線等を通じて、気象業務法に従ったサイレンにより、直ちに住民等に伝達するとともに、避難指示等の措置を行います。
- (3) 町は、民間の団体と連携し、マリンスポーツなどで海岸から離れたところにいる人たちに津波からの避難を促すため、津波フラッグ（※）のような視覚に訴える情報伝達も活用し、多様な手段で避難を呼びかけます。
- ※ 津波フラッグ：津波警報等を視覚により伝達する「赤と白の格子模様の旗」です。

2 避難指示等

- (1) 町は、強い地震（震度4程度以上）又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要性を認める場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な対応を行います。
- なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達します。
- (2) 町は、予想される津波到達時間を考慮しつつ、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、防潮扉の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行います。
- (3) 町は、津波のための避難指示等をした場合、速やかに県にその旨を報告するとともに、隣接沿岸市町に連絡するものとします。

避難指示等	津波警報等	対象地域等
避難指示	津波注意報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海拔 1m 以下の地域 ・ 湯河原海水浴場、福浦漁港及び沿岸地域 ・ 漁業従事者、港湾施設等での従事者及び海水浴客等
	津波警報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海拔 3m 以下の地域
	大津波警報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海拔 14m 以下の地域
解除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大津波警報、津波警報及び津波注意報が全て解除された場合 ・ 住宅地等での浸水が解消した場合 	

3 その他防災関係機関の措置

- (1) 県警察は、津波警報が発表されたとき又は津波による浸水が発生すると判断した場合において、町長が避難指示をすることができないと認めると

き又は町長から要請があったとき、若しくは危険が切迫していると自らが認めるときは、直ちに沿岸住民及び海岸利用者等に避難の指示を行います。

- (2) 第三管区海上保安本部は、津波による被害が予想される沿岸地域の住民、海水浴客等に対しては、船舶、航空機等を巡回させ、拡声器、たれ幕等により情報を周知します。

第4部 風水害等災害予防計画

第1章 都市の安全性の向上

第1節 計画的な土地利用と市街地整備

「第2部 第1章 第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進」と同様とします。

第2節 治水対策

1 安全性に配慮した行政指導

町は、県と協力し、土地造成を伴う各種の開発事業等において、透水性舗装や調整池の設置による流出抑制、盛土の抑制など、事業対象地の特性を考慮した対策を実施するよう事業者を指導します。

2 浸水想定区域における対策

- (1) 町は、浸水想定区域の指定があったとき又は浸水により相当な被害が生じるおそれがあるときは、町の洪水ハザードマップで、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めます。
- (2) 町は、地域防災計画に定めた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を住民に周知するよう努めます。

3 地下施設等における被害軽減対策

- (1) 地下施設管理者は、地下施設等への洪水等による浸水防止のため、土のうなどの水防資機材の備蓄、出入り口のステップアップの設置、止水板の設置、防水扉の設置などの対策に努めます。
- (2) 地下施設管理者は、洪水等による浸水のため、停電、水圧によるドアの閉鎖等、起こりうる事態を想定し、従業員への防災教育、避難、誘導訓練等の安全確保体制の充実を図ります。

4 地下等における浸水の危険性の周知、啓発

町及び地下施設管理者は、日ごろから洪水等による地下施設等への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性についての周知、啓発に努めます。

第3節 河川改修

1 改修の整備目標雨量

町管理河川については、被害をできるだけ軽減するための目標として、1時間当たり概ね50mmの降雨に対応できる整備を目標とします。

2 主要河川の改修

県管理の河川については、町は、河川管理者へ災害発生の危険度の高い箇所を整備を優先するよう要望します。

第4節 下水道整備（雨水）

町は、雨水による浸水被害が予想される地域において、排水施設の整備、マンホール等の浮上・飛散防止等の対策を進めます。

第5節 水害予防施設の維持補修

町は、広域農道、漁港、海岸、林道の各施設について機能の保持又は向上のための維持補修を行います。

第6節 土砂災害対策

「第2部 第1章 第4節 土砂災害対策」と同様とします。

第7節 建築物の安全確保

町は、県と協力し、地下室の安全対策、落下物防止や浸水防止の普及、啓発を行うとともに、建築物の所有（管理）者に対して指導助言に努めます。

また、町及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、風水害に対する安全性の確保に十分配慮します。

第 8 節 地盤沈下の防止

町は、地盤沈下の把握のために県と協力して、地盤の変動量、地下水位等の観測を行います。

第 9 節 ライフラインの安全対策

上下水道施設については、「第 2 部 第 1 章 第 5 節 1 上下水道施設」と同様とします。

第5部 風水害等災害応急対策計画

第1章 災害時応急活動事前対策

第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充

- 1 災害時の通信手段等の確保
「第3部 第1章 第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充」と同様とします。
- 2 災害情報受伝達の一層の強化
 - (1) 洪水予報河川の浸水想定区域の指定があったときは、町は、当該浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法を定めます。
 - (2) 町は、洪水等により浸水が想定される区域に関して、洪水情報の伝達方法を定めます。

第2節 災害対策本部等組織体制の拡充

「第3部 第1章 第2節 災害対策本部等組織体制の拡充」と同様とします。

第3節 救助・救急、消火活動体制の拡充

- 1 水防力の強化
「第3部 第1章 第3節 1 消防力の強化」と同様とします。
- 2 救援活動用設備等の整備
「第3部 第1章 第3節 2 救援活動用設備等の整備」と同様とします。
- 3 水防資機材の整備
町は、風水害等災害において水防上必要な資機材の整備充実を図ります。

第4節 避難対策

「第3部 第1章 第4節 避難対策」と同様とします。

第5節 要配慮者に対する対策

「第3部 第1章 第5節 要配慮者に対する対策」と同様とします。

第6節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策

「第3部 第1章 第6節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策」と同様とします。

第7節 医療・救護・防疫対策

「第3部 第1章 第7節 医療・救護・防疫対策」と同様とします。

第8節 文教対策

「第3部 第1章 第8節 文教対策」と同様とします。

第9節 緊急交通路指定想定路線、緊急輸送路等の確保対策

「第3部 第1章 第9節 緊急交通路指定想定路線、緊急輸送路等の確保対策」と同様とします。

第10節 ライフラインの応急復旧対策

「第3部 第1章 第11節 ライフラインの応急復旧対策」と同様とします。

第11節 広域応援体制等の拡充

「第3部 第1章 第12節 広域応援体制等の拡充」と同様とします。

第12節 自主防災組織の充実

「第3部 第1章 第13節 自主防災組織の充実」と同様とします。

第13節 防災知識の普及

「第3部 第1章 第14節 防災知識の普及」と同様とします。

第14節 防災訓練の実施

町は、地域防災計画の習熟、住民の防災意識の高揚等を図るため、風水害を想定した防災訓練を実施します。

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 災害発生直前の対策

風水害は、気象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能です。

したがって、被害を軽減するためには、町、関係機関、報道機関を通じての情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策がきわめて重要となります。その際、町は要配慮者に配慮するとともに、住民にわかりやすい情報伝達に努めます。

1 警戒及び注意の喚起

町は、日ごろから洪水等により浸水が予想される区域及びがけ崩れ等予想危険箇所等の関係住民に対して周知徹底を図り、降雨時等に住民が混乱なく避難できるよう努めます。

また、風水害が発生するおそれがあるときは、河川管理者、海岸管理者等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意します。さらに、洪水等により浸水が予想される区域等の警戒活動を行います。

2 災害未然防止活動

町は、災害の未然防止を図るため、県と協力して、随時、区域内の河川、海岸等を巡視します。水防上危険な箇所があったときは、直ちに河川又は海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求めます。

また、気象の悪化が予想されるときは、監視及び警戒を更に厳重に行い、事態に即応した措置を講じます。

3 避難のための立ち退き等

町長は、危険区域等の居住者等に対して人命の保護その他の災害を防止するため、特に必要と認めるときは、住民に対して自主避難の呼びかけや避難行動要支援者に対して避難の開始を呼びかけます。次に避難指示を発令します。

なお、避難指示等の発令では、次の基準を参考にします。

【避難指示等の発令の判断基準(1)：一般的基準】

(1) 地すべり、がけ崩れ等により危険が切迫しているとき。
(2) 関係官公署から豪雨、台風、山崩れ、土砂崩れ、浸水等の災害に関する通報があり、本町においても避難を要すると判断されるとき。
(3) 河川の上流が水害を受け、下流地域に危険があるとき。
(4) 河川が警戒水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。
(5) 避難の必要性が予想される各種気象警報が発せられたとき。
(6) その他、住民等の生命又は身体を風水害から保護するため必要と認められるとき。

【避難指示等の発令の判断基準(2)：土砂災害に対する基準】

避難指示等 (警戒レベル相当)	判断規準	対象地域
自主避難の呼びかけ (レベル2)	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高く、不安を抱える住民のため、一部の避難所を事前に開設する場合 	町内全域
高齢者等避難 (レベル3)	<ul style="list-style-type: none"> 本町に大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、発令対象地域の土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 ※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、発令対象地域の危険度分布が「警戒（赤）」に達していない場合があるため 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） 	土砂災害警戒区域
避難指示 (レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> 本町に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、発令対象地域の土砂災害の危険度分布が「警戒（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 ※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、発令対象地域の危険度分布が「警戒（紫）」に達していない場合があるため 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始 	土砂災害特別警戒区域

	<p>めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 <p>※夜間・未明であっても、躊躇なく避難指示を発令する。</p>	
緊急安全確保 (レベル5)	<ul style="list-style-type: none"> 本町に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、かつ発令対象地域の土砂災害の危険度分布が「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）となった場合 土砂災害の発生が確認された場合 	対象地域
解除	<ul style="list-style-type: none"> 当該地域の大雨特別警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）が解除された場合 	

【避難指示等の発令の判断基準(3)：水害（河川氾濫）に対する基準】

判断規準地点	避難指示等 (警戒レベル相当)	判断規準	対象地域
千歳川・藤木川 [水位観測点] 宮上 千歳観測所 氾濫危険水位 1.85m 避難判断水位 1.40m 氾濫注意水位 1.00m 水防団待機水位 0.65m	高齢者等避難 (レベル3)	<ul style="list-style-type: none"> 当該河川の洪水警報の危険度分布に警戒（赤）が出現した場合 （流域雨量指数の実況値又は3時間先までの予測値が洪水警報基準に到達する場合） 河川水位が避難判断水位（1.40m）に達し、さらに氾濫危険水位に達すると予想される場合 今後時間雨量50mm以上の強い雨が予想される場合 	宮上
	避難指示 (レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> 当該河川の洪水警報の危険度分布に危険（紫）が出現した場合 （流域雨量指数の実況値又は3時間先までの予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） 	宮下 門川
		<ul style="list-style-type: none"> 河川水位が氾濫危険水位（1.85m）に達し、さらに水位上昇が予想される場合 時間雨量50mm以上の強い雨がさらに継続すると予想される場合 一部の地域で災害が発生し、現地に残留者がいる場合 	

	緊急安全確保 (レベル5)	<ul style="list-style-type: none"> 当該河川の洪水警報の危険度分布に災害切迫(黒)が出現した場合 (大雨特別警報(浸水害)の基準に到達した場合) 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊の恐れが高まった場合 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 	
新崎川 [水位観測点] 中央 新崎橋観測所 氾濫危険水位 1.65m 避難判断水位 1.20m 氾濫注意水位 1.15m 水防団待機水位 0.80m	高齢者等避難 (レベル3)	<ul style="list-style-type: none"> 当該河川の洪水警報の危険度分布に警戒(赤)が出現した場合 (流域雨量指数の実況値又は3時間先までの予測値が洪水警報基準に到達する場合) 河川水位が避難判断水位(1.20m)に達し、さらに氾濫危険水位に達すると予想される場合 今後時間雨量50mm以上の強い雨が予想される場合 	鍛冶屋 中央 吉浜
	避難指示 (レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> 当該河川の洪水警報の危険度分布に危険(紫)が出現した場合 (流域雨量指数の実況値又は3時間先までの予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合) 河川水位が氾濫危険水位(1.65m)に達し、さらに水位上昇が予想される場合 時間雨量50mm以上の強い雨がさらに継続すると予想される場合 	
	緊急安全確保 (レベル5)	<ul style="list-style-type: none"> 当該河川の洪水警報の危険度分布に災害切迫(黒)が出現した場合 (大雨特別警報(浸水害)の基準に到達した場合) 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊の恐れが高まった場合 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 	
解除	<ul style="list-style-type: none"> 水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著な場合 上流域における降雨がほとんどない場合 		

4 避難所の開設

町は、災害の発生のおそれがあるときは、必要に応じ避難所を開設し、速やかに地域住民に周知します。

資料 2-24 湯河原町洪水浸水想定区域図

第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置

1 警報・注意報の受理・伝達

(1) 警報・注意報の種類

気象庁及び横浜地方気象台が発表する予報・警報の種類、警報・注意報の地域細分は、次のとおりです。

【特別警報の種類及び発表基準】

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

【警報・注意報の種類及び発表基準】

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年11月24日現在
発表官署 横浜地方気象台

湯河原町	府県予報区	神奈川県		
	一次細分区域	西部		
	市町村等をまとめた地域	西湖		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	21	
		土壌雨量指数基準	13B	
	洪水	流域雨量指数基準	新崎川流域=12.2	
		複合基準 ^{*1}	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	25m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	25m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	山地	12時間降雪の深さ30cm
平地			12時間降雪の深さ10cm	
波浪	有観波高	5.0m		
高潮	潮位	1.3m ^{*2}		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	15	
		土壌雨量指数基準	9I	
	洪水	流域雨量指数基準	新崎川流域=9.7	
		複合基準 ^{*1}	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	12m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	山地	12時間降雪の深さ10cm
			平地	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有観波高	2.5m	
	高潮	潮位	1.1m	
	霧	降雪等により被害が予想される場合		
	靄			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	最小湿度35%実効湿度55%			
なだれ				
低温	夏期:最低気温16℃以下が数日継続			
	冬期:最低気温-5℃以下			
霜	最低気温4℃以下 晩霜期			
霪水・霪雪	霪しい霪水(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

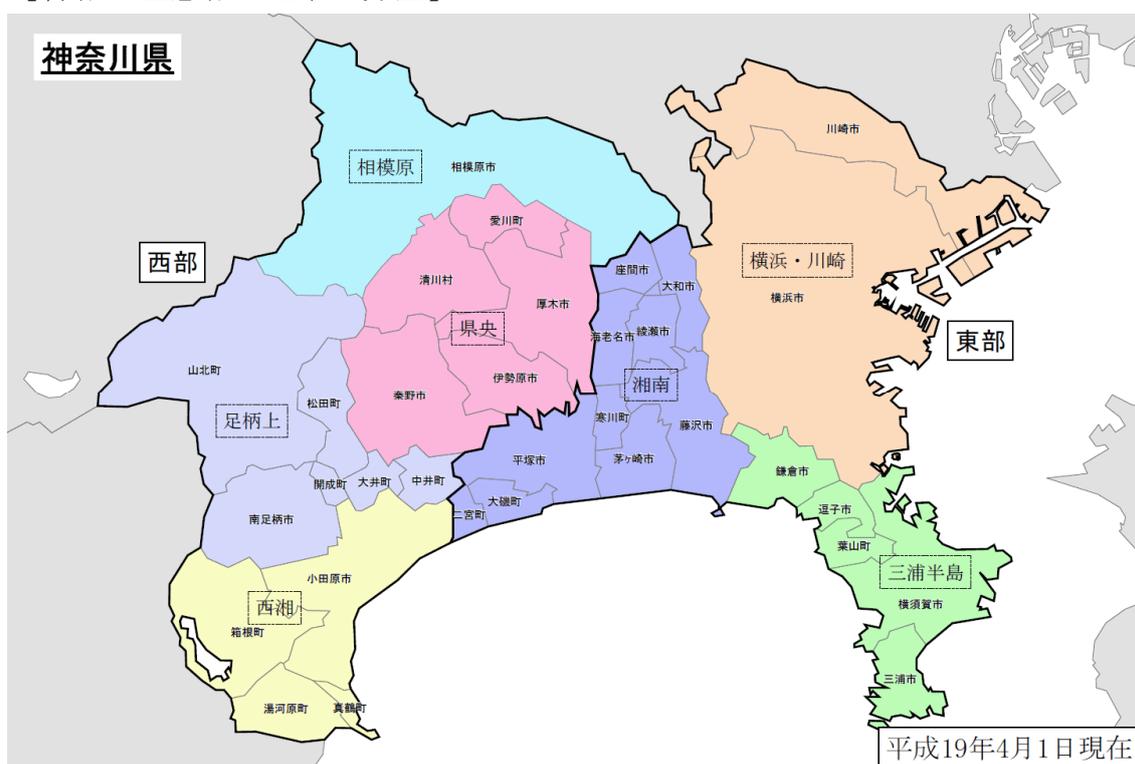
*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 神奈川県が定める基準水位観測所(小田原)における高潮特別警戒水位(1.20m)への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

【警報・注意報の細分区域】

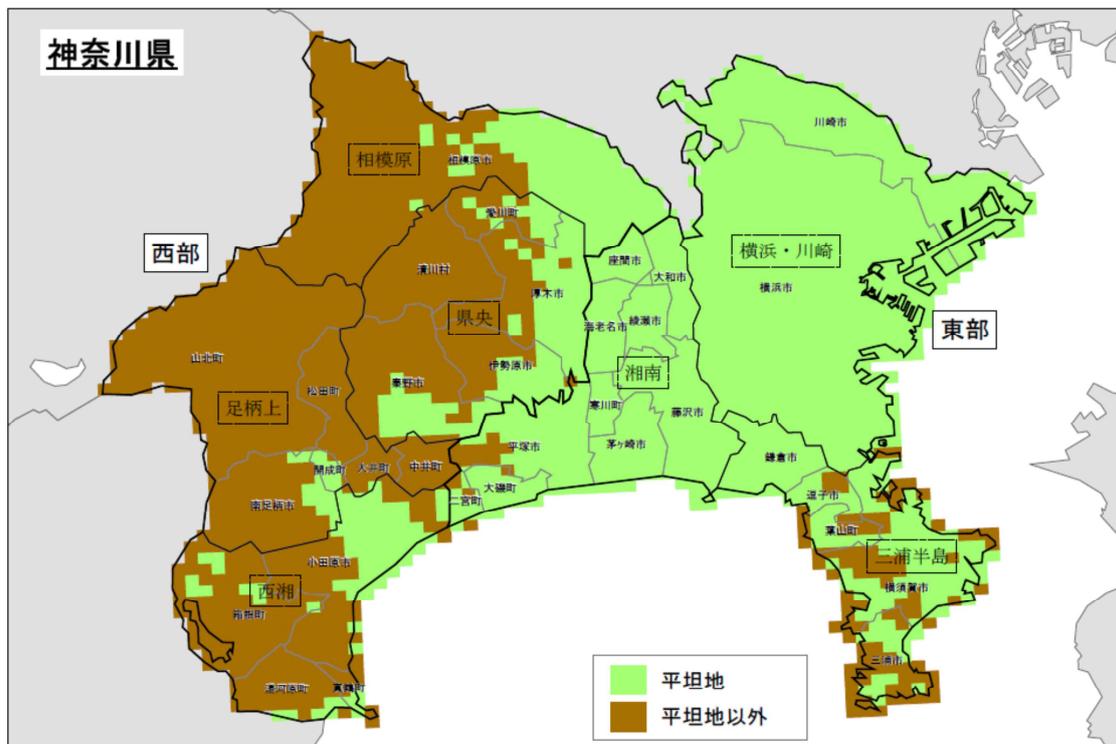
一次細分区域	二次細分区域	細分区域に含まれる市町村
東部	横浜・川崎	横浜市、川崎市
	湘南	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町
	三浦半島	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
西部	相模原	相模原市
	県央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村
	足柄上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
	西湖	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

【警報・注意報の地域細分図】



【平坦地及び平坦地以外の区分図】

※平坦地とは「概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25%以上の地域」のこと

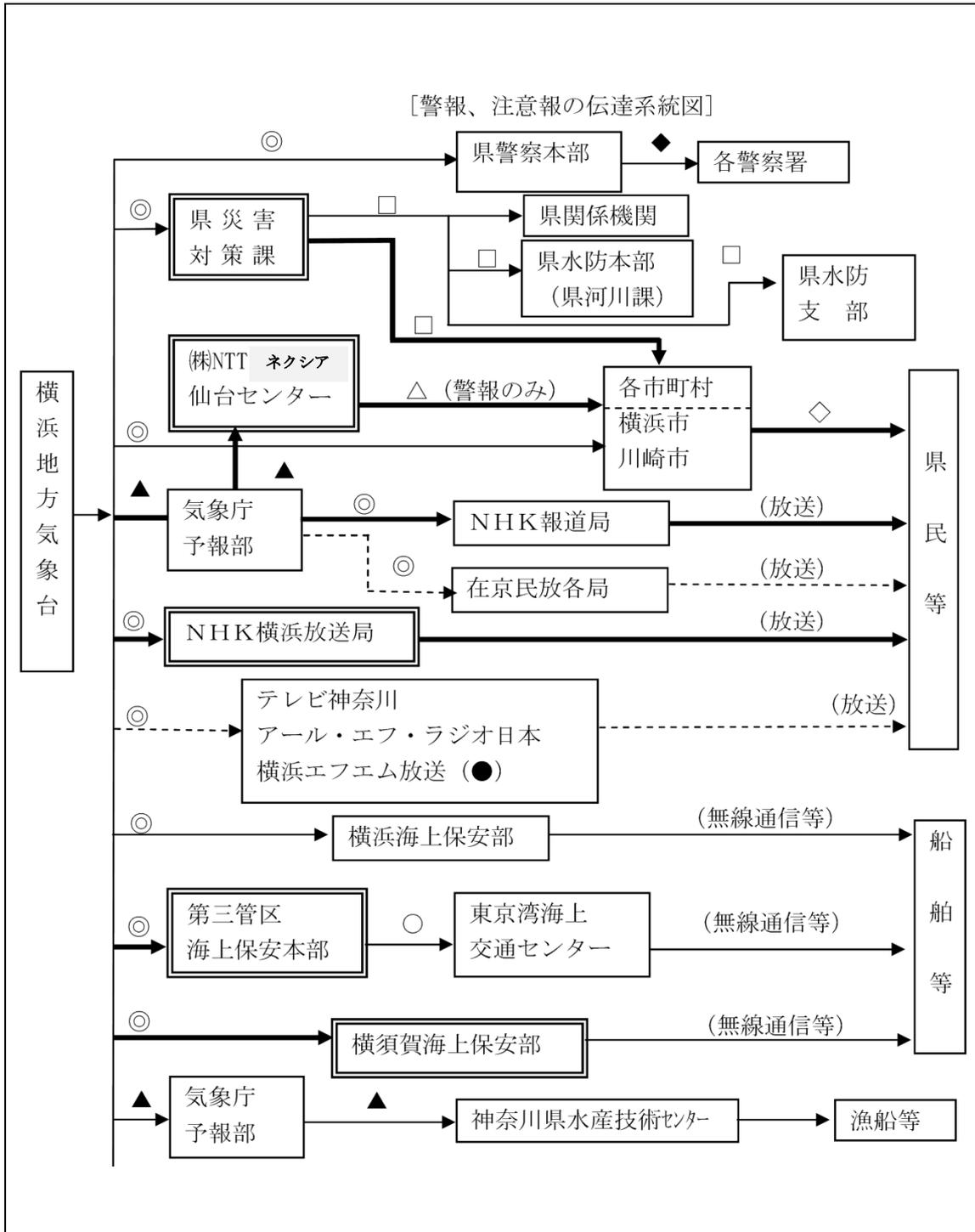


(2) 警報・注意報の伝達

気象庁及び横浜地方気象台が発表する警報・注意報は、次の伝達系統に基づき受理し、住民等へ伝達します。

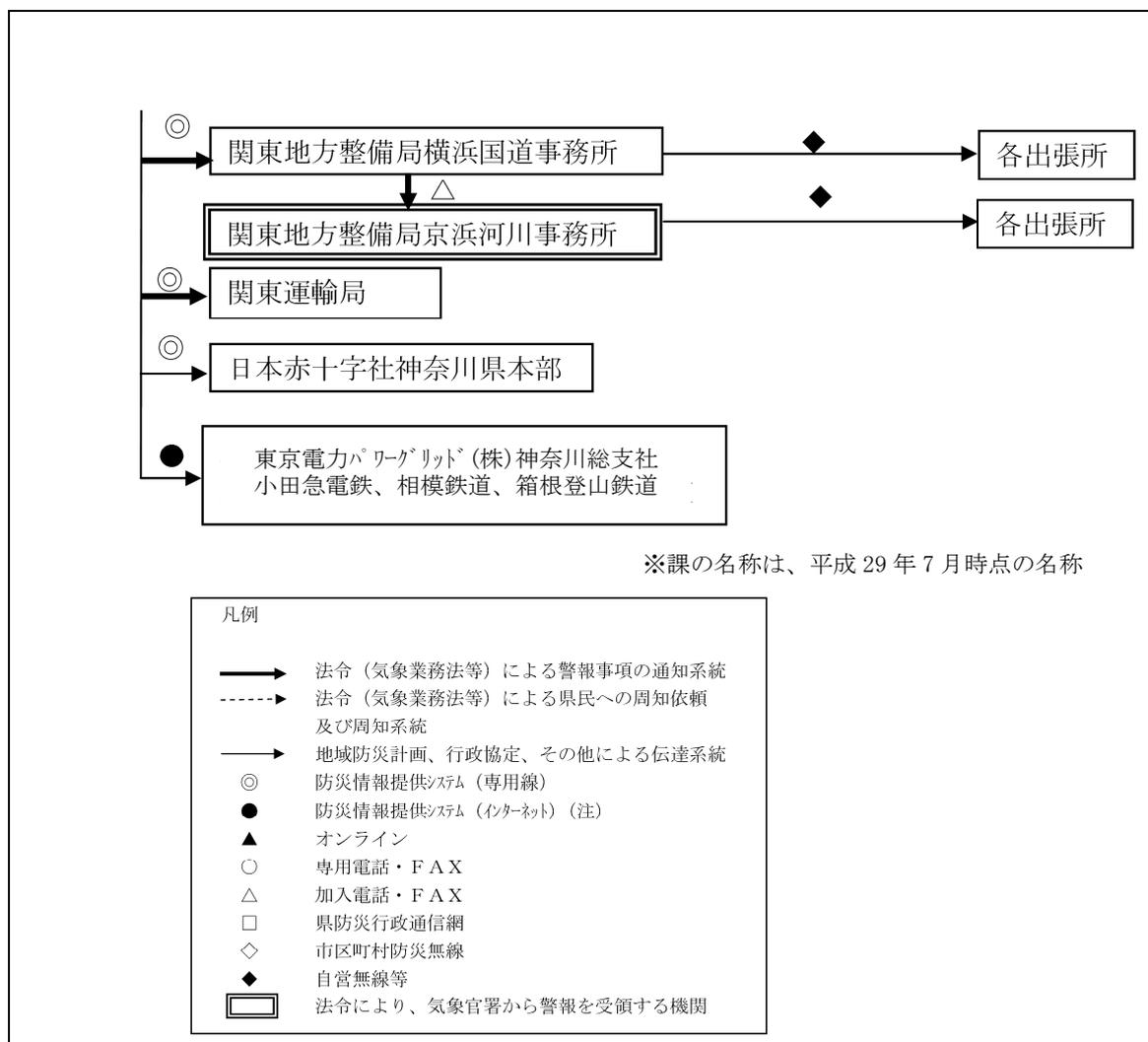
【警報、注意報の伝達系統図(1)】

神奈川県地域防災計画 ー風水害等災害対策計画ー (平成29年7月) より



【警報、注意報の伝達系統図(2)】

神奈川県地域防災計画 ー風水害等災害対策計画ー (平成 24 年 12 月) より



2 災害情報等の収集・伝達

「第 3 部 第 2 章 第 1 節 1 災害情報等の収集・伝達」と同様とします。

3 災害対策本部設置のための事前配備体制

「第 3 部 第 2 章 第 1 節 2 災害対策本部設置のための事前配備体制」と同様とします。

4 災害発生直後の被害情報の収集

「第 3 部 第 2 章 第 1 節 3 災害発生直後の被害情報の収集」と同様とします。

- 5 災害対策本部の設置
「第3部 第2章 第1節 4 災害対策本部の設置」と同様とします。
- 6 災害広報の実施
「第3部 第2章 第1節 5 災害広報の実施」と同様とします。
- 7 通信手段の確保
「第3部 第2章 第1節 6 通信手段の確保」と同様とします。

第3節 水防対策

- 1 町の水防事務区域
町が水防を行う河川等は、次のとおりです。

知事が水防警報を行う河川	新崎川
	千歳川
	藤木川
	アケジ沢
知事が水防警報を行う海岸	湯河原

- 2 監視警戒
 - (1) 常時監視
町は、随時、区域内の河川、堤防、海岸等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川又は海岸管理者に連絡して必要な措置を求めます。
 - (2) 非常警戒
町は、気象の悪化が予想されるときは、区域内の河川、海岸等の監視及び警戒を更に厳重に行い、事態に即応した措置を講じます。

3 水防警報

- (1) 知事が水防警報を行う河川等は、前頁の表のとおりです。
 (2) 水防警報の伝達は、県の水防計画に準じます。

【水防警報の種類と内容】

「平成27年度 神奈川県水防計画」より

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、はん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。または水位流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により又は既にはん濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又ははん濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。

4 通信連絡体制

町は、水防時においても情報及び連絡が確実に行われるよう通信施設等の警備強化に努めます。

また、特に、重要水防区域は、小田原土木センターと緊密な連携をとり、その警戒に当たります。堤防その他施設が決壊又はこれに準ずべき状態が発生したときは、直ちに同支部に通報するとともに、はん濫による被害が拡大しないよう努めます。

5 水防状況報告

町は、県水防計画に基づき、小田原土木センターに報告します。

資料 2-2-1 水防警報を行う河川海岸及び湾岸区域

資料 2-2-2 管内河川の水位観測所一覧表

第4節 救助・救急、消火及び医療救護活動

「第3部 第2章 第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動」と同様とします。

第5節 避難所の開設・運営

「第3部 第2章 第4節 避難所の開設・運営」と同様とします。

なお、避難勧告等の発令の判断基準は、「第3節 避難の勧告または指示」と同様とします。

第6節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

「第3部 第2章 第5節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動」と同様とします。

第7節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

「第3部 第2章 第6節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動」と同様とします。

第 8 節 文教対策

「第 3 部 第 2 章 第 7 節 文教対策」と同様とします。

第 9 節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

「第 3 部 第 2 章 第 8 節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」と同様とします。

第 10 節 警備・救助対策

「第 3 部 第 2 章 第 9 節 警備・救助対策」と同様とします。

第 11 節 ライフラインの応急復旧活動

「第 3 部 第 2 章 第 10 節 ライフラインの応急復旧活動」と同様とします。

第 12 節 広域的応援体制

「第 3 部 第 2 章 第 11 節 広域的応援体制」と同様とします。

第 13 節 災害救助法関係

「第 3 部 第 2 章 第 12 節 災害救助法関係」と同様とします。

第 14 節 災害ボランティア活動への支援

「第 3 部 第 2 章 第 13 節 災害ボランティア活動への支援」と同様とします。

第 15 節 二次災害の防止活動

「第 3 部 第 2 章 第 14 節 二次災害の防止活動」と同様とします。

第 16 節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

「第 3 部 第 2 章 第 15 節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動」と同様とします。

第 17 節 災害廃棄物等の処理対策

町では、「神奈川県災害廃棄物等処理策定指針」及び「神奈川県災害廃棄物等処理業務マニュアル」等に基づき、ごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況を把握するとともに、し尿処理対象やごみの発生量を推計し、応急体制の確保を図り、適切な収集・処理に努めます。

第6部 特殊災害対策計画

第1章 計画の目的

本計画は、地震災害及び風水害以外の自然災害や大規模な事故等に関する対策について、特殊災害対策として定めるものです。

特殊災害対策として、第2章に火山災害対策、第3章に油流出等海上災害対策、第4章に大規模火災対策、第5章に林野火災対策を示します。

なお、特殊災害については、その性質上、本町単独での対応が難しいことも予想されるため、町は、国、県、警察、その他関係機関等と連携を図りながら対応します。

第2章 火山災害対策

第1節 計画の概要

富士山又は箱根山等が噴火したときは、町内では、噴出物や降灰等による負傷者の発生や農作物の被害、土石流、河川のはん濫などの被害が発生する可能性が考えられます。

町は、災害予防対策として、住民への防災知識の普及を図るとともに、火山災害が発生または発生するおそれがあるときに、情報の収集及び住民への情報の伝達、避難の実施等の応急対策を実施します。

第2節 噴火警報等の種類・噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものです。噴火警戒レベルを導入した火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表します。住民や登山者・入山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードをつけて警戒を呼びかけます。

さらに、降灰予報として、噴煙の高さが概ね火口上3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合を発表基準として、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域に対して発表します。

火山現象に関する情報

情報等の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
週間火山概況	過去1週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎週金曜日
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時

噴火警戒レベル表

予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (居住地域) ↓ (略称) 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル 5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
	レベル 4 (高齢者等避難)		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される (可能性が高まってきている)。	
	噴火警報 (火口周辺) ↓ (略称) 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル 3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす (この範囲に入ったときには生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル 2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入ったときには生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	
噴火予報	—	火口内等	レベル 1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入ったときには生命に危険が及ぶ)。

噴火警戒レベル未導入の火山

予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (居住地域)* ↓ (略称) 噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓及びそれより火口側の範囲において嚴重に警戒 (居住地域嚴重警戒**)	居住地域又は山麓及びそれより火口側に重大な被害を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	噴火警報 (火口周辺) ↓ (略称) 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域又は山麓の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 (入山危険)	火口から居住地域又は山麓の近くまで重大な影響を及ぼす (この範囲に入ったときには生命に危険が及ぶ) 程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 (火口周辺危険)	火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入ったときには生命に危険が及ぶ) 程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	
噴火予報	—	火口内等	平常	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入ったときには生命に危険が及ぶ)。

*居住地域が不明確なときは「噴火警報 (山麓)」

**居住地域が不明確なときは「山麓嚴重警戒」と記載。

富士山の噴火警戒レベル

平成 19 年 12 月 1 日 導入

予報警報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<p>●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。</p> <p><宝永（1707年）噴火の事例> 12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に推積</p> <p><その他の噴火事例> 貞観噴火（864～865年）：北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火（800～802年）：北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達</p> <p>●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）。</p> <p><宝永（1707年）噴火の事例> 12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）：地震多発、東京など広域で揺れ</p>
		4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	<p>●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。</p> <p><宝永（1707年）噴火の事例> 12月14日まで（噴火開始数日前）：山麓で有感となる地震が増加</p>
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<p>●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。</p> <p><宝永（1707年）噴火の事例> 12月3日以降（噴火開始十数日前）：山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった。</p>
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<p>●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。</p> <p><過去事例> 該当する記録なし</p>
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	●火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で特定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。

注3) 火口出現が予想される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火災防災協議会作成）で示された範囲を指す。

箱根山の噴火警戒レベル

平成 21 年 3 月 31 日 導入

予報警報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●溶岩流や火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生。 <過去事例> 3000 年前：冠ヶ岳溶岩ドーム形成、火砕流発生
		4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している。 <過去事例> 有史以降の事例なし
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●想定火口域を超えて大きな噴石が飛散するような噴火の発生 <過去事例> 有史以降の事例なし
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 <過去事例> 2001 年 6～10 月：地震活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動、噴気異常等の熱活動の活発化
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏。 ●一時的な地震の増加。 <過去事例> 2006 年 9～11 月：一時的な地震の増加 1966 年 6～7 月：一時的な地震の増加、翌年泉温の上昇 2013 年 1～2 月：一時的な地震の増加

注 1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

第3節 防災知識の普及

防災知識の普及として、町は住民に対して、降灰による影響などに関する知識の普及に努めます。

〈降灰による影響〉

- ・火山灰を吸い込むと、ただちに生命に危険を及ぼすことはないが、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなど、健康被害の恐れがある。
- ・屋根に堆積した火山灰の重みにより、木造建築物等が倒壊する可能性があるため、徐灰するか堅牢な建物への避難が必要になる。特に、降雨により水分を含んだ場合は倒壊の可能性が高まる。
- ・堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられ、状況によってはその影響が広い範囲に及ぶ。
- ・降灰後の降雨により、土石流の発生の可能性が高まる。
- ・河川の上流域で多量の降灰があった場合、支流や溪流からの土砂の流入により本川河道の河床が上昇するため、洪水の危険性が高まる。

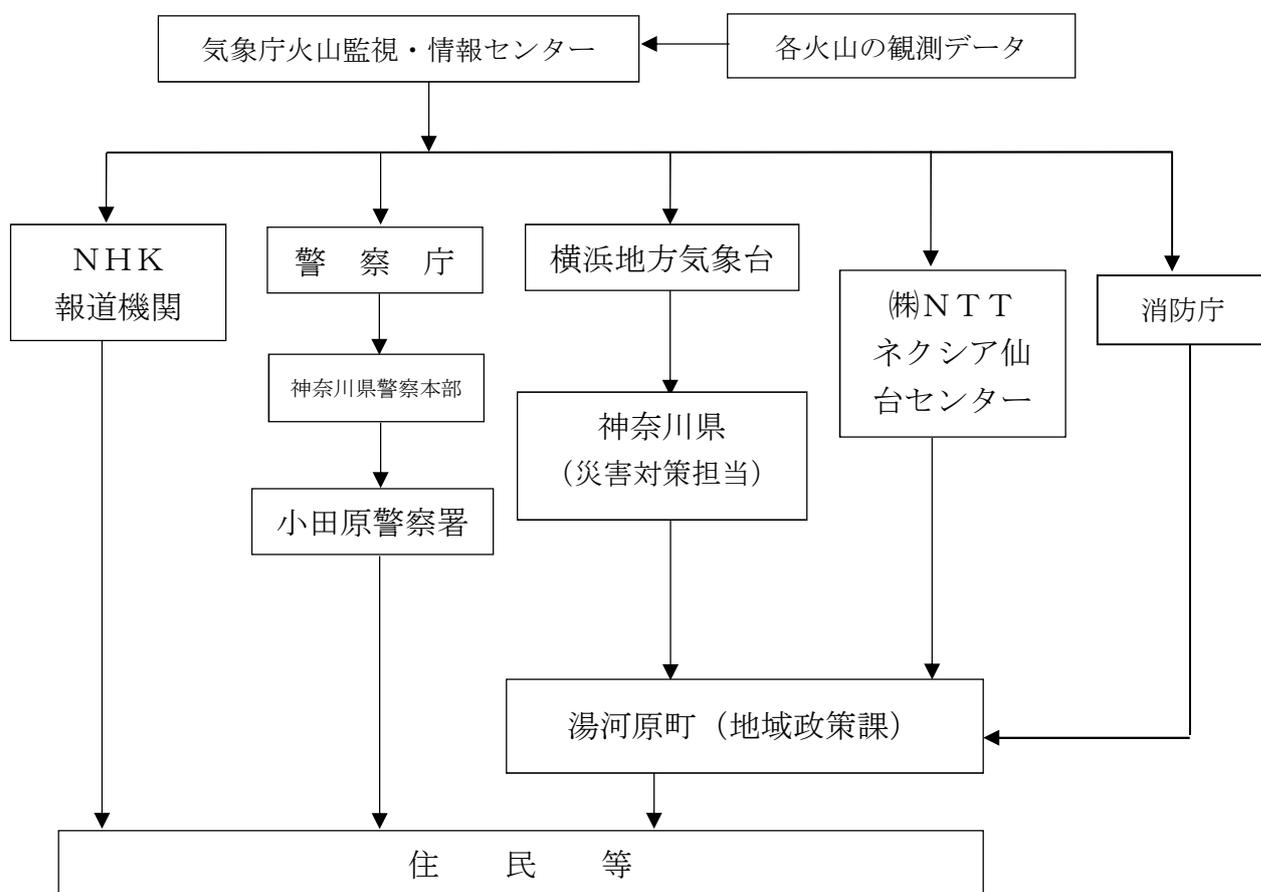
第4節 災害情報等の収集・伝達

火山災害が発生または発生するおそれがあるときの情報の収集・伝達については、「第3部 第2章 第1節 1 災害情報等の収集・伝達」に準じて行います。

なお、町は、气象台及び関係機関から最新の情報を収集するとともに、防災行政無線、公用車、ホームページ等の適切かつ効果的な広報を実施し、情報不足による住民の混乱防止に努めます。

また、気象庁火山監視・情報センターが発表した噴火警報及び予報について、町は所定の伝達系統に従い、情報を住民等へ速やかに伝達します。

火山に関する情報（噴火警報、噴火予報、解説情報等）の伝達系統



第5節 活動体制の確立

火山情報等に基づき、町は、災害対策本部など必要な体制を確立します。

また、火山災害では、火山噴火、火砕流、降灰など広範囲での対応が必要となるため、町は、県をはじめ関係機関等との連携体制を早期に確立します。

第6節 広報・避難対策

町は、国からの伝達に基づき、噴火時の避難、警戒範囲を設定します。また、降灰とともに大雨警報が発表された場合には、土石流が発生するおそれのある危険区域の住民に対して、避難指示等を行います。

火山噴火の状況により住民の避難が必要になったときの避難対策については、「第3部 第2章 第4節 避難所の開設・運営」に準じて行います。

さらに、町は、関係機関と協力し、噴火警戒レベルに応じた安全情報の提供、

降灰による健康被害防止、その他必要な事項について広報を実施するとともに、県及び関係機関から火山灰による健康への影響等に関する情報を収集し、状況に応じて健康相談窓口を開設し、住民からの健康に関する相談を受け付けるなどの対策を実施します。

第7節 救助・救急、消火及び医療救護活動

富士山又は箱根山等が噴火したときには、噴出物による火災や負傷者が発生する可能性があります。このため、救助・救急、消火及び医療救護活動については、「第3部 第2章 第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動」に準じて行います。

第8節 交通の確保

火山噴火のおそれがあるときや噴火したときは、避難活動等により交通渋滞等の混乱が発生することが予想されます。このため、町及び県警察は、交通規制等により緊急交通・輸送に必要な道路を確保します。

交通の確保については、「第3部 第2章 第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」に準じて行います。

第9節 噴出物、降灰等の処理

火山噴火による噴出物や降灰等は、ライフラインや交通への障害や農作物への影響が起きるため、町は、各関係機関と連携し、噴石の除去、清掃などの応急対策や必要な支援を行います。

また、町は、降灰による被害が発生し、人命または財産の保護のため必要であると認めた場合は、他の市町村長に対し応援要請を行い、若しくは県に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求を行います。

第3章 油流出等海上災害対策

第1節 計画の概要

船舶等の事故により、積載油等が大量に流出し又は流出するおそれがある場合、町は沿岸地域の自然環境、港湾及びその他沿岸地域の施設の保護を図るため、関係機関等と連携して応急対策を実施し、災害の波及防止及び被害の軽減に努めます。

第2節 防除資機材の整備

町は、油等が大量に流出したときに備え、防除資機材の整備に努めます。

第3節 災害情報等の収集・伝達

油流出等の災害が発生または発生するおそれがあるときの情報の収集・伝達については、「第3部 第2章 第1節 1 災害情報等の収集・伝達」に準じて行います。

第4節 三浦半島・相模湾排出油等防除協議会への参画

町は、「三浦半島・相模湾排出油等防除協議会」に参画します。

本協議会は、三浦半島及び相模湾周辺海域において、油等の排出事故が発生し又は発生のおそれがあるときの排出油等の防除活動について必要な事項を協議し、その実施を推進するため、次の業務を行います。

- 1 排出油等の防除に関する自主基準（防除活動マニュアル）の作成
- 2 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- 3 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
- 4 その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

第5節 発災直後の情報収集・連絡

関係事業者等は、大規模な油流出等海上事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、速やかに海上保安庁第三管区海上保安本部に連絡しま

す。第三管区海上保安本部は、事故情報を県及び関係機関へ連絡し、県は、海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者、沿岸市町及び関係機関に連絡します。

町は、配備体制に入り流出及び被害状況等の情報を収集し、流出及び被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県及び関係機関へ連絡します。

また、油等が大量に流出し、または大量流出のおそれがある場合、事故の規模、予想される被害等により、必要と認められるときは、被害が発生する前の警戒段階から、警戒本部等を設置して、県及び関係機関と連携して迅速・的確な対応ができる体制をとります。

さらに、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第二十三条に基づき、町災害対策本部を設置します。

第6節 沿岸住民への周知

町は、第三管区海上保安本部及び関係機関から最新の情報を収集するとともに、防災行政無線、公用車、ホームページ等により適切かつ効果的な広報を実施し、災害の状況等を沿岸住民に周知します。

第7節 避難対策

発災時には、町、第三管区海上保安本部及び県警察は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難準備情報の発表または避難指示を行います。

第8節 救助・救急

県警察及び町は、第三管区海上保安本部等と協力して救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

第9節 沿岸漂着油の回収

- 1 海上事故により大量の油等が流出した場合、事故の原因者は、防除措置を講じます。
- 2 町は、必要に応じて、排出された油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去及び回収した油の処理を行います。油等防除活動を行うために必要な油等防除資機材の調達を県へ要請し、県は、これを受けて、他の市町村及び都道

府県等に資機材の提供を求め、調整を行います。また、回収油等の一時保管場所の調査協力を行います。

3 排出油等の処理に当たっては、海洋環境の保全に配慮して行います。

第 10 節 特定非営利活動法人神奈川県水難救済会の措置

特定非営利活動法人神奈川県水難救済会は、第三管区海上保安本部をはじめ、関係機関からの協力を求められた場合、必要な応急措置の実施に協力するよう努めます。

第4章 大規模火災対策

第1節 計画の概要

町は、大規模火災の発生防止にかかわる各種事前対策を行います。

また、大規模火災が発生したときは、的確な火災対策を実施するとともに、住民や観光客等の安全確保のため、県警察等関係機関と連携して避難誘導を行います。

第2節 事前対策

1 消防用設備等の整備、維持管理

町及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所の建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行います。

2 建築物の防火管理体制

町及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所の建築物等について、消防法の規定により防火管理者又は防災管理者を適正に選任するとともに、防火管理者又は防災管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図ります。

また、消防法で規定する自衛消防隊に初期消火、消防機関への通報、避難誘導が適切に行えるよう訓練を実施します。

3 建築同意制度の活用

町は、消防法の規定による建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図ります。

4 予防査察等による指導

(1) 町は、不特定多数の者を収容する施設を対象として予防査察時に防火安全対策について適切な指導を行います。

(2) 町は防火対象物の状況を把握し、火災の発生のおそれのある物件等の発見に努め、関係者に対し、万全を期すよう指導します。

第3節 災害情報等の収集・伝達

大規模火災時の情報の収集・伝達は、「第3部 第2章 第1節 1 災害情報等の収集・伝達」に準じて行います。

第4節 救助・救急、消火及び医療救護活動

大規模火災時の救助・救急、消火及び医療救護活動は、「第3部 第2章 第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動」に準じて行います。また、必要に応じて、町は、県に対して緊急消防援助隊の出動要請及び自衛隊の災害派遣要請の要求を行います。

第5節 避難対策

大規模火災の状況により住民の避難が必要になったときの避難対策は、「第3部 第2章 第4節 避難所の開設・運営」に準じて行います。

第6節 災害対策本部の設置

消火活動の長期化が予想される場合は、町は、災害対策本部を設置します。

災害対策本部の設置は、「第3部 第2章 第1節 4 災害対策本部の設置」に準じて行います。

第7節 交通の確保

大規模火災が発生したときは、避難活動等により交通渋滞等の混乱が発生することが予想されます。このため、町及び県警察は、交通規制などにより緊急交通・輸送に必要な道路を確保します。

交通の確保は、「第3部 第2章 第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」に準じて行います。

第5章 林野火災対策

第1節 計画の概要

林野火災は、広範囲に及ぶことが多いため、町は、県、周辺市町、県警察等の関係機関及び林業関係者等と連携して林野火災対策の推進を図ります。

第2節 事前対策

町は、県と協力してポスターの掲示、リーフレットの配布、山火事予防期間中の垂れ幕の設置等の啓発活動を行い、住民及び入山者等への林野火災予防思想の普及に努めます。

第3節 災害情報等の収集・伝達

林野火災時の情報の収集・伝達については、「第3部 第2章 第1節 1 災害情報等の収集・伝達」に準じて行います。

なお、町内及び隣接する市町で林野火災が発生したときは、町は、県と協力して火災の発生場所とその状況、風向き等の気象情報等を収集します。

第4節 救助・救急、消火及び医療救護活動

林野火災時の救助・救急、消火及び医療救護活動は、「第3部 第2章 第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動」に準じて行います。また、必要に応じて、町は、県に対して緊急消防援助隊の出動要請及び自衛隊の災害派遣要請の要求を行います。

第5節 避難対策

林野火災の状況により住民の避難が必要になったときの避難対策は、「第3部 第2章 第4節 避難所の開設・運営」に準じて行います。

第6節 災害対策本部の設置

消火活動の長期化が予想される時は、町は、災害対策本部を設置します。

災害対策本部の設置については、「第3部 第2章 第1節 4 災害対策本部の設置」に準じて行います。

第7節 交通の確保

林野火災が発生したときは、避難活動等により交通渋滞等の混乱が発生することが予想されます。このため、町及び県警察は、交通規制などにより緊急交通・輸送に必要な道路を確保します。

交通の確保は、「第3部 第2章 第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」に準じて行います。

第8節 二次災害の防止

町は林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して、二次災害の防止に努めます。

第7部 復旧・復興対策計画

第1章 復旧・復興対策の実施

第1節 復興体制の整備

1 復興計画策定に係る庁内組織の設置

町は、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るため、復興に関する事務等を行う組織（復興本部）を設置し、復興計画作成方針の検討、復興計画に係る案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、各部局との調整を行います。

2 人的資源の確保

本格的な復旧作業及び復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になりますが、被災職員による減員等により、特定の分野や職種において人員不足が予測されます。

このため、町は、特に人材を必要とする部門については、関係部局と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、必要に応じて臨時的任用職員等の雇用を行います。

(1) 派遣職員の受入れ

町は、不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法等に基づき、職員の派遣又はあっせんの要請を行い、職員を受入れます。

(2) 専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価などの土地に関する法的な問題など、さまざまな問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想されます。

町は、こうした問題について、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士などの専門家に支援を要請します。

第2節 復興対策の実施及び復興計画の策定

1 復興に関する調査

町は、復興対策及び復興対策に係わる応急対策を迅速・的確に行うため、復興に関する調査を行います。

復興に関する調査は、町職員を迅速に召集し、調査体制を確立します。また、人員が不足するときは、県又は災害協定締結市町に応援を依頼し、調査体制を確立します。調査内容は、以下のとおりとします。

(1) 建築物の被災状況に関する調査

町は、応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して県に報告します。

(2) 都市基盤復興にかかる調査

ア 公園・緑地等の被災状況調査

町は、広域避難場所や応急仮設住宅用地となる公園・緑地等の被害状況を調査します。

イ その他都市基盤復興にかかる調査

町は、漁港・海岸・下水道施設等の被害調査や、災害廃棄物の状況について調査します。

(3) 応急住宅対策に関する調査

応急仮設住宅等の住宅対策について、迅速な意志決定や適切かつ計画的な住宅供給を行うための調査を行います。

ア 応急仮設住宅必要戸数の把握

町は、家屋被害状況調査、建設戸数調査を行い、県に報告します。

(4) 生活再建支援にかかる調査

ア 罹災証明用住宅被災状況調査

町は、災害見舞金等を支給するために必要な罹災証明を発行するため、「全壊、焼失、半壊建築物数及びデータ」等を基に、罹災証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行います。

イ その他生活再建にかかる調査

町は、要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要となる被災状況について調査します。

(5) 地域経済復興支援にかかる調査

町は、被災地全体の概要の把握や特に中小企業の工場や商店街の商店等

の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行います。

ア 事業所等の被害調査

町は、震災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業施設等の被害について調査を行います。

イ 地域経済影響調査

町は、産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握します。

(6) 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたるため、その進捗状況は時間や地域によって異なります。そこで、町は、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状況等に応じた的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正します。

2 復興計画の策定

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は、高度かつ複雑な大規模事業になります。町は、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、県の指針に基づき、復興計画を策定します。

(1) 復興計画の基本方針の策定

ア 復興理念と基本目標の設定

住民、事業者、町が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくためには、復興に関わる全ての人が地域都市のあるべき姿を共有することが必要となります。そこで、復興の目標となる復興理念（スローガン）及び基本目標を設定します。

イ 地域全体の合意形成

復興は、地域が一体となって行っていくものであり、地域全体の合意形成を図ることが必要であり、復興計画を策定していく過程において合意形成を図ります。

(2) 分野別復興計画の策定

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建に当たっては、市街地整備のみならず、産業振興、福祉、教育等広範な分野にわたる事業を展開していく必要があり、都市復興、住宅復興、産業復興、生活再建など、個別具体的な計画が必要な分野については、分野別復興計画を策定します。また、計画の策定に当たっては、各計画の整合性を図ります。

- (3) 復興計画において規定する事項
 - ア 復興に関する基本理念
 - イ 復興の基本目標
 - ウ 復興の方向性
 - エ 復興の目標年
 - オ 復興計画の対象地域
 - カ 個々の復興施策の体系（被災市街地・都市基盤等の復興計画、被災者の生活再建支援計画、地域経済復興支援計画等）
 - キ 復興施策や復興事業の事業推進方策
 - ク 復興施策や復興事業の優先順位
- (4) 復興計画策定のプロセス
 - ア 復興計画の策定に当たっては、復興に関する事務等を行う組織（復興本部）の長は専門家から意見を聞き、復興計画策定方針を作成し、関係部局において部局案を作成します。
 - イ 復興計画に住民の意見を反映するとともに、関係機関に対しても意見を求めます。その後、意見を集約し、分野別復興計画等との整合を図り、復興計画案を策定します。
 - ウ 復興本部長は、復興本部会議の審議を経て、復興計画及び分野別復興計画を決定し、公表します。
- (5) 復興計画の公表
 - 住民や町などが協働・連携して復興対策を推進するため、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット、県・町広報誌等により復興施策を具体的に公表します。

第3節 市街地復興

- 1 都市復興基本方針の策定
 - 町は、各地の被災状況、地域の従前の都市基盤施設の整備状況、既定の長期計画・広域計画における位置づけ等を踏まえ、原状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするのかを検討し基本方針を策定し公表します。
- 2 復興整備条例の制定及び復興対象地区の設定
 - 町は、生活の基盤である市街地の復興について自治体の方針を宣言するものとして条例を定めるよう努めます。この条例には、町、住民・事業者の責務、復興対象地区の指定と整備手法等を明示します。
 - 条例を制定した場合、県及び町は、被災状況調査や既存の都市計画にお

ける位置づけ、都市基盤整備状況等に基づき、復興対象地区の地区区分を設定します。

3 建築制限の実施

町は、都市計画区域内の被災の程度や従前の状況によって、都市計画、区画整理等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、建築基準法等に基づき区域を設定し、建築制限を実施します。この場合、住宅等の復興に関して情報提供を行うため、建築相談所等を開設します。

4 都市復興基本計画の策定、事業実施

町は、住民の意見の集約を図りながら、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針など、具体的な復興施策を示す都市復興基本計画を策定します。

町は、復興対象地区ごとに、地区復興都市計画を策定します。

5 仮設市街地対策

県及び町は、地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、応急仮設住宅の建設等により、住民の他地域への疎開を減らし、被災前のコミュニティをできる限り守るため、仮設市街地計画を策定します。

6 住宅対策

生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きく関わってくるため、県及び町は、持ち家、マンション等の再建支援、災害公営住宅の供給及び公営住宅等への特定入居等を行います。

また、公営住宅の入居対象外の住民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行います。

第4節 都市基盤施設等の復興対策

都市基盤施設の復興は、災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧と施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいは、防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の3つの段階に分けられ、それぞれの基本方向にそって施策を実施します。

1 被災施設の復旧等

- (1) 町は、被災した公共施設の早期復旧に努めます。
- (2) 町は、ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者との連携のもと、施設の早期復旧に努めます。

2 応急復旧後の本格復旧・復興

町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、幹線道路、都市公園、河川、漁港などの骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフライン施設の地中化などの防災性の強化、さらには建築物や公共施設の耐震、不燃化などを基本目標とします。

(1) 道路・交通基盤

町は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、復旧・復興方針を作成します。

なお、計画道路については、被災状況や市街化の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更も含めて再検討します。

(2) 公園・緑地

町は、被災市街地・集落の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法などと調整を図り、公園・緑地の復旧・復興方針を作成します。また、都市計画決定されている公園緑地の整備を進め、既存公園に防災施設の整備・拡充を行うとともに、広域的な防災拠点となる公園を整備します。

(3) ライフライン施設

町は、被害状況や緊急性を考慮して、各ライフライン事業者と調整を図り、施設の早期復旧を目指すとともに、防災性の向上に努めます。

(4) 河川・砂防施設・急傾斜地崩壊防止施設・海岸保全施設・森林等

町は、管理する各施設について、被害状況や緊急性を考慮して、施設の早期復旧を目指すとともに、耐震性の強化など防災性の向上に努めます。

(5) 災害廃棄物等

町は、安全と環境に配慮して、迅速かつ効果的な災害廃棄物等の処理を実施するため、「神奈川県災害廃棄物等処理策定指針」及び「神奈川県災害廃棄物等処理業務マニュアル」等に基づき、発災後早期に災害廃棄物等処理実施方針を作成するとともに、建設業協会等の関係機関と協力して、実施方針を基に災害廃棄物等処理実施計画を作成します。

町は県と協力して、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確認するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適切な処理を行います。災害廃棄

物の処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めます。

なお、家屋等の解体は原則として所有者が行いますが、国の補助が認められた場合には、町は県及び関係機関と調整のうえ解体処理実施計画を作成し、受付窓口等を設置して、分別、運搬等について周知し、広報を行います。

第5節 生活再建支援

1 被災者の経済的再建支援

町は、被災者の生活再建が円滑に進むよう、福祉、保健、医療、教育、労働、金融等総合相談窓口を設置し、さらに被災者生活再建支援金や災害弔慰金、災害障がい見舞金の支給、災害援護資金や生活福祉資金の貸付け及び罹災証明の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予、減免をします。

(1) 被災者生活再建支援金の支給

町は、被災者の自立的な生活再建が速やかに図られるよう、被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行います。また、県は、これを受けて、被災者生活再建支援金支給に関する事務を行います。

(2) 災害援護資金・生活福祉資金の貸付

町は、災害により家屋等に被害を受けた世帯等に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害援護資金の貸付けを行います。また、県社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時には「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得者世帯を対象に貸付けます。

(3) 災害弔慰金・災害障がい見舞金の支給

町は、災害による死亡者の遺族に対し、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害弔慰金を支給します。

また、災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた者に対しては、同法に基づき、条例に従って災害障がい見舞金を支給します。

(4) 義援物資の受入れ及び配分

ア 民間企業や自治体等からの義援物資

町は、関係機関等の協力を得ながら、協定を締結している民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握します。町は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図るものとします。

また、現地の需給状況を考慮して同リストを逐次改訂し、これを活用して物資の配分を行います。

イ 個人等からの小口義援物資

町は、個人等からの小口の義援物資については、原則受け入れないこととし、その方針について周知するものとします。

なお、周知にあたっては、記者発表や県及び市町村のホームページへの掲載のほか、県域報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載要請などを行います。

(5) 義援金の受入れ及び配分

町は、義援金の受入れ、配分に関して、日本赤十字社神奈川県支部、(福)湯河原町社会福祉協議会等と連携し、適切な受入れ、配分を行います。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めます。

(6) 生活保護

町は、被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるので、申請漏れが発生しないよう、相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行います。また、被災の状況によっては申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して要保護者の把握に努めます。

(7) 税の減免等

町は、被災者の生活再建を支援するため、個人住民税、個人事業税、軽自動車税、固定資産税、不動産取得税などの地方税について、申告期限等の延長、徴収猶予、減免などの納税緩和措置について検討します。

(8) 社会保険関連

町は、国民健康保険、介護保険など社会保険関連の特例措置を実施します。

(9) 精神的支援

ア 被災者の精神的な不調に関する相談及び訪問相談等

町は、被災を体験したことにより、精神的に不安定になっている被災者に対し、相談窓口等を設けて、医師、保健師、精神保健福祉士等が「こころの相談」に応じるとともに、必要に応じ訪問相談を行います。

イ 被災者の精神保健活動支援のための地域拠点の設置

町は、被災者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等への長期的な対応及び、被災精神障がい者の地域での生活支援を目的に、被災者の精神保健活動支援のための地域拠点を設置し、地域に根ざした精神保健活動を行います。

ウ 被災児童・生徒等のこころのケア事業

町は、災害時に特に影響を受けやすい児童・生徒等に対して、相談窓口の設置や電話相談の開設、スクールカウンセラー等による巡回相談等を実

施します。

(10) 要配慮者対策

ア 高齢者・障がい者等への支援

町は、高齢者、障がい者等の要配慮者の被災状況を把握し、ホームヘルプサービス、入浴サービス、訪問指導等各種支援を行います。

イ 外国人被災者への支援

町は、外国人被災者に対し、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるように、応急仮設住宅、義援金など各種交付金の手続きといった被災後の生活情報を、やさしい日本語による発信に加え、多言語で発信するとともに、災害時に開設される臨時災害相談所において、通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語で、帰国手続き、罹災証明、義援金等の金銭給付、就労、労働、住宅等に関する相談に応じます。

(11) 社会福祉施設、社会復帰施設等

ア 地域の福祉需要の把握

町は、要配慮者、介助者、住宅、施設等の被災による新たな福祉需要の発生や、既存の福祉サービスの供給能力の低下など、増大する福祉需要に対応するため、地域の福祉需要の把握に努めます。

イ 社会福祉施設、社会復帰施設等の再建

町は、社会福祉施設や社会復帰施設等を早期に再建し、入所・通所者への適切なサービスを確保するため、社会福祉法人等への再建支援を実施します。

ウ 福祉サービス体制の整備

町は、被災後の生活環境の変化等による社会福祉施設等への入所・通所者の増加に対応するため、新たな人員、設備の確保や施設の新設、既存施設の増設等を検討します。

(12) 生活環境の確保

ア 食品・飲料水の安全確保

町は、非常用飲料水や貯水槽等の水を飲料水として利用することによる感染症の発生等を未然に防止するため、飲料水の安全確保のための処置指導を行います。また、水道施設の早期復旧のための支援を行います。

また、食料品については、炊き出し等による健康被害が発生しないように食品衛生確保のための指導を行います。

イ 公衆浴場等の情報提供

町は、公衆浴場や理髪・美容店の営業状況を把握し、情報提供を行います。

(13) 教育の再建

ア 学校施設の再建・授業の再開

町は、被災地での授業の早期再開を図るため、校舎等の補修箇所等を確認し、修繕や建替等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況等を把握し、再建復興計画を作成します。

また、仮設校舎の設置や公共施設の利用等により授業実施の場を確保します。

イ 生徒等への支援

町は、生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行います。また、転入・転出手続きについても弾力的に取り扱います。

(14) 社会教育施設、文化財等

町は、被災施設の再建支援を行うとともに、収蔵品の保管場所の確保、破損した収蔵品の補修計画を策定します。また、文化財についても、破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進します。

(15) 歴史的公文書の修復等

町は、歴史的公文書等の修復や破損防止を行うため、県から修復方法等の情報提供を受けるとともに、職員派遣等の支援を要請します。

(16) 災害救援ボランティアの活動支援

ア 要配慮者に対するボランティア活動支援

被災者が一時避難所から仮設住宅に移り、さらに自立できる人達から仮設住宅の退去が進む復興期においては、高齢者や障害者、親を失った子ども達など要配慮者の個別化が進み、個々の要配慮者をサポートするには、行政のみの対応では限界があります。

このため、町では、社会福祉協議会、民間企業等と協働で、個別ケアなどに取り組むボランティアやNPOが円滑かつ効果的に活動を行うことができるよう、必要な情報の提供などの支援に努めます。

イ 被災地のボランティア団体に対する支援

被災地の復興に向けては、地域の住民や団体が主体となって長期的に取り組んでいくことが必要です。

こうしたことから、町は、県と連携して、要配慮者に対する支援や、まちづくり、産業振興など、様々な課題に関わる地元のボランティアやNPOのネットワーク化や組織強化などに対する支援に取り組みます。

(17) 情報提供、町民相談

町は、行政の行う施策のほか、被災地域の生活関連情報等を整理し、ホームページや広報紙等を利用して提供します。

また、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じます。

第6節 地域経済復興支援

1 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

(1) 相談・指導体制の整備

町は、雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興を図ることができるよう、情報提供や様々な問題の解決を助ける相談・指導体制を整備します。相談に当たっては、商工会、観光協会、旅館協同組合など各種関係団体と協力し、総合的な支援を行います。

(2) 商談会、イベント等の活用

町は、各種団体との協力体制を確立し、情報発信に取り組むとともに、観光フェア、イベントの活用等により、観光や地場産業のPRを行い、観光客の誘致を目指します。

2 金融・税制面での支援

(1) 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

既存の貸付制度により融資を受けている事業者は、被災により返済資金の調達が困難になり、償還が困難になることが予想されるため、町は、県及び国等の関係機関に対して償還条件の緩和など特例措置を要請します。

また、被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、償還期限の延長など特別な取扱いを行うよう要請します。

(2) 既存融資制度等の活用の促進

町は、事業者が速やかに事業を再建できるよう、既存融資制度等について周知し、活用促進を図ります。

(3) 金融制度、金融特別措置の周知

町は、速やかに事業所の再建を図るため、国や県等の既存融資制度を含む各種の融資制度についての情報提供を行うとともに、リーフレット等を作成します。

(4) 税の減免等

町は、災害の状況に応じて、個人事業税などの地方税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免などの納税緩和措置について検討します。

3 事業の場の確保

(1) 仮設賃貸店舗の建設

町は、被害状況調査や事業者、業界団体等の意見をもとに、店舗の被災（倒壊、焼失など）により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗を建設し、低

廉な賃料等での提供を検討します。

(2) 工場・店舗の再建支援

町は、自ら工場・店舗等を再建しようとする事業主・組合等に対して、(公財)神奈川産業振興センターと連携を図りながら相談・指導を行うとともに、資金面に関する支援を検討します。

(3) 民間賃貸工場・店舗の情報提供

町は、業界団体等に対して賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の提供を依頼して情報収集を行い、リストを相談窓口や業界団体等に配布するとともに、町ホームページ等を活用して情報提供を行います。

(4) 発注の開拓

町は、取引企業の被災、交通事情の悪化等により被災していない事業所(特に中小企業)の経営状況が悪化することが予想されるため、被害状況や団体の意見を踏まえ、受注拡大に向けた発注の開拓を検討します。

(5) 物流ルートに関する情報提供

町は、長期にわたる道路等の利用制約により、原材料等の仕入れ、商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努めます。

4 農林水産業者に対する支援

(1) 災害復旧事業等の実施

町は、被災した農林水産業の再建に加え、生鮮食料品の安定供給を図るため、国等が行う各種の農林水産業施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復旧事業等を行います。

なお、津波災害は沿岸部の漁業者に対して、壊滅的な被害をもたらす場合があることから、漁場及び水産業の一体的復旧等に十分留意するものとします。

(2) 既存制度活用の促進

町は、被災した農林水産業者が速やかに生産等が再開できるよう、農林水産団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し、活用を促進します。

(3) 物流ルートに関する情報提供

町は、長期にわたる道路利用等の制約により、生産物等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努めます。

第7節 計画・復旧状況に関する情報提供

町は、住民及び各団体に対して、広報紙、ホームページ、新聞、テレビ・ラジオ等の広報媒体により、生活再建支援及び地域経済復興にかかわる計画、復旧状況に関する必要な情報の提供に努めます。

第8部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 計画の目的

第1節 推進計画の目的等

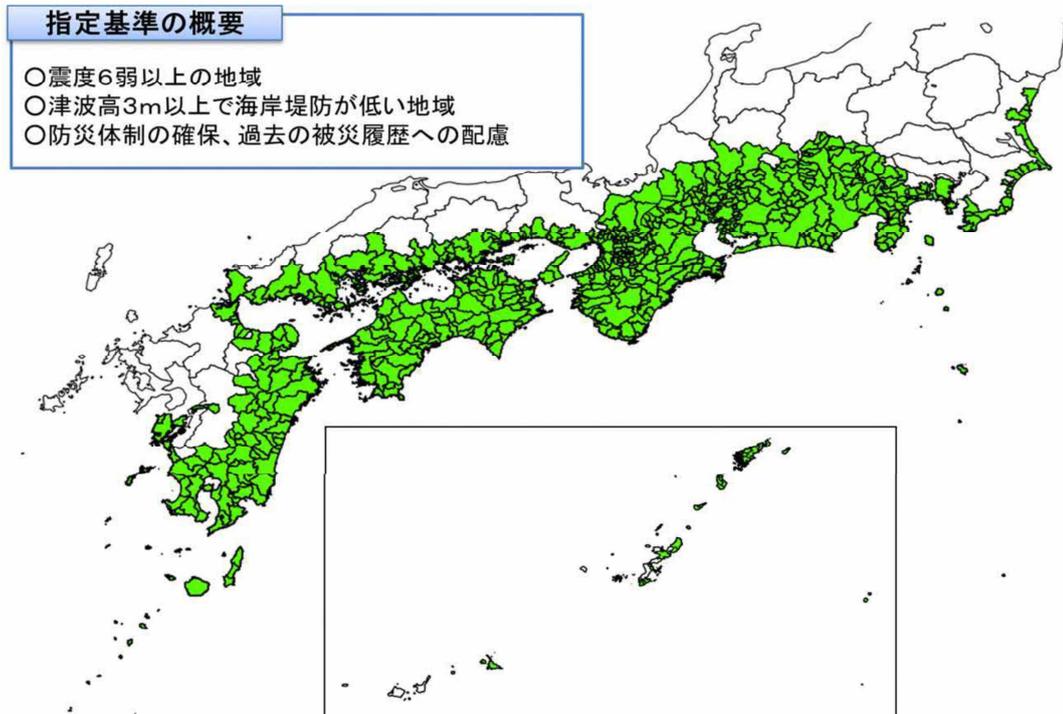
1 南海トラフ地震に関する防災対策の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号、以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的としています。

2 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

- (1) 本町は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づく推進地域及び同法第10条第1項の規定に基づく南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されています。

県内では、南海トラフ地震防災対策推進地域に27市町が、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に13市町が指定されています。



南海トラフ地震防災対策推進地域（内閣府資料）

(2) 神奈川県内の南海トラフ地震防災対策推進地域

横浜市・横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・
逗子市・三浦市・秦野市・厚木市・伊勢原市・海老名市・座間市・
南足柄市・三浦郡葉山町・高座郡寒川町・中郡大磯町・同郡二宮町・
足柄上郡中井町・同郡大井町・同郡松田町・同郡山北町・同郡開成町・
足柄下郡箱根町・同郡真鶴町・同郡湯河原町

(3) 神奈川県内の南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・逗子市・
三浦市・三浦郡葉山町・中郡大磯町・同郡二宮町・足柄下郡真鶴町・
同郡湯河原町

3 南海トラフ地震により想定される被害の概要

中央防災会議防災対策推進検討会議の下に平成 24 年 4 月に設置された
「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」により平成 24 年 8 月
に発表された本町に係る被害想定及び平成 27 年 3 月に神奈川県が発表した
神奈川県地震被害想定調査報告書の南海トラフ巨大地震による本町の主な
被害想定については、次のようになっています。

最大震度	津波の水位（最短津波到達時間）	
	湯河原海岸	福浦漁港海岸
6 弱	4.2m（31 分）	3.4m（32 分）

4 神奈川県地震被害想定調査報告書の南海トラフ巨大地震による本町の被害想定

「第 1 部 第 3 章 第 1 節 被害想定」参照

5 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町に係る地震防災に関し、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第 1 部 第 5 章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用します。

第2章 地震情報

第1節 南海トラフ地震に関する情報

南海トラフ沿いでは、1854年には安政東海地震と安政南海地震が約32時間の間隔を置いて発生し、1944年の東南海地震の発生後には、約2年間の間隔を置いて1946年に南海地震が発生するなど、東側と西側の領域でマグニチュード8以上の地震が時間差で発生しています。

このため、南海トラフ地震の想定震源域の西側で大地震が発生した後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じる場合を想定し、以下のとおり時間差発生に備えた対策に取り組みます。

なお、南海トラフ地震の想定震源域内で地震が発生し、町内で震度4以上を観測したとき、相模湾・三浦半島に津波注意報以上が発表された場合は、「第3部第2章 災害時の応急活動対策」に基づき、応急活動対策を実施します。

1 南海トラフ地震に関連する情報について

気象庁が発表する南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表します。

「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記します。

「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表します。

(1) 「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合。 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合。
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合。 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）。 ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。

(2) 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

(情報名の上にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で情報発表します。)

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30分程度	調査中	<p>次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で2時間程	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く)。 ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニ

チュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

南海トラフ沿いで観測され得る大規模地震については、確度の高い地震の予測は困難であるものの、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして、防災対応の検討が必要となる3つのケースが想定されています。

(1) 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（以下「半割れケース」という。）の概要

南海トラフ地震の想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合です。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下「M」という。）8以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されます。

(2) 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（以下「一部割れケース」という。）の概要

南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、M7クラスの地震が発生した場合です。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7以上、M8未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されます。なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で発生したM7以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われます。

(3) ゆっくりすべり／被害なしケース（以下「ゆっくりすべりケース」という。）の概要

短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合です。

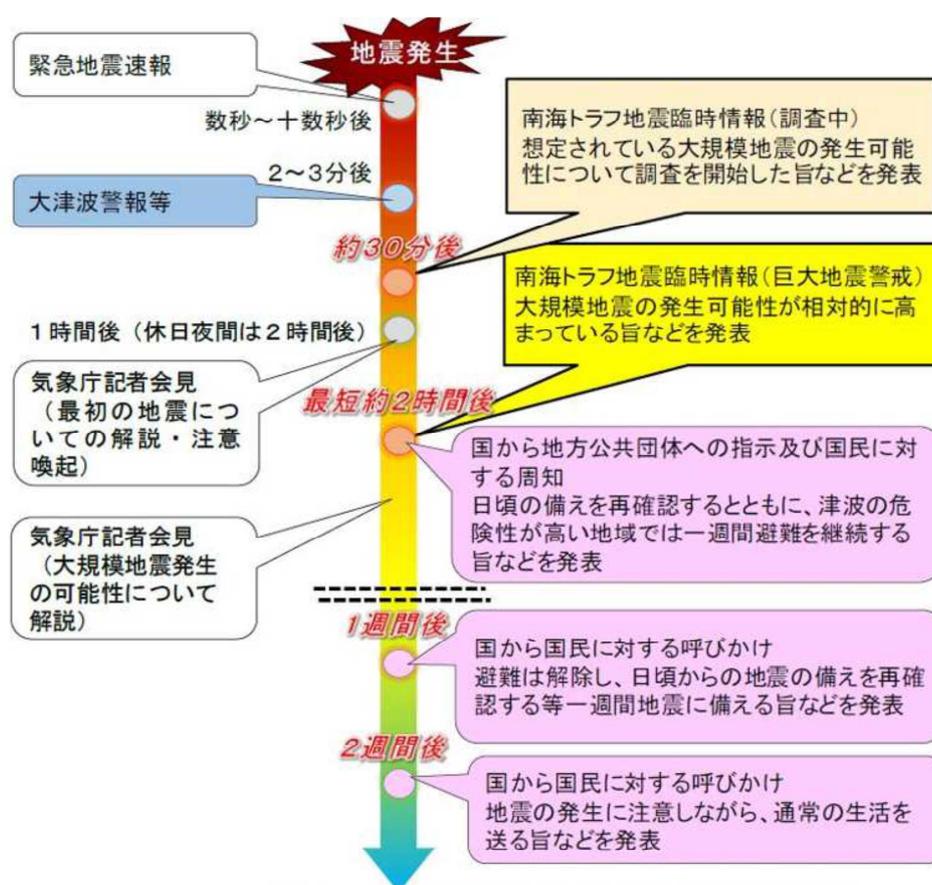
3 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表します。

その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行います。当該評価結果が、前項の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表されます。

異常な現象に対する評価	発表される情報
○ 半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
○ 一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
○ ゆっくりすべりケース	

【出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（平成31年3月、内閣府）】



※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後は、随時、「南海トラフ地震関連解説情報」で地震活動や地殻変動の状況を発表

第3章 防災対応

第1節 南海トラフ沿いで時間差発生する後発地震への防災対応

町は、最初に発生した地震や津波警報等の程度に応じた災害応急対策を行いつつ、南海トラフ沿いで時間差発生する後発地震に備えるため、気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報の内容に応じ、次のような防災対応を行います。

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

(1) 防災対応

区分	防災対応
気象庁の発表	<p>南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺でM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等が観測された際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を南海トラフ地震臨時情報（調査中）として発表します。</p> <p>その後、気象庁は、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行い、その評価結果を南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意又は調査終了）として発表します。</p>
方針	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備えた準備行動をとることとします。
非常配備体制	事前配備職員を参集し、速やかに対策会議を開催する。
主な災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁の発表内容の収集 ○町民等への発表内容等の伝達 ○防災関係機関等との情報受伝達体制の確保 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に備えた準備行動 ・道路・河川・漁港、各種施設・設備、物資等の点検 ・工事現場や沿岸部、土砂災害等の危険性のある個所の点検 ・津波避難ビル・広域避難場所・緊急避難場所・避難施設の点検 ・非常配備や初動体制の確認など

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

(1) 防災対応

区分	防災対応
気象庁等の発表	<p>気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合、最短2時間程度で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表します。</p> <p>国は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等に基づき、後発地震に対して警戒する措置を1週間継続する旨を、都府県を通じて市町村に伝達するとともに、国民に呼びかけます。</p> <p>■国民への呼びかけ（イメージ）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>自治体の避難情報等に注意しつつ、家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認するとともに、津波の危険性が高い地域のうち避難が間に合わない地域では、1週間避難を継続するなど身の安全を確保してください。</p> </div>
方針	<p>町は、後発地震に備え、1週間、明らかに被災するリスクが高い事項については、それらを回避するための災害応急対策を実施し、通常の社会活動をできるだけ維持することとします。</p>
非常配備体制	<p>3号配備とし、速やかに災害対策本部を設置するとともに、同会議を開催する。</p>
主な災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁の発表内容の収集 ○町民等への発表内容等の伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の町民等への周知 ○日頃からの地震への備えを再確認する旨の呼びかけ ○防災関係機関等との連携協力の確保 ○避難対策等 ○緊急輸送道路等の確保 ○町が自ら管理等を行う施設等に関する対策 ○帰宅困難者への対応

(2) 発表後の町民等への周知

町は、町民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、町民等に密接に関係のある事項について周知します。その体制及び周知方法については、「第3部 第2章 第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」を準用します。

また、町は、町民等からの問い合わせに対応できるよう、総務対策部職員を配置します。

■日頃からの地震への備えを再確認する旨の呼びかけ（イメージ）

平常時と比べ、南海トラフ地震の発生可能性が高まっています。家具の固定、非常用持出袋、避難場所や避難所への経路、家族との安否確認方法等の日頃からの地震への備えを再確認しましょう。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震に対しては、その発生可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間（7日間）経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとるものとします。

発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、さらに1週間（対象地震発生から336時間（14日間）経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、後発地震に対して注意する措置をとるものとします。当該期間を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとします。

(4) 避難対策等

南海トラフ地震の想定震源域の西側のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合、相模湾・三浦半島に大津波警報等が発表されることが想定されます。この場合、町は、広域避難場所や緊急避難場所等への避難を呼びかけます。

大津波警報等が津波注意報に切り替わった後、後発地震に備え、次のとおり避難対策を講じます。

ア 事前避難対象地域の設定

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、後発地震が発生してからでは、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域を、後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「事前

避難対象地域」という。)とします。

南海トラフ地震により発生する津波の浸水想定によれば、本町の津波浸水想定区域は、主に福浦漁港や、湯河原海岸及び新崎川河口付近であり、当該地域には住居がないため、事前避難対象地域は設定しないこととします。

ただし、後発地震が発生してからでは避難等が間に合わないおそれがあるような個々の状況を確認した場合は、その地域等に対し避難施設等への一時避難を呼びかけます。

イ 避難所の開設の検討

町は、後発地震に備え、個々の状況（沿岸住民や土砂災害の危険性等）に応じて自主的に避難する町民等を受入れるため、一部の避難所の開設を検討します。

ウ 避難所の運営

町は、一部の避難所を開設した場合、災害が発生した後の避難と異なり、電気、ガス、上下水道、通信サービス等のライフラインが通常どおり稼働し、商業施設等も営業していることが想定されることから、避難者は自ら必要なものは自ら確保することとします。

また、町が備蓄している食料及び生活用品等は、後発地震が発生した際に必要となるものであることから、避難者は、非常用持出品等、1週間を基本とした避難に必要なものをあらかじめ各自で準備し、生活の中で不足するものは営業を継続している商業施設等で、各自が購入することとします。

エ 緊急輸送道路等の確保

国道135号、県道740号及び県道75号では、最初に発生した地震・津波の影響や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表で、渋滞や一部通行止めが発生することが想定されます。

そのため、救助部隊や緊急物資等の受入れ体制が確保できるよう、防災関係機関等と連携し、当該道路や迂回路の点検等を実施するとともに、通行車両等には、発災時に運転者がとるべき行動について周知を図ります。

また、防潮門扉等を閉鎖するとともに、広域応援部隊等の活動拠点や福浦漁港に至る経路の点検等も実施します。

(5) 防災関係機関等との連携協力の確保

町は、後発地震に備え、防災関係機関等と次のような連携協力を図ります。

なお、後発地震発生後の防災関係機関等との連携協力については、「第3部 第1章 災害時の応急活動対策」によるものとします。

防災関係機関等との連携協力の確保

関係機関等	主な連携協力内容
小田原警察署	○緊急輸送道路の交通規制等に関する事項 ○災害時の運転者の取るべき行動の周知
小田原土木センター	○緊急輸送道路の障害物除去や応急復旧に関する事項
湯河原町建設振興会	○災害初動対応に関する事項
東日本旅客鉄道（株） 湯河原駅	○駅構内旅客等に対する当該情報等の伝達 ○運行規制等の情報共有
湘南海上保安署 福浦漁業協同組合	○福浦漁港及び周辺港湾の海事関係者・航行船舶等に対する当該情報の伝達
陸上自衛隊	○災害派遣時の活動拠点に関する事項
小田原医師会湯河原班 小田原歯科医師会 小田原薬剤師会	○災害医療本部の開設に関する事項
東京電力パワーグリッド 株式会社	○電力供給について ○発災直後の電気ブレーカの遮断等の周知
神奈川県L Pガス協会小 田原支部	○ガス供給について ○発災時のガス栓の遮断等の周知
東日本電信電話株式会社 神奈川事業部	○防災対策上重要な電話（通信）の確保に関する事項 ○災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板の周知
神奈川県県西地域県政総 合センター	○市町連絡員の派遣に関する事項 ○広域物資輸送に関する事項
湯河原町社会福祉協議会	○災害ボランティアの募集等に関する事項
かながわ西湘農業協同組 合（湯河原中央支店）	○災害物資の保管等に関する事項
マックスバリュ東海株式 会社	○調達物資等の供給に関する事項
湯河原温泉観光協会 湯河原旅館協同組合 湯河原町商工会	○帰宅困難者への対応に関する事項
F M熱海湯河原	○当該情報等の正確かつ迅速な報道 ○町民等に対する冷静な対応の呼びかけ ○交通・ライフライン・生活関連等の情報提供
金融機関等	○キャッシュサービス等、金融機関の営業に関する事項

(6) 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

ア 道路・河川等

町は、施設の保守点検、資機材の点検・確保、災害応急対策の内容及び実施手順の確認等を行い、応急復旧体制を整えます。

また、工事中の施設については、安全確保上、必要な措置を講ずるものとしします。

イ 公共施設

町は、利用者及び職員の安全の確保を図るため、施設の緊急安全点検を行い、その結果を踏まえ、必要な措置を講ずるとともに、後発地震発生時の避難誘導や施設の一時利用停止などについて検討します。

また、後発地震の発生後、災害応急対策を実施する上で重要な役割を果たす公共施設については、非常用発電機の点検、飲料水及び食料等の備蓄、通信手段の点検等、その機能を果たすために必要な措置を講ずるものとしします。

(7) 帰宅困難者への対応

帰宅困難者への対応については、「第3部 第2章 第4節 3 帰宅困難者（滞留者）等への対応」を準用します。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

(1) 防災対応

区分	防災対応
気象庁等の発表	<p>気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満、又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生、もしくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合、最短2時間程度で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表します。</p> <p>■国民への呼びかけ（イメージ）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認するなど、1週間地震に備えてください。 </div>
方針	<p>町は、後発地震に備え、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを中心とした防災対応をとることとします。</p>
非常配備体制	<p>事前配備職員を参集し、速やかに対策会議を開催する。</p>
主な災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁の発表内容の収集 ○町民等への発表内容の伝達及び日頃からの地震への備えを再確認する旨の呼びかけ ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された時の町民等への周知 ○防災関係機関等との連携協力の確保 ○帰宅困難者への対応

(2) 発表後の町民等への周知

町は、町民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など市民等に密接に関係のある事項について周知します。その体制及び周知方法については、「第3部 第2章 第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」を準用します。

また、町は、町民等からの問い合わせに対応できるような体制を取りま
す。

■日頃からの地震への備えを再確認する旨の呼びかけ（イメージ）

平常時と比べ、南海トラフ地震の発生可能性が高まっています。家具の固定、
非常用持出袋、避難場所や避難所への経路、家族との安否確認方法等の日頃
からの地震への備えを再確認しましょう。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対し
ては、その発生可能性を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレー
ト境界におけるM7.0以上M8.0未満、又はプレート境界以外や想定
震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、
太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週
間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同
じ。）、もしくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と
異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測さ
れていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、後発地震に対して
注意する措置をとるものとします。

当該期間（以下「南海トラフ地震注意対応期間」という。）を経過した後
は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとします。

(4) 町のとるべき措置

ア 防災関係機関等との連携協力の確保

防災関係機関等との連携協力については、第2項によるものとします。

イ 帰宅困難者への対応

帰宅困難者への対応については、第2項によるものとします。

ウ 南海トラフ地震注意対応期間を経過した場合

町は、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分に注意し
つつ、通常の生活に戻るべき旨を町民等に対し呼びかけます。

■通常の生活に戻るべき旨の呼びかけ（イメージ）

地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきていますが、大規模地震発生の
可能性がなくなったわけではありません。
地震の発生に注意しながら通常の生活を送ってください。

第2節 南海トラフ地震に関連する情報に関する知識の普及等

町は、町民等の防災意識を高めるため、主に次の内容の普及・啓発に努めるとともに、自主防災組織及び防災関係機関等と連携し、各種防災訓練、防災講演会、出前講座等を活用した防災訓練の実施を図ります。

- 南海トラフ地震により想定される被害の概要
- 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容
- 「南海トラフ地震関連解説情報」の内容
- 町民等への伝達内容及び日頃からの地震への備えを再確認する旨の呼びかけ
- 災害応急対策をとるべき期間等
- 避難対策等
- 緊急輸送道路の確保の必要性